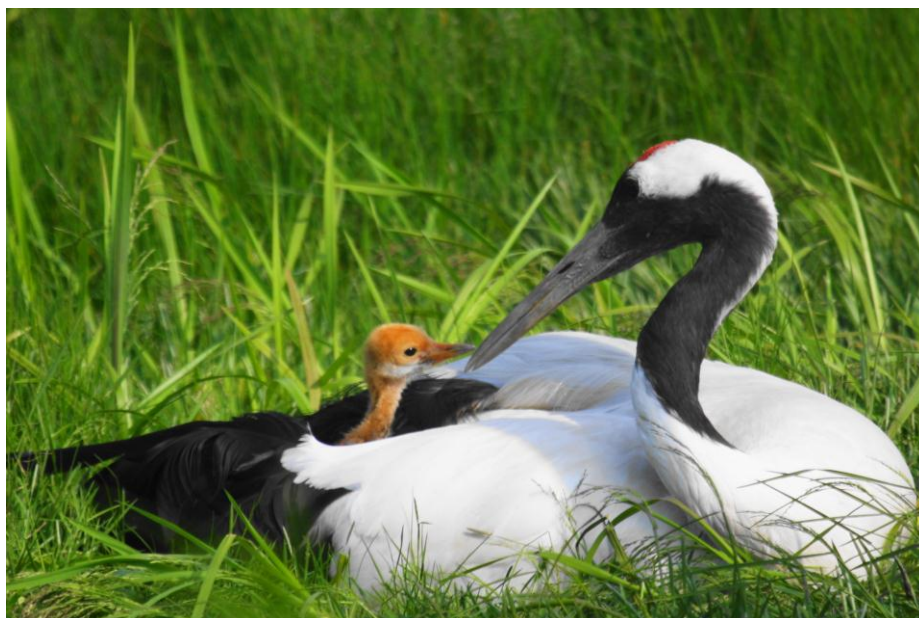


釧路市環境白書

平成24年度版



釧 路 市

表紙の写真は、釧路湿原国立公園指定 25 周年記念「釧路湿原の写真大募集」に寄せられた作品
題名『絆』

はじめに

本市は、釧路湿原や阿寒湖をはじめ、多彩でかけがえのない豊かな自然に恵まれた都市として、また、この豊かな自然を次世代に引き継いでいくためにも、本市の望ましい環境像「自然と共生し、うるおいあふれる環境調和都市」の実現に向け、取り組みを進めています。

今日の環境問題は、産業公害、開発に伴う自然の減少及び都市生活型公害などが中心的課題であった高度経済成長期までの環境問題とは大きく変化しています。

大量生産・大量消費・大量廃棄、そして化石燃料依存の社会経済構造の定着により、人間生活から生ずる環境負荷が地球規模にまで拡大し、地球生態系のこれまでの精妙な均衡が崩れつつあるのではとの懸念が強まっています。

「地球温暖化・気候変動の危機」、「資源浪費による危機」、「生態系の危機」という3つの試練に対して、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」を目指すことで、持続可能な社会に向けた取り組みを、さまざまな主体の参加のもとに進めていく必要があります。

昨年の夏、道内では泊原子力発電所の停止で電力不足の懸念が高まったため、国から数値目標を伴う節電要請があり、同時に計画停電の準備も進められました。このため、道内すべての事業者・一般家庭が節電対象となり、本市においても市役所庁舎をはじめとする市有施設で、照明の取り外し、エレベーターの一部運転停止、電熱機器の使用自粛といった取り組みを積極的に行い、可能な限り計画停電の回避に努めたところです。

節電への取り組みは、市民生活や社会経済活動に多大な負担を強いた反面、エネルギーの希少性や省エネ・新エネの重要性を再認識するきっかけともなり、これらの意識の高まりは地球温暖化対策にもつながるものと考えます。本市としましては、これを一過性のものに終わらせるのではなく、さらなる向上を図り、ひいてはライフスタイルの見直し・定着へとつなげたいと考えます。

本白書は、釧路市環境基本条例に基づく年次報告として、平成23年度における市内の環境の現況及び環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにするためにとりまとめたものです。本白書が皆様に広く活用され、環境保全への理解をさらに深めていただくとともに、環境配慮行動を進めていく上での一助となることを願っております。

平成25年1月

釧路市長 蝦名大也

釧路市環境白書 平成24年度版 目次

第1章 釧路市の概要		(3) バイオマスの利活用	22
1 概要	1	(4) 新エネルギーの研究	23
2 人口	1	(5) 自動車対策	23
3 気候	2	(6) 地産地消の推進	23
4 産業	2	(7) 環境家計簿の普及	24
		(8) 百万人のキャンドルナイトへの参加	24
		(9) グリーン購入の推進	24
第2章 釧路市の環境行政の概要		(10) 釧路市地球温暖化防止実行計画	24
1 環境行政組織	3	(11) 二酸化炭素の吸収源対策	25
2 釧路市環境基本条例	3	2 地球環境の保全	25
3 釧路市環境基本計画	4		
4 釧路市環境審議会	4		
5 釧路市廃棄物減量等推進審議会	5	基本方針Ⅲ 循環型社会の形成	
6 釧路市環境対策推進会議	5	環境の現況	26
		施策の推進状況	27
第3章 環境の現況と施策の推進状況		1 ごみの減量とリサイクルの推進	
基本方針Ⅰ 自然との共生		(1) ごみの減量に関する取り組み	27
環境の現況	6	(2) ごみの適正な分別・排出に関する取り組み	28
施策の推進状況	10	(3) リサイクルに関する取り組み	28
1 自然環境の保全		2 ごみの適正処理	
(1) 自然環境の把握	10	(1) 釧路市ごみ処理基本計画	29
(2) 身近な自然環境の保全	10	(2) 釧路広域連合	29
(3) 釧路湿原の保全	11	(3) ごみの不法投棄対策	29
(4) 阿寒湖の保全	12	(4) ふれあい収集	30
(5) 河川の保全・管理	13	3 バイオマスの利活用と産業廃棄物の適正処理	
(6) 春採湖の保全	13	(1) バイオマスの利活用	30
2 自然環境と事業活動の調和		(2) 未・低利用水産物の有効利用	30
(1) 土地利用計画	14	(3) 建設資材廃棄物等の有効利用	30
(2) 家畜ふん尿の適正処理	14	(4) 産業廃棄物の適正処理	30
(3) 海洋汚染の防止	14		
3 生物多様性の確保		基本方針Ⅳ 都市環境の確保	
(1) 希少な野生生物の保護増殖	14	環境の現況	31
(2) 野生生物の生息環境の整備	15	施策の推進状況	31
(3) 傷病鳥獣の保護	16	1 ゆたかな緑の確保	
(4) 野生生物の適正な保護管理	16	(1) 釧路市緑の基本計画	31
4 自然とのふれあいの推進		(2) 公園、緑地の整備	31
(1) 自然と親しむ環境の整備	17	(3) 道路や公共施設の緑化	33
(2) 自然学習会等の開催	17	(4) 公園里親制度	33
5 地域の自然保護を通じた国際協力		(5) 市民参加による緑化活動	34
(1) 国際協力事業の実施	17	(6) 事業者への緑化指導・緑化助成	34
(2) 釧路国際ウェットランドセンターの活動	18	(7) 親水空間の整備	34
		2 良好な景観の形成	
基本方針Ⅱ 地球温暖化の防止と地球環境の保全		(1) 景観に配慮したまちづくり	35
環境の現況	21	(2) 市民意識の向上	36
施策の推進状況	22	3 歴史的文化的環境の保全	
1 地球温暖化防止への貢献		(1) 文化財の保護	36
(1) 釧路市地球温暖化対策地域推進計画	22	(2) 文化財の発掘調査	37
(2) 太陽光発電システムの設置促進	22		

釧路市環境白書 平成24年度版 目次

4 都市美化の推進		3 パートナーシップの形成	
(1) ごみのポイ捨て防止対策	38	(1) 環境政策の形成に関する市民参加	67
(2) ごみの不法投棄対策	38	(2) 市民参加による環境保全活動	67
(3) 市民との協働による清掃活動の実施	38	(3) 国、北海道、他の地方自治体との連携	68
(4) 空き地、市道等の適正管理	38		
(5) 放置自動車の対策	39	参考資料	
基本方針Ⅴ 生活環境の保全		1 環境に関する条例	
環境の現況	40	(1) 釧路市環境基本条例	70
施策の推進状況	41	(2) 釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例	73
1 大気汚染・悪臭の防止		2 公害に係る環境基準	
(1) 一般環境測定結果	41	(1) 大気汚染に係る環境基準	76
(2) 工場・事業場対策の推進（大気汚染）	43	(2) 有害大気汚染物質に係る環境基準	76
(3) 自動車対策	44	(3) 水質汚濁に係る環境基準	77
(4) 特定悪臭物質環境調査結果	45	(4) 騒音に係る基準	80
(5) 工場・事業場対策の推進（悪臭）	45	(5) 振動に係る基準	82
2 水質汚濁の防止		(6) 地下水の水質汚濁に係る環境基準	82
(1) 公共用水域の水質測定結果	45	(7) 土壌の汚染に係る環境基準	83
(2) 工場・事業場対策の推進（水質汚濁）	52	(8) ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準	84
(3) 生活排水の処理	52	3 排出基準	
3 騒音・振動の防止		(1) 大気汚染防止法	85
(1) 一般地域における騒音・振動測定結果	54	(2) 水質汚濁防止法	87
(2) 工場・事業場対策の推進（騒音・振動）	57	(3) 騒音規制法	89
(3) 市道の維持管理	58	(4) 振動規制法	90
4 有害化学物質汚染の防止		(5) 悪臭防止法	90
(1) ダイオキシン類	59	(6) ダイオキシン類対策特別措置法	91
(2) 土壌汚染	59	(7) 釧路市公害防止条例	92
(3) PRTR制度	59	4 大気・水質に関する測定データ等	
(4) 市有施設の有害化学物質汚染対策	60	(1) 大気汚染常時監視測定結果	94
5 公害苦情の状況	60	(2) 風向風速測定結果	95
基本方針Ⅵ 環境配慮行動の実践		(3) 公共用水域水質測定結果	96
環境の現況	61	5 公害防止協定に基づく立入調査結果	
施策の推進状況	61	(1) 日本製紙株式会社釧路工場	102
1 環境教育・環境学習の推進		(2) 王子マテリア株式会社釧路工場	103
(1) 小中学校における環境教育・環境学習	61	(3) 釧路コールマイン株式会社	103
(2) こどもエコクラブ活動の推進	62	6 用語解説	104
(3) 環境学習会、自然観察会などの開催	62	7 環境行政のあゆみ（年表）	109
(4) 環境学習への支援	63		
(5) 施設の充実	64		
2 環境配慮行動の促進			
(1) 環境に関する情報の提供	64		
(2) 市民や事業者による環境配慮行動への支援	64		
(3) 環境影響評価の推進	65		
(4) 各種事業における環境への配慮	65		
(5) 本市の率先実行	65		

第1章 釧路市の概要

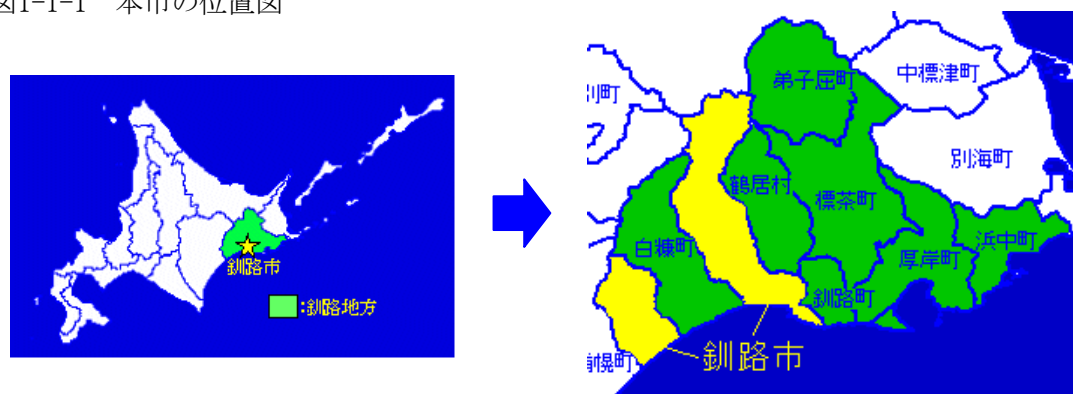
1 概要

本市は、平成17年10月11日に釧路市、阿寒町、音別町が合併して誕生しました。北海道の東部、東経144度22分24秒、北緯42度58分10秒に位置し、行政区域の面積は1362.75km²となっています。

阿寒、釧路湿原の2つの国立公園をはじめ、海洋、湿原、山、森林、湖沼、河川など多彩で雄大な自然に恵まれています。

また、これらの恵まれた自然環境や港湾機能に支えられながら、農業、林業、水産業、鉱工業、観光業、商業など様々な産業が発展し、東北海道の中核拠点都市となっています。

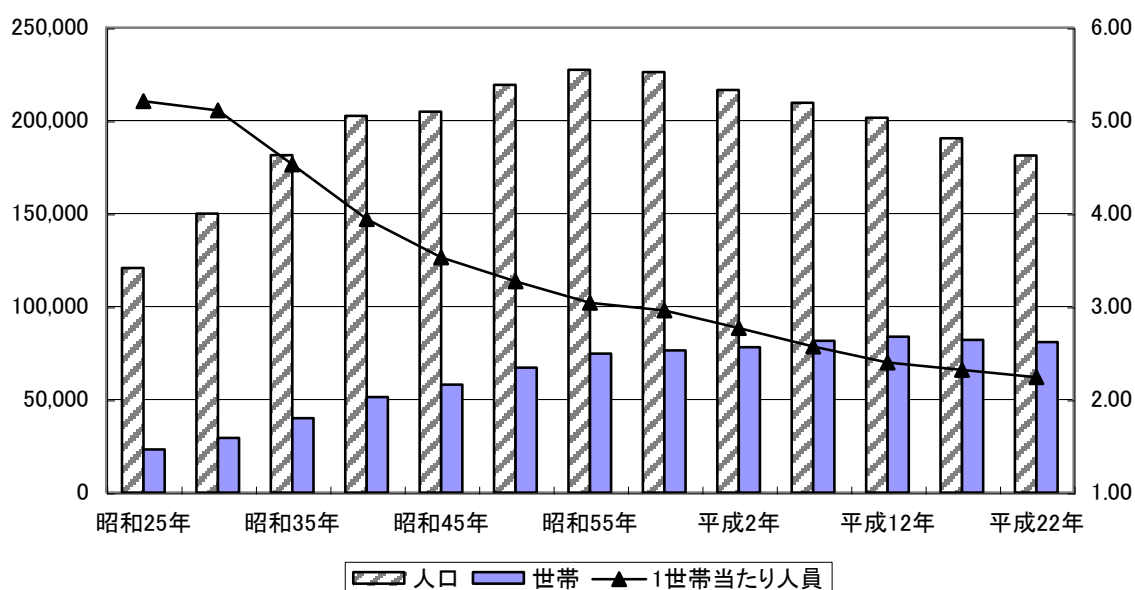
図1-1-1 本市の位置図



2 人口

平成24年3月末現在の住民基本台帳によると、本市の人口は182,263人、世帯数は93,636世帯となっています。

図1-2-1 国勢調査による本市の人口・世帯数の推移



3 気候

本市の気候は、一般に冷涼です。冬期間の寒さは厳しい反面、積雪は概して多くありません。5月から8月にかけては、海霧が発生しやすく、日照時間が少ないため、夏季の気温は20℃前後となります。11月以降は快晴が多く、乾燥した日が続きます。降雪は12月から4月上旬にかけて見られ、最深積雪は30cm程度で、道内他都市と比べて極めて少なくなっています。

また、内陸に位置する阿寒地域では、釧路地域と比べ、年間を通して寒暖の差が大きく、降雪量が多いことが特徴です。

表1-3-1 本市（釧路地域）の気温・降水量等

年月	気温(℃)			降水量(mm)	最深積雪(cm)	日照時間(h)
	平均	最高	最低			
平成19年	6.7	30.0	-15.6	1,127.0	30	2,052.5
平成20年	6.7	29.2	-19.4	838.0	12	1,918.9
平成21年	6.8	25.7	-16.7	1,577.0	32	1,933.4
平成22年	7.3	32.4	-22.1	1,079.5	48	1,865.0
平成23年	6.9	31.1	-15.3	904.0	16	1,992.6
1月	-5.6	3.1	-15.3	4.0	16	211.2
2月	-2.9	5.3	-15.2	12.0	14	192.5
3月	-0.2	9.3	-9.6	11.0	14	224.1
4月	4.4	12.9	-3.1	109.5	-	184.0
5月	7.0	17.9	1.0	118.0	-	118.2
6月	12.3	23.2	2.0	57.0	-	110.6
7月	17.4	26.6	10.3	116.5	-	183.9
8月	18.8	31.1	12.1	80.0	-	120.8
9月	17.6	25.0	7.7	165.0	-	94.2
10月	11.3	18.0	0.5	180.0	-	178.1
11月	5.5	15.0	-6.3	7.0	-	168.7
12月	-2.5	5.1	-14.0	44.0	10	206.3

※ 釧路地方気象台による。

表1-3-2 本市（阿寒地域）の気温・降水量等

場所	気温(℃)			降水量(mm)	最深積雪(cm)	日照時間(h)
	平均	最高	最低			
中徹別	6.1	33.3	-21.3	1,227.5	32	1,841.6
阿寒湖畔	4.5	30.5	-26.9	1,305.0	79	1,718.5

※ 釧路地方気象台による。平成23年の値。

4 産業

第一次産業では、水産業が国際漁業規制の強化や主力水産資源の減少という現実に直面し、かつて100万トンあった水揚げ量が、ここ数年は10～15万トンの間を推移しています。

林業については、素材生産量（販売用の伐採原木量）がここ数年5万m³前後で推移しています。

第二次産業では、石炭鉱業は榑太平洋炭鉱の閉山後に、釧路コールマイン(株)が事業を引き継いでいますが、生産量は年間45～80万トンの間を推移しています。

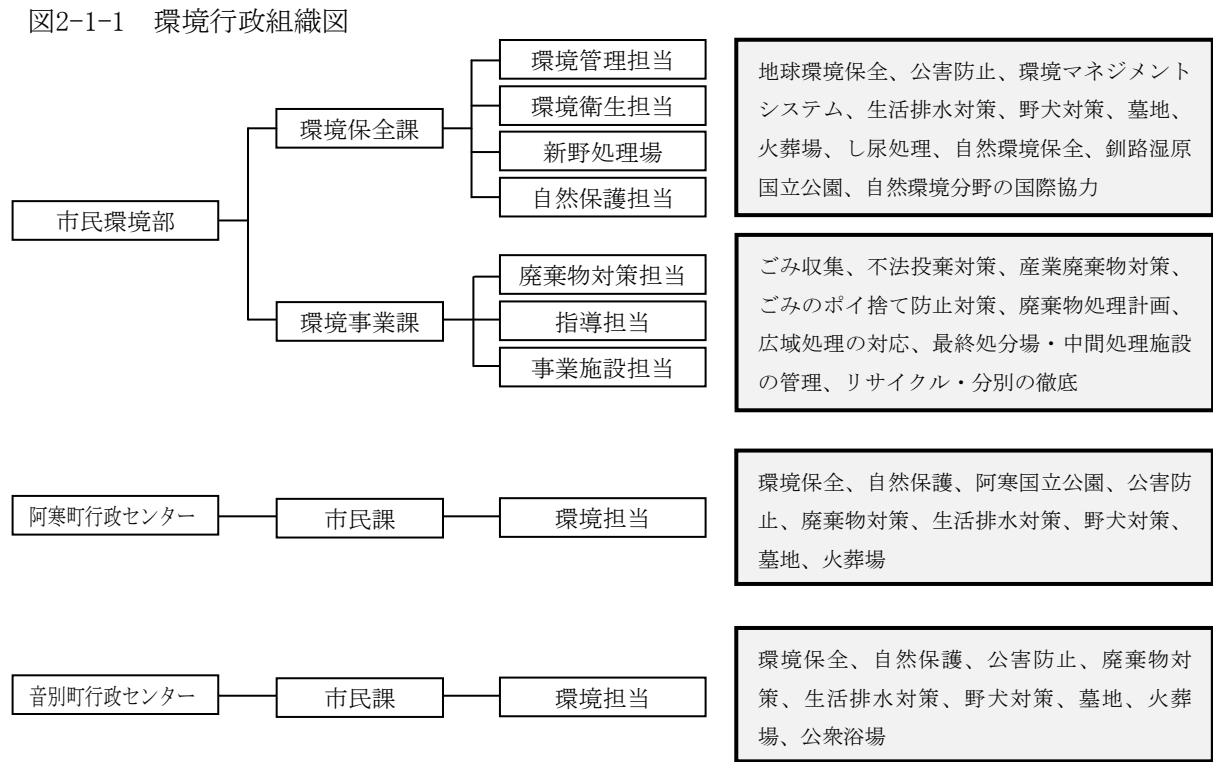
製造業は、パルプ・紙・紙加工品製造業が中心であり、平成22年工業統計調査では、製造品出荷額等2,421億円のうち35.5%を占めています。

第三次産業では、小売業の年間販売額が平成19年商業統計調査で1,872億円となっています。観光についてみると、観光入込客数は近年300万人台で推移していましたが、平成23年度は300万人を少し下回り、約298万人となっています。

第2章 釧路市の環境行政の概要

1 環境行政組織

本市の環境行政を主管する部局は市民環境部です。両行政センターでは市民課環境担当が環境行政を主管しています。組織図は、次のとおりとなっています。



2 釧路市環境基本条例

釧路市環境基本条例は、環境の保全及び創造についての基本理念、市、事業者及び市民の責務、施策の基本となる事項を定めたものです。基本理念の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

釧路市環境基本条例（抜粋）

（基本理念）

- 第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要とする健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民のすべての者がそれぞれの責任を認識し、公平な役割分担の下、自主的かつ相互に連携協力して推進されなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が実現されるように行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保するうえで重要であることから、すべての者が自らの課題であることを認識し、日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

3 釧路市環境基本計画（平成23年3月策定）

釧路市環境基本計画は、釧路市環境基本条例第8条に基づき策定するもので、本市の環境の保全や創造に関する計画のうち、最も基本となるものです。環境に関連した施策は、この計画に沿って進められます。

現計画は、計画期間を平成23年度から平成32年度までとし、「自然と共生し、うるおいあふれる環境調和都市」を望ましい環境都市像に掲げ、市・市民・事業者の取り組みを定めています。

また、本市の環境を評価するものとして、数値目標（二酸化炭素排出量やごみ総排出量など）を設定しています。これらの数値を確認することで、この計画の進捗状況を確認します。

図2-3-1 計画の構成

第1章 計画の基本的事項
計画策定の背景、目的、位置付け 環境の範囲、対象、期間
第2章 釧路市の概要
市勢、人口、気候・地理、産業
第3章 望ましい環境像と基本方針
望ましい環境像、基本方針、体系
第4章 計画の基本的事項
自然との共生、地球温暖化の防止と地球環境の保全 循環型社会の形成、都市環境の確保 生活環境の保全、環境配慮行動の実践
第5章 計画の推進に向けて
計画の進め方、推進体制、進行管理

表2-3-1 数値目標の状況

項目	単位	※基準値 (平成21年度)	平成22年度	平成23年度	目標値 (平成32年度)
二酸化炭素排出量	千t-CO ₂	2,252	1,889	統計数値未発表のため算定不可	1,996
ごみ総排出量	t	73,129	77,945	77,578	63,500
リサイクル率	%	22.30	22.88	22.15	25.00
埋立処分量	t	11,104	13,301	11,695	9,800
市街地に占める緑地面積（割合）	ha(%)	605(10.8)	605(10.8)	607(10.9)	622(11.1)
都市公園の面積	ha	407	433	433	448
植栽路線延長	km	261.1	263.9	263.9	272.7
大気汚染に係る環境基準の達成率	%	100	100	100	100
海域と湖沼を除く公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の達成率	%	100	100	100	100
騒音に係る環境基準の達成率	%	93	92	85	100

※ 数値目標の基準年について、二酸化炭素排出量は平成22年度を基準値としているが、それ以外は平成21年度を基準値としている。

4 釧路市環境審議会

釧路市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、釧路市環境審議会を設置しています。

表2-4-1 釧路市環境審議会名簿

(平成24年3月末現在)

氏 名	役 職 等
神 田 房 行	北海道教育大学教育学部釧路校教授
平 岡 俊 一	北海道教育大学教育学部釧路校講師
浦 家 淳 博	釧路工業高等専門学校教授
加 藤 雅 也	釧路工業高等専門学校教授
小 林 聡 史	釧路公立大学教授
伊 藤 明日佳	笠井・伊藤法律事務所弁護士
野 口 明 史	環境省釧路自然環境事務所長
増 本 弘 次	北海道釧路総合振興局保健環境部長
大 西 英 一	釧路自然保護協会副会長
伊 藤 正 司	春採湖の会会長
西 村 毅	釧路市連合町内会会長
新井田 利光	財団法人前田一歩園財団常務理事
野 地 道 子	阿寒町女性の会協議会阿寒婦人会会計
長 田 武 興	釧路商工会議所都市イメージアップ委員会委員長
桂 木 敏 勝	市民公募
杉 山 伸 一	市民公募
神 戸 駒 征	市民公募
藤 原 厚	市民公募

5 釧路市廃棄物減量等推進審議会

釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例に基づき、廃棄物の減量及び適正処理に関する事項を審議するため、釧路市廃棄物減量等推進審議会を設置しています。

表2-5-1 釧路市廃棄物減量等推進審議会名簿

(平成24年3月末現在)

氏 名	役 職 等
池 田 保 夫	北海道教育大学教育学部釧路校教授
伊 東 雅 章	釧路市資源リサイクル事業協同組合専務理事
井 上 保 雄	市民公募
小笠原 和子	釧路消費者協会
小野寺 則夫	釧路商工会議所地域振興部次長
加 勢 良 子	国際ソロプチミスト釧路会長
小 嶋 厚 博	音別町商工会参事
澤 谷 イ ツ	釧路市女性団体連絡協議会
錠 者 恒次郎	音別町地区連合町内会会長
高 橋 昇	北海道電機商業組合釧路支部副支部長
戸 沼 雅 子	市民公募
西 村 毅	釧路市連合町内会会長
宮 下 徹	釧路公立大学教授
山 浦 祥 治	阿寒湖温泉旅館組合組合長
山 田 正 昭	市民公募
吉 田 英 司	釧路市P T A連合会副会長
吉 田 守 人	阿寒地区連合町内会副会長

6 釧路市環境対策推進会議

本市の各部局が連携して総合的かつ計画的に環境施策を推進するため、釧路市環境対策推進会議を設置しています。また、その下部組織として専門部会を設置し、個別の協議を行っています。

第3章 環境の現況と施策の推進状況

基本方針Ⅰ 自然との共生

【環境の現況】

1 地形

本市の地形は、太平洋に面する海岸線、その背後の低地、いくつかの丘陵地と台地、北部の火山地、そして、低地を縫うように流れる河川などで構成されています。

北部の火山地は、当地域最高峰で活火山の雌阿寒岳(1,499m)をはじめとする火山とカルデラ湖の阿寒湖、パンケトー、ペンケトーなどの湖沼が広がっています。阿寒カルデラは、千島火山帯の西南端に位置しており、その形成時代は、約12万年前とされています。

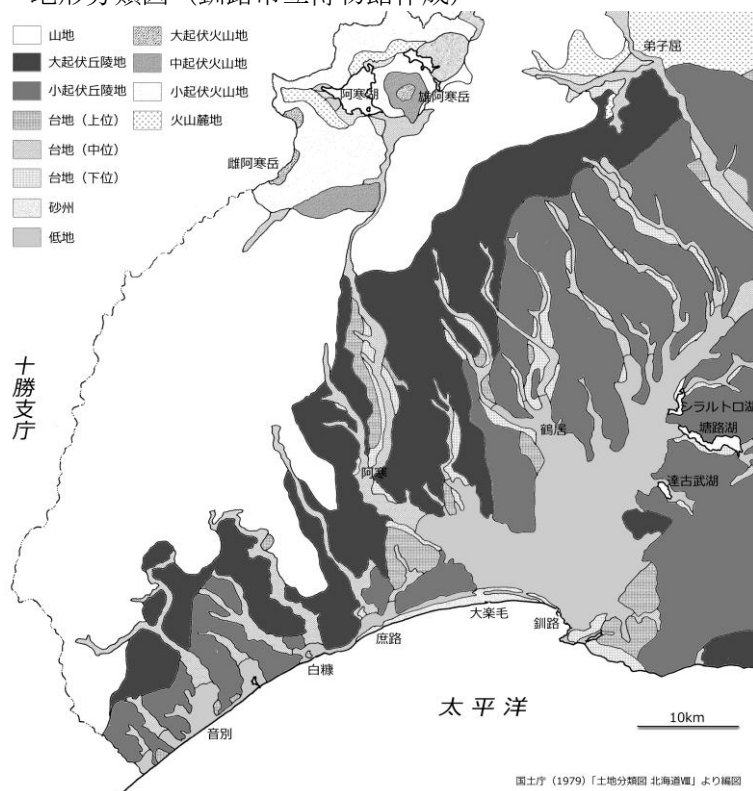
東部には根室段丘と呼ばれる海岸段丘が根室まで広がっています。釧路湿原の北西部に鶴居丘陵・西部に白糠丘陵と呼ばれる二つの丘陵地が加わり、十勝との境界になる国境山地まで発達しています。さらに、これらより一段低い釧路段丘と呼ばれる海岸段丘が低地に接しています。

低地は、海岸線の砂丘地とそれに連続する河口域の沖積地、そして釧路湿原をかたちづくっている泥炭地で構成されています。また、阿寒川・仁々志別川・音別川・尺別川沿いの低地には、農耕地に適した平野が広がっています。

寒流の千島海流に洗われる海岸は、釧路川河口を境として東部には切り立った海岸段丘が連なり、西部には数列の砂丘を伴った平坦な砂浜海岸が伸びています。

また、阿寒の火山地帯に水源をもつ釧路川と阿寒川が、釧路市域を流下し、なかでも釧路川は、多くの支川を集めて釧路湿原域を蛇行しながら南流し、太平洋に注いでいます。

図3-1-1 地形分類図（釧路市立博物館作成）



2 地質

釧路地方の地質は、堆積岩で構成される地域と火山地帯の火成岩を主とする地域とに分けられます。基盤となる地層は、アンモナイトやイノセラムスなどの化石を含む根室層群（中生代白亜紀末期）です。

その上には、釧路炭田を構成する数十枚の石炭層を含む浦幌層群や音別層群が、さらに新第三紀の地層が堆積しています。そして、北部の火山地域では、それらを基盤として火山岩や火山噴出物が地表をおおっています。

海岸段丘や丘陵地には、第四紀の洪積世に堆積した釧路層群や大楽毛層などが、広範囲に分布しています。市街地や河川流域の低地には、火山灰を含む砂礫（されき）や粘土からなる沖積層が分布し、さらに釧路湿原には泥炭層が分布しています。

図3-1-2 地質層序表（地質年代は平成20年度版 理科年表による）

地質時代			地層名
1万年前	第四紀	完新世 (沖積世)	沖積層
		更新世 (洪積世)	屈斜路軽石流堆積物 大楽毛層 釧路層群 塘路層 達古武層
260万年前	新第三紀	鮮新世	阿寒層群
530万年前		中新世	厚内層群
2,300万年前	新生代	古第三紀	布伏内層 音別層群 縫別層 茶路層 大曲層 尺別層 舌辛層 双連層 雄別層 天寧層 春採層 別保層
6,600万年前		中生代 白亜紀	根室層群

整合 ——— 不整合

3 植物

本市とその周辺は、冷温帯・亜寒帯に属する植物群で占められ、特異な気象条件、多様な地形などとあいまって、特色ある植物相が展開しています。本市の植生は、海岸線、低湿地、段丘・丘陵地そして山岳地などの植生帯に区分できます。

阿寒湖には、マリモを代表としてヒメフラスコモ、カタシャジクモ、シャジクモなどの多くの希少種の藻類が確認されています。

阿寒川流域では、本流源流部のトドマツ・エゾマツ林にはヤマモミジ、オヒョウ等を交え、樹冠が密なため林床では蘇苔類と地衣類が優占しており、中流部では、アカエゾマツ・トドマツ・エゾマツなどが優占しており、立木密度も高くなっています。

釧路湿原に代表される海岸から内陸にかけての低湿地には、ヨシ・スゲ類群落、ハンノキ湿地林、ミズゴケ類群落からなる湿地植物群落が占めます。

内陸の段丘・丘陵地には、ミズナラ、イタヤカエデ、シラカバを優占とする落葉広葉樹林帯が広がっており、海岸付近には、ミヤマハンノキやダケカンバなどが分布しています。

海岸線においては、砂浜・砂丘地植物群落、海食崖・海岸段丘には海岸草原が分布しています。特に西部では、海浜植生が保たれており、音別地域と白糠町にまたがる海跡湖であるパシクル沼周辺を含めて、湿原植生、沼沢地植生、塩湿地植生など多様な植生が展開しています。

また、本来、生育地の中心がサハリンやシベリア以北であるエゾウスユキソウやハナタネツケバナ、ウラボロイチゲ、クシロハナシノブなどが本市周辺にも生育しており、釧路地方の植生を特徴づけています。

このほか、本市には数多くの外来種が存在することがわかっています。代表的なものには、オオハンゴンソウがあり、市民団体による防除活動が行われています。

4 動物

太平洋に面する海岸地帯、阿寒山系から広がる森林・丘陵地帯、釧路川とその下流に広がる釧路湿原など、釧路市周辺の自然の構成は変化に富み、そこに特色ある野生動物が生息しています。

本市周辺を象徴する野生動物種は、国内希少野生動植物種にも指定されているタンチョウです。タンチョウは、大正13年、それまで絶滅したと思われていましたが、釧路湿原において十数羽が発見されました。それ以来、地域の人々によって手厚く保護され、現在は、東北海道を中心に約1,000羽が生息しています。市内のタンチョウ給餌場は、阿寒地区に5箇所、音別地区に2箇所、合計7箇所指定されています。

本市を特徴づける鳥類としては、シマフクロウやクマゲラ、オジロワシなどが生息し、オオワシ、ヒシクイなどが冬鳥として飛来します。ほ乳類としては、ヒグマ、エゾシカ、キタキツネ、エゾタヌキなどが生息しています。リスは、エゾリス、エゾシマリス、エゾモモンガの3種類がいます。

また、近年では、植物と同様に外来種問題が取り上げられています。春採湖においては、ウチダザリガニによる水草の被害などもあり、生態系への影響が懸念されています。

表3-1-1 釧路地域で確認されている動植物の種類

種類	釧路地域	北海道	全国
植物（裸子植物、被子植物、シダ植物）	1,005	2,250	約 8,800
哺乳類	28	62	241
鳥類	237	405	約 700
両生類・は虫類	8	24	161
魚類（汽水・淡水魚類）	37	71	約 300
昆虫類	959	11,241	約 30,200

※釧路地域の数値は「平成16年度釧路市自然環境現況解析事業報告書」（釧路市 2005年）による。

※北海道の数値は「北海道レッドデータブック2001」による。

※全国の数値は「第三次生物多様性国家戦略」（環境省 2007年11月）による。

表3-1-2 阿寒川水系、阿寒湖周辺で確認されている動物の種類

哺乳類	鳥類	魚類	昆虫類
24	104	25	890

※「阿寒川水系総合調査報告書」（釧路市教育委員会（釧路市博物館）、財団法人前田一步園、阿寒町教育委員会 1999年3月）による。

表3-1-3 「北海道の希少野生動植物 北海道レッドデータブック2001」に記載されている希少野生動植物の種類

種類	本市で見られる希少種			
		釧路地域	阿寒地域	音別地域
植物	82	60	35	4
鳥類	31	24	17	4
両生類	2	1	2	0
魚類	9	7	6	3

※一つの種が複数の地域で見られる場合があるため、本市で見られる希少種の数と3地域の合計とは一致しない。

表3-1-4 「北海道の外来種リスト 北海道ブルーリスト2010」に記載されている外来種の種類

種類	本市で見られる外来種			
		釧路地域	阿寒地域	音別地域
植物	162	144	75	63
哺乳類	4	4	4	1
鳥類	2	1	0	2
魚類	3	3	2	0
その他	1	1	1	0

※一つの種が複数の地域で見られる場合があるため、本市で見られる外来種の数と3地域の合計とは一致しない。

表3-1-5 タンチョウ生息状況調査結果（単位：羽）

調査年月日	観察数		調査年月日	観察数	
		うち釧路市内			うち釧路市内
H19.12.5	948	371	H20.1.25	799	365
H20.12.5	801	326	H21.1.23	1,065	396
H21.12.4	606	214	H22.1.26	724	162
H22.12.3	676	235	H23.1.25	796	316
H23.12.5	555	175	H24.1.25	1,143	322

※タンチョウ生息状況一斉調査結果（北海道）による。

【施策の推進状況】

1 自然環境の保全

(1) 自然環境の把握

① 自然環境保全基礎調査

本市では、市域の自然環境の把握を目的として、行政機関や研究機関等が実施した市域及び釧路湿原における自然環境・野生生物に関する調査や研究の結果等について、資料の収集・整理を行っています。

② 春採湖調査会

春採湖とその周辺の自然環境保全や水質浄化のための基礎的な調査を行うため、自然科学のさまざまな分野の研究者が集まり、昭和60年に春採湖調査会が設立され、春採湖の基礎調査を継続して行っています。

本市では、調査会が行った春採湖とその周辺の自然環境の調査結果や市が主催した自然観察会、環境保全事業などをとりまとめた「春採湖レポート」を年1回発行し、本市ホームページに掲載しています。

③ 釧路地方における生物調査（キタサンショウウオ卵囊調査）

釧路市立博物館では、キタサンショウウオの卵囊調査を実施しています。平成23年度は、安原地区15卵塊、音羽地区11卵塊、広里地区188卵塊を確認しています。

(2) 身近な自然環境の保全

① ハマナス群落の復元

大楽毛海岸のハマナス群落を復元するため、地域住民や自然保護団体・市民団体などの協力を得て、同海岸に自生するハマナスの種から苗を育成し、植栽する事業を実施しています。

平成23年度には、市民ボランティアが1年かけて育成した183株の苗を、52名の参加者が植栽しました。また、同海岸でハマナスてんぐ巢病が確認されたため、専門家の意見を受けて市民ボランティア14名が防除作業を試行実施し、約10kgを切除しました。

平成24年度は、状況確認調査を行うとともに、防除作業を継続します。

② 環境緑地保護地区等

北海道自然環境等保全条例に基づき、市街地やその周辺地の環境緑地として維持することが必要な樹林地や水辺地、良好な自然景観地等の保護のために指定されるもので、本市では環境緑地保護地区1ヵ所が指定されています。環境緑地保護地区等での各種行為の届出受理等を行っています。（平成23年度に釧路小学校環境緑地保護地区の区域の変更及び日進小学校のサンナン記念保護樹木の指定の解除が行われました。）

表3-1-6 環境緑地保護地区

名称	面積 (ha)	指定年月日	所在地	指定の目的
釧路小学校	0.10	昭和49年3月30日 (区域変更： 平成23年4月22日)	浦見2丁目33外	市街地における環境緑地として維持することが必要な樹林地の保護

③ 市有林の整備

本市では、森林の多面的機能の持続的な発揮を図るため、市有林の整備を行っています。

平成23年度は、3.38haの造林、232.91haの除・間伐を行いました。

(3) 釧路湿原の保全

我が国最大の湿原である釧路湿原は、壮大な景観を有し、貴重な野生生物が分布する傑出した自然の風景地であることから、その風致景観を保護するとともに、自然の特性を生かした利用の増進を図るため、昭和62年7月31日、自然公園法に基づき、国立公園に指定されました。

釧路湿原国立公園は、釧路川に沿って展開する釧路湿原を中核とする地域で、釧路市、釧路町、標茶町、鶴居村の4市町村にまたがり、「他の地域では既に失ってしまっている我が国の平野部の原自然が保存されており、湿原全体を支配するヨシと散在するハンノキ林、蛇行する河川等が構成する自然性の高い広大な水平的景観は、我が国では他に類例のない特異性」を示しています。釧路湿原はその景観だけでなく、ヨシ・スゲ類などの特徴的な植物が見られ、特別天然記念物タンチョウをはじめ、キタサンショウウオ、エゾカオジロトンボなど貴重な動物が生息しています。

また、釧路湿原は、文化財保護法により天然記念物に指定されているほか、タンチョウ等希少鳥獣の生息地として国指定鳥獣保護区に指定され、さらにその主要部は国際的な重要性が評価されラムサール条約湿地に登録されています。

① 釧路湿原国立公園連絡協議会

釧路湿原を取り囲む釧路市、釧路町、標茶町、鶴居村の4市町村と環境省釧路自然環境事務所、北海道釧路総合振興局は「釧路湿原国立公園連絡協議会」を組織し、関係行政機関が連携をとりながら釧路湿原国立公園の保全と適正な利用に取り組んでいます。

協議会の事務局を本市環境保全課に設置し、鶴居村にある温根内ビジターセンターと標茶町にある塘路湖エコミュージアムセンターを拠点として、自然ふれあい活動を展開しています。また、湿原の保全など自然環境に関心のある協議会構成4市町村の子どもを対象とした「こどもレンジャー」登録制度を設け、自然観察や清掃活動など子どもの視点から湿原保全活動を実施しています。さらに、釧路湿原国立公園のガイドブックやホームページなどにより、釧路湿原国立公園に関する情報等を提供しています。

(ホームページアドレス<http://city.hokkai.or.jp/~kkkr946/>)

② 釧路湿原自然再生事業

「釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会」（国土交通省：平成11年設置）、「釧路湿原自然再生事業に関する実務会合」（環境省：平成14年設置）などにより、釧路湿原の自然再生についての施策の提言、関係者間での意見交換などが行われてきましたが、平成15年1月1日に自然再生推進法が施行され、4月には自然再生基本方針が決定されたことにより、釧路湿原の自然再生も、この法律に基づいて実施することとなり、同年11月には「釧路湿原自然再生協議会」が設立されました。

この協議会において、平成17年3月に「釧路湿原自然再生全体構想」がまとめられ、関係機関の連携のもと、地域住民の積極的な参加と幅広い合意形成を目指しながら、釧路湿原の自然再生に関する各事業が進められています。

③ 釧路湿原を美しくする会

釧路湿原国立公園の美化清掃を目的として組織された「釧路湿原を美しくする会」では釧路市、釧路町、標茶町、鶴居村の4支部が、それぞれの国立公園利用施設とその周辺の清掃

事業を行っています。なお、事務局と釧路市支部は、本市環境保全課に設置しています。

表3-1-7 釧路湿原の法令等指定状況

(平成24年3月31日現在)

区分		指定面積(ha)	釧路市域(ha)	根拠法令
釧路湿原 国立公園	特別保護地区	6,490	-	自然公園法
	第1種特別地域	2,321	-	
	第2種特別地域	7,663	1,926	
	第3種特別地域	3,303	109	
	普通地域	9,011	560	
	合計	28,788	2,595	
国指定釧路湿原鳥獣保護区 (うち特別保護区)		11,523 (6,962)	-	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に 関する法律
ラムサール条約登録湿地		7,863	-	特に水鳥の生息地として国際的 に重要な湿地に関する条約
国指定天然記念物「釧路湿原」		5,012	-	文化財保護法
鳥通学術自然保護地区		7.05	-	北海道自然環境等保全条例

(4) 阿寒湖の保全

阿寒湖全域を含む阿寒国立公園は、国立公園法（現在は自然公園法）に基づき、昭和9年12月4日に大雪山国立公園とともに国立公園に指定された北海道で最も歴史のある国立公園です。

阿寒国立公園は、北海道東部に位置し、雄阿寒岳と雌阿寒岳等の火山性山岳景観が織りなす優れた原始的景観を有する「火山と森と湖」の公園です。公園は西側の阿寒湖を中心とした地域と東側の屈斜路湖・摩周湖を含む地域に大きく二分されます。阿寒国立公園を構成する市町村は、釧路市、弟子屈町、美幌町、津別町、足寄町、標茶町、白糠町、大空町、中標津町、清里町、小清水町の11市町にまたがっています。

阿寒湖に生息するマリモは、その美しい姿や希少性から昭和27年に文化財保護法により国の特別天然記念物に指定されています。平成17年11月には、阿寒湖が国際的に重要な湿地として、ラムサール条約登録湿地に登録されました。

① 阿寒湖エコミュージアムセンター運営推進協議会

阿寒湖畔エコミュージアムセンターは阿寒国立公園西地区・阿寒湖周辺の自然散策の利用拠点として、環境省によって整備された施設です。運営は釧路市、足寄町、関係行政機関、教育機関、自然保護団体等で構成する「阿寒湖畔エコミュージアムセンター運営推進協議会」によって行われています。同協議会は阿寒湖畔エコミュージアムセンターの運営管理と阿寒国立公園内の自然環境維持及び適正な利用の推進等を目的として、各関係機関の連絡調整を図り、自然ふれあい活動、美化清掃の推進等の実施による自然保護思想及び美化思想の普及に努めています。

表3-1-8 阿寒湖の法令等指定状況

(平成24年3月31日現在)

区分		指定面積(ha)	釧路市域(ha)	根拠法令
阿寒 国立公園	特別保護地区	10,421	5,688	自然公園法
	第1種特別地域	20,287	3,237	
	第2種特別地域	24,460	10,361	
	第3種特別地域	17,688	3,703	
	普通地域	17,625	2,609	
	合計	90,481	25,598	
ラムサール条約登録湿地		1,318	1,318	特に水鳥の生息地として国際的

			に重要な湿地に関する条約
国指定特別天然記念物「阿寒湖のマリモ」	-	-	文化財保護法

(5) 河川の保全・管理

① 水道水源としての釧路川水質保全

水道水源である釧路川の水質保全を進めるため、釧路川流域清掃への参加、釧路川リバーサイド植樹への参加、釧路川だよりの作成等、釧路川水質保全協議会を通じた普及啓発活動を行っています。

② 普通河川の維持管理

本市では、普通河川のしゅんせつや清掃等を実施し、適切な維持管理を進めています。

(6) 春採湖の保全

① 春採湖環境保全計画

本市では、北海道などの関係機関と連携し、春採湖の水質浄化と環境整備を総合的・計画的に進めるため、春採湖環境保全対策協議会を組織し、平成4年に春採湖環境保全計画を策定しました。策定後の点検・見直しを経て、現在では平成28年度を目標年とする第3次春採湖環境保全計画に基づいた取り組みを行っています。

表3-1-9 第3次春採湖環境保全計画における水質保全目標（目標：平成28年度）

水質項目	環境基準	期間目標	備考
化学的酸素要求量（COD）	5.0mg/ℓ 以下	7.0mg/ℓ 以下	75%値
全窒素（T-N）	1.0mg/ℓ 以下	-	年平均値
全リン（T-P）	0.1mg/ℓ 以下	-	年平均値

表3-1-10 第3次春採湖環境保全計画における塩分の管理目標

項目	管理目標
湖内上層（淡水層）と下層（停滞塩水層）の境界となる塩分躍層	年間を通して水深約3m

表3-1-11 第3次春採湖環境保全計画における生物による環境指標

項目	指標
ヒブナ	春採湖ヒブナ生息調査において継続的にヒブナが捕獲されること
野鳥	湖周辺において継続的に、水鳥（カイツブリ、マガモ、ホシハジロ、バン、オオバン）のうち3種以上の繁殖（ヒナ個体）が確認されること
水草	湖岸の沈水植物（マツモ、リュウノヒゲモ）について、継続的な生育が確認されること

② 春採湖ウチダザリガニ捕獲事業

春採湖は、ヒブナ生息地として国の天然記念物に指定されており、また、自然豊かな市民の憩いの場として親しまれていますが、近年、専門家の調査等により特定外来生物ウチダザリガニの生息が確認され、ウチダザリガニが湖内水草を捕食することによるヒブナやその他の魚類、水鳥等の生息環境に対する影響が危惧されています。

本市では、平成18・19年度の2カ年にわたって湖内のウチダザリガニの生息状況調査を実施し、生態や生息箇所などのデータ収集と分析を行いました。その結果を元に平成20年度からは本格的なウチダザリガニ捕獲事業を実施し、市民を対象とした講演会も実施しています。

また、平成22年度には、春採湖におけるウチダザリガニの生息数を推定する調査を実施し、春採湖全体で56,338個体が生息していると推定されたことから、平成23年度は捕獲率を上げるため、生息密度が高いと推定される箇所での集中的な捕獲を実施しました。

表3-1-12 春採湖ウチダザリガニ捕獲数（単位：個体）

年度	雄	雌	合計
H19	542	384	926
H20	795	695	1,490
H21	945	1,026	1,971
H22	750	711	1,461
H23	1,292	1,388	2,680

2 自然環境と事業活動の調和

(1) 土地利用計画

本市では、釧路市都市計画マスタープランにおいて、市街化などの都市的な土地利用については、水際線より6kmまでにとどめるという方針を明確に定め、釧路湿原などの自然環境を土地利用計画の面からも保全しています。

(2) 家畜ふん尿の適正処理

家畜ふん尿による河川の水質汚濁や悪臭などの環境の悪化を防止し、資源としての有効活用を図るため、釧路市有機質肥料活用センターにおいて、家畜ふん尿の回収・処理・有機質資源化が行われています。

(3) 海洋汚染の防止

船舶からの廃棄物や廃油等の海洋流失の防止を図るとともに、陸域における水質汚濁防止対策の推進や海洋汚染、投棄の防止に関する意識の向上を図ります。また、海域に投棄された廃網・ロープなどの処理を行っています。

3 生物多様性の確保

(1) 希少な野生生物の保護増殖

生態系の基本的構成要素である野生生物は、その多様性によって生態系のバランスを維持していることから、自然環境を保全していくためには、生物相全体を保全することが重要です。

特に絶滅のおそれのある種については、増殖に努め、個体数を回復していくことが求められています。釧路市動物園では、タンチョウ、シマフクロウなどの希少種の増殖を進めています。

① シマフクロウ

釧路市動物園では、環境省からシマフクロウについての保護増殖事業者として認定され、増殖事業を委託されています。

飼育下での安定した個体群を確立するため自然孵化・育雛による増殖を進めており、平成23年度は、15羽を飼育し、3ペアで繁殖に臨みましたが、成功には至りませんでした。

一方、平成22年度に繁殖に成功した2羽は、道内2箇所の動物園に移動し、分散飼育を開始しました。

② タンチョウ

希少な野生動物を飼育下で繁殖させ、その個体を野生に戻す試みとして、釧路市動物園では、「飼育下で繁殖したタンチョウを野生復帰させるために必要な飼育技術の確立」をするため、（社）日本動物園水族館協会の助成を受け、足輪を付けたタンチョウの野外放鳥を平成13年度からこれまでに計14羽で実施しました。その後も、タンチョウ保護研究グループとの共同調査で、飼育繁殖した個体に足環や電波発信機の装着を行っており、平成22年度までに計13羽に足輪を装着しています。

また、平成15年度からは、足輪を付けたタンチョウの情報を収集するために、タンチョウの生息地に住む道東一帯の小学生全員にカードを配布し、情報を寄せてくれた子どもたちには「ありがとうカード」を送って結びつきを深めています。

動物園では、飼育下ばかりではなく、野生のタンチョウについても、傷病収容される野生タンチョウの治療と死亡原因の究明を行っています。平成23年度に収容された21羽のうち、生体で保護されたものは10羽ですが、完治したものはなく、すべて死亡しました。

③ ヒブナ

釧路市立博物館では、春採湖に生息するヒブナの生息状況を調査するとともに、ヒブナ資源を保護するために人工増殖実験に取り組んでいます。

ヒブナの生息状況調査は、地引網による調査で、13年度以降は3年おきに実施しています。直近の平成22年度調査ではヒブナを確認できませんでした。

一方で、ヒブナやフナが産卵する沈水植物のマツモやリュウノヒゲが減少し、産卵環境が悪化していることから、平成18年度よりプラスチック製の人工水草を設置し、産卵場所の確保に努めています。平成23年度は湖の3箇所に合計200本設置しました。

また、人工増殖実験により、ヒブナ6尾の飼育を継続中です。

④ マリモ

釧路市教育委員会では、阿寒湖を代表する生物であるマリモの保護管理手法の確立を目指して、国内外の研究機関や地元のマリモ保護団体と協力しながら、マリモの生態研究とその生育地である阿寒湖の環境調査を実施しています。これまでに、湖内におけるマリモの生育分布状況や生態的な多様性、球状マリモの生成過程、マリモが成長あるいは群生する際に必要とされる環境条件などについて数多くの新しい発見がもたらされています。こうした成果を踏まえ、平成21年には環境省の生物多様性保全推進支援事業を活用して22の団体・機関からなる「阿寒湖のマリモ保全対策協議会」を設立し、マリモの保護育成試験や保護管理計画の策定作業などマリモ保護の具体化に向けた取り組みを始めています。

(2) 野生生物の生息環境の整備

① 鳥獣保護区

鳥獣保護区は、野生生物の保護繁殖を図るため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣の生息環境の保全が必要な地域に指定され、市内では7カ所が道指定鳥獣保護区に指定されています。

表3-1-13 鳥獣保護区の設定状況

区分	名称	面積(ha)	指定者	指定日
鳥獣保護区 (身近な鳥獣生息地)	駒牧高谷	111	北海道	昭和53年10月1日
	春採湖	74		平成12年10月1日

鳥獣保護区 (森林鳥獣生息地)	馬主来	296	昭和39年10月1日
	シュンクシタカラ	552	昭和51年10月1日(国設) 昭和58年10月1日 (国設から道設へ)
	阿寒湖	8,808	昭和41年10月1日
	ペンケトー	515	昭和40年10月1日(国設) 昭和58年10月1日 (国設から道設へ)
	阿寒	5,340	昭和56年10月1日
特定猟具使用禁止 区域(銃器)	北斗	16	平成13年10月1日
	音別二俣	239	平成11年10月1日

② 水と緑のネットワーク

本市では、緑化を重点的に推進する地区として、「昭和・文苑緑化重点地区」「都心部・緑ヶ岡緑化重点地区」を設定し、都市公園事業をはじめ、市民や事業者が主体となる民間の緑化の推進など、緑豊かなまちづくりを推進しています。これにより、水と緑のネットワークが形成され、生物の生息環境の向上にも寄与しています。

(3) 傷病鳥獣の保護

ケガや病気などで弱っている野生鳥獣を保護し、適切な治療を行い自然に復帰させることによって、野生鳥獣の保護や鳥獣保護思想の普及啓発などを図るため、北海道では、市町村や北海道獣医師会、公立動物園等の協力のもとに、平成9年度に「傷病鳥獣保護ネットワークシステム」を発足させ、本市は収容の調整にあたっています。このシステムでは、発見された傷病鳥獣のうち治療を要するものについては、指定診療施設で応急手当を行い、このうち回復に時間の要するものは公立動物園等で保護しています。

釧路市動物園では、北海道からの委託により、傷病鳥獣の治療や保護を行っています。治療を行った個体のうち、回復したものについては自然界に放し、復帰できないものについては増殖に供し、繁殖した個体の野生復帰を図ることとしています。

また、死亡した個体については、死因の解明を行い、野生動物の現状把握に努めています。

(4) 野生生物の適正な保護管理

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律において、野生鳥獣の飼養や捕獲等に許可または登録が義務付けられています。本市における平成23年度の許可・登録件数は、飼養登録5件、捕獲等許可29件です。

① エゾシカ

北海道が策定している「エゾシカ保護管理計画」により、本市もエゾシカ個体数管理事業に協力しています。本市では、「エゾシカ農作物被害防止対策事業」として、エゾシカの駆除を実施しており、平成23年度は1,739頭を駆除しています。

② ヒグマ

「釧路市ヒグマ被害防止対策実施規則」と「釧路市地区ヒグマ対策連絡会議等設置要綱」に基づき、対応を実施しています。ヒグマの被害防止対策として、ヒグマ被害防止措置業務

従事者による警戒活動等を実施し、必要に応じて釧路市地区合同ヒグマ対策連絡会議及び釧路地区、阿寒町地区、音別町地区ヒグマ対策連絡会議等を開催し、関係機関と連携して情報収集にあたり、必要な対策を講じています。

平成23年度は警戒活動21回、追払い1回、箱わな設置4回、捕獲駆除6回を実施しています。

4 自然とのふれあいの推進

(1) 自然と親しむ環境の整備

春採湖は、ヒブナの生息地として国の天然記念物に指定されており、湖畔一帯は豊かな自然環境にも恵まれ、野鳥観察や湖畔の散策など多くの市民に利用されています。

本市では、春採湖周辺に野鳥観察施設や野草園、周遊園路を整備するなど、市民が自然と親しむにふさわしい施設整備を進めており、春採湖畔にネイチャーセンターを設置し、春採湖で散策等を行う市民の憩いの場とするとともに、関連資料等の展示を行っています。また、毎年、散策路を彩る修景緑化事業を実施しています。さらに、春採湖南岸地区では、平成13年度から10年計画で市民団体による市民の森の植栽が始められ、平成18年度より、春採公園南岸市有地（市民の森）の管理用園路の造成と暗渠排水等の整備を継続しています。

山花公園は動物園、山花温泉リフレなどの多くの施設が整備されていますが、広大な里山の自然と親しむための施設の充実がすすめられています。

武佐の森は市街地に残された自然豊かな森として自然観察などに利用できる「森の学校」として散策路や休憩所などの整備が平成12年度末に完了しています。

阿寒本町地区には、あかんランド丹頂の里に宿泊施設の赤いベレー、キャンプ場、バンガロー、レンタル農園、阿寒国際ツルセンター、サイクリングロードなど多くの施設が整備され、四季を楽しみながら自然にふれあうことができます。

音別地区の「ふれあいの森」は平成12年に整備され、ウッドチップが敷き詰められた歩道や溪流路の散策や、またイチイ・ハマナス・ツツジなどの森林浴等を楽しむことができます。

(2) 自然学習会等の開催

本市や釧路湿原国立公園連絡協議会、阿寒湖畔エコミュージアムセンター運営推進協議会などでは、釧路湿原・阿寒湖・春採湖などのフィールドや体験学習センター「こころみ」などの施設を利用して各種の自然体験学習会、天体観測等を実施しており、市民に自然とふれあう機会を提供しています。

5 地域の自然保護を通じた国際協力

(1) 国際協力事業の実施

本市は、国や国際機関・関係市町村・NGOなどと連携を図りながら、湿地保全や水鳥の保護に関する国際協力活動を行っています。

① 姉妹湿地交流

平成6年11月に、オーストラリアのクーラガング湿地及びその周辺湿地（現在の名称はハンター河口湿地）と釧路地域の3つのラムサール条約登録湿地（釧路湿原、厚岸湖・別寒辺牛湿原、霧多布湿原）が姉妹湿地提携を交わし、双方の高校生、研究者、行政担当者との間で湿地保全に関する情報交換や人的交流を進めています。

② 水鳥飛来地ネットワークへの参加

釧路湿原の関係自治体として、東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（旧アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略）に参加しており、渡りのルートにおける国際的に重要な湿地の適切な管理を通じて、ツル類とガンカモ類の継続的な保全活動に協力しています。

（2）釧路国際ウェットランドセンター（KIWC）の活動

平成5年6月、釧路でラムサール条約第5回締約国会議が開催されました。この会議を契機として、釧路市は、釧路地域のラムサール条約登録湿地（釧路湿原、厚岸湖・別寒辺牛湿原、霧多布湿原）にかかわる地方自治体と連携し、関係行政機関、教育機関、自然保護団体、関係国際機関等の協力の下に、地方の立場で湿地保全のための国際協力推進を目的とする活動拠点として、平成7年1月、釧路国際ウェットランドセンター（KIWC）を設立しました。（現在は、平成17年11月にラムサール条約登録湿地となった阿寒湖も含めています。）

KIWCは、釧路地域の豊かな自然、充実した施設、豊富な人材等を活用しながら、関係機関の支援の下に、「湿地の保全とワイズユース」の推進に取り組むことにより、国際社会に寄与することを目的としています。

その主な活動として、次の取り組みを積極的に展開しています。

- ・湿地生態系保全等に関する研修コースの実施
- ・湿地環境及び生物多様性保全に関する会議・ワークショップの開催
- ・湿地生態系モニタリング調査の実施及びデータベースの構築
- ・湿地の管理に関する技術開発及び助言
- ・湿地の保全とワイズユースの普及啓発及び出版事業の実施
- ・湿地エコツアーの検討・プランニング及び情報提供
- ・国際協力の推進及び関係機関との協力・提携

① 普及啓発事業

釧路湿原でのフィールドワークやエコツアーを実施し、地域住民に自然体験の機会を提供しています。平成23年度は、2回の「みんなで調べる復元河川的环境」及び「冬のエコツアー」を実施し、延べ78名が参加しました。

② JICA事業への協力

平成23年度は、独立行政法人国際協力機構（JICA）からの委託事業として2件の研修事業を実施し、10カ国11名の研修員が受講しました。また、JICAの専門家派遣事業を通じてマレーシアやブータンなどに職員を派遣し、湿地保全等の技術移転に取り組んでいます。

③ ラムサール条約登録湿地関係市町村会議

本市では、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議に構成自治体として参加するなど、国内のラムサール条約登録湿地を抱える市町村との連携を図っています。平成23年度は、ラムサール条約40周年・世界湿地の日記念事業～「自然と人々と地域の元気回復をめざす」（沖縄）に参加しました。

④ KIWC技術委員会

湿地の保全とワイズユースを進めるため、専門家による技術委員会を組織し、研究やモニタリングを通して、データベースの構築を図るとともに、湿地の管理に関して技術的な助言

を行っています。

平成23年度は、「生物多様性の観点からみた住民参加による水環境の修復」をテーマに、会議や現地検討会（阿寒湖畔）を実施しました。

⑤ 情報提供

KIWCでは、ニュースレター（邦文・英文）、KIWC紹介パンフレット（邦文・英文）を発行するとともに、KIWCホームページ（邦文・英文）を開設し、ラムサール条約や地域での活動についての普及と情報提供を進めています。（ホームページURL <http://www.kiwc.net/>）

表3-1-14 本市における湿地保全や水鳥の保護などに関する主な国際協力活動のあゆみ

開催時期	会議等名称	主催者	備考
平成4年10月	アジア湿地シンポジウム	環境庁、北海道、滋賀県、ラムサール釧路会議地域推進委員会等	
平成4年10月	ラムサール条約常設委員会	ラムサール条約事務局	
平成5年6月	ラムサール条約第5回締約国会議	ラムサール条約事務局	
平成5年6月	ボン条約常設委員会	ボン条約事務局	ボン条約：移動性野生動物種の保全に関する条約
平成5年8月	国際シンポジウム「トンボの生息環境とその保護」	トンボ保護国際シンポジウム実行委員会	
平成6年10月	JICA湿地及び渡り鳥保全研修コース	JICA、KIWC（準備委）	平成7～10年度継続実施
平成6年11月	東アジア・オーストラリア湿地・水鳥ワークショップ	環境庁、オーストラリア自然保護庁、AWB、IWRBJ	
平成7年9月	北東アジア・北太平洋環境フォーラム	KIWC、国際水禽湿地調査局日本委員会等	
平成8年7月	第2回東アジア国立公園保護地域会議	IUCN、東アジア国立公園保護地域運営委員会等	
平成8年8月	国際湿原保全釧路会議（IMCG）	IMCG、IMCG釧路会議実行委員会、KIWC	
平成10年3月	地域レベルの湿地保全活動に関する国際ワークショップ	KIWC、IUCN社会政策グループ、WWF 等	
平成10年9月	生物多様性に係る多国間協定の履行に関するアジア・太平洋地域研修ワークショップ	UNITAR、KIWC	平成11～20年度継続開催
平成11年2月	JICA 自然公園の管理・運営と利用（エコツアー）研修	JICA、KIWC	平成11～20年度継続開催
平成11年10月	JICA 湿地環境及び生物多様性保全研修	JICA、KIWC	平成11～20年度継続開催
平成12年4月	国際シンポジウム「サンショウウオからみた湿原」	北海道サンショウウオ研究会	
平成12年6月	「シンポジオ：湿地の再生」	釧路開発建設部、KIWC	
平成13年9月	地球温暖化と湿地保全に関する国際ワークショップ	国立環境研究所	
平成13年11月	農業地帯における河畔緩衝帯の水質浄化能の解析とその設置法に関するワークショップ	河畔緩衝帯国際会議企画運営委員会	

平成14年1～2月	JICA ラムサール登録湿地における生物多様性の保全とワイズユース研修	JICA、KIWC	
平成14年2月	北東アジア地域ツル類重要生息地ネットワークでの環境教育とエコツーリズムに関するワークショップ	日本野鳥の会、環境省、釧路市 等	
平成14年2～3月	JICA ツル飛来地の保全とワイズユース研修	JICA、KIWC	
平成15年2月	国際フォーラム「湿原の自然をとりもどすために」	ラムサールセンター、KIWC	
平成15年3月	JICA EU 基準達成をめざした自然公園ワイズユース施策の策定手法研修	JICA、KIWC	
平成15年7月	ラムサール条約釧路会議10周年記念国際ワークショップ「ラムサール湿地の賢明な利用ーラグーン湿地に注目して」	ラムサール湿地ワイズユース開催実行委員会（KIWC、ラムサールセンター等で構成）	
平成15年11月	北東アジア地域ツル類重要生息地ネットワーク・国内ワークショップ市民フォーラム「ツルの未来」	日本野鳥の会、KIWC	
平成15年11月～平成16年2月	ラムサール湿地保全国際こども作品展	KIWC	
平成16年3月	フォブジカ谷におけるオグロツル生息地の保全研修	JICA、KIWC	平成15～17年度 継続実施 フォブジカ谷： ブータン王国中央部
平成16年6～7月	JICA 中国水利人材養成プロジェクト研修	JICA、KIWC	
平成18年3月	KIWC設立10周年事業国際ツルフォーラム	KIWC	
平成18年3～4月	国際ツル作品展	KIWC	
平成19年11～12月	JICA「住民参加型自然環境保護（モンゴル）」研修コース	KIWC	平成19～21年度 継続実施
平成20年6～7月	国連訓練調査研究所（UNITAR）研修ワークショップ	UNITAR、KIWC	
平成21年5～6月	JICA「ラムサール条約・生物多様性条約に係わる湿地の保全と利用」研修コース	JICA、KIWC	平成21～23年度 継続実施予定
平成22年8～10月	JICA「自然・文化資源の持続可能な利用（エコツーリズム）」研修コース	JICA、KIWC	平成22～24年度 継続実施予定
平成23年6月	JICA「ブラジル・シャラポン地域生態系コリドープロジェクト」関連カウンターパート研修	JICA、日本工営株式会社、KIWC	
平成23年9月	JICA「イラン・アンザリ湿地環境管理プロジェクト」関連カウンターパート研修	JICA、日本工営株式会社、KIWC	
平成23年10月	アジア湿地シンポジウム	中国国家林業局、国際湿地保全連合	KIWC主任技術委員を基調講演者として派遣

基本方針Ⅱ 地球温暖化の防止と地球環境の保全**【環境の現況】****1 地球の温暖化**

地球は、太陽の光が地表面に届くことによって温められ、また、熱（赤外線）を宇宙に放出することによって冷えていきます。大気中には二酸化炭素やメタンなどの熱を吸収する気体（温室効果ガス）があるため、地表の気温は生物にとって住みよい温度となっていました。

しかし、産業革命以来の化石燃料の大量消費によって温室効果ガスの濃度が上昇し、太陽から放射される熱が宇宙空間へ放出されにくくなり、その結果、地球の温暖化が進んでいると言われています。

「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の2007年の報告では、世界全体の経済成長や人口、技術開発、経済・エネルギー構造などの動向について一定の前提条件を設けた複数のシナリオに基づく将来予測を行っており、1990年から2100年までの世界平均地上気温の上昇は、2.4℃～6.4℃と予測されています。この結果、海水の膨張、極地及び高山地の氷の融解を引き起こし、海面が上昇し、気候帯の急激な変動により、人類の生活環境や生物の生息環境に広範で深刻な影響が生じるおそれがあります。

温室効果ガスの排出を削減するには、市民一人一人が、現在の状況を認識し、市民生活や事業活動において、さらに環境負荷の少ない行動を起こすことが求められています。

表3-2-1 日本の温室効果ガス総排出量 (単位：百万t-CO₂)

年度	H2	H19	H20	H21	H22
温室効果ガス総排出量	1,261	1,365	1,281	1,207	1,258

2 オゾン層の破壊

地球の大気中には、オゾンと呼ばれる物質が上空20kmから40kmの範囲に集中的に存在しています。このオゾン層は、太陽の光に含まれる有害な紫外線のほとんどを吸収し、私たち人類が皮膚ガンや白内障になったり、免疫力が低下したりすることを防ぐなど、地球上の生物を守る重要な役割を持っています。

しかし、スプレーや冷凍・冷蔵・冷房機器の冷媒に使用されるフロンによって、オゾン層が破壊されることが分かっています。

このため、国では、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」を制定し、特定フロン等の生産や輸出入を全廃しました。しかし、現在使用されているエアコン・冷蔵庫には、生産中止以前に製造されたものもあり、それらを廃棄する際にはフロンの回収に留意することが求められています。

3 酸性雨

酸性雨は、化石燃料の燃焼などに伴って生成された硫黄酸化物や窒素酸化物などにより、酸性化（pH5.6以下）した雨のことを言います。

酸性雨は、大気圏、水圏、土壌圏などすべての環境に関与する汚染現象であり、発生源から遠く離れた地域にも被害が及ぶことから、酸性雨は、オゾン層の破壊、地球の温暖化現象とともに今日の地球環境問題の重要な課題として注目されており、すでにその被害が明らかになっているという点でより現実的で緊急の課題となっています。

国が実施した酸性雨対策調査の結果から、日本の大半の地域で平均値pH4台の雨や雪が降っていることや、冬季間では日本海側で多く観測されることなどが分かっています。

4 海洋汚染

海は、地球の面積の約7割を占めており、地球上の動植物の起源であり「生命の母」と呼ばれています。海洋中の多種多様な植物は光合成により地球上の酸素の約30%を供給し、多くの魚介類や海藻類などは人間の食料にもなっています。また、大気との相互作用により、気候に影響を及ぼすなど地球上のすべての生命を維持する上で不可欠な要素となっています。

海は、これまで、人間が廃棄したものを受け入れその自浄能力により浄化してきましたが、近年の人間の活動による負荷が海の浄化能力を超えてしまったため、汚染が問題となってきています。

【施策の推進状況】

1 地球温暖化防止への貢献

(1) 釧路市地球温暖化対策地域推進計画

市、市民、事業者が協働して温暖化対策を推進することにより、わが国の温室効果ガス削減目標の達成に寄与し、環境負荷の小さい地域づくりを目的として、平成23年3月に「釧路市地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。本計画では、二酸化炭素排出量を2020（平成32）年度までに1990（平成2）年度比で、11.4%削減することを目指します。

表3-2-2 本市の二酸化炭素排出量（単位：千 t-CO₂）

年度	H2	H19	H20	H21	H22
二酸化炭素排出量	2,252	2,206	2,167	1,933	1,889

※算出方法は「地球温暖化対策地方公共団体実行計画策定マニュアル簡易版」（平成22年8月環境省発行）による。

※H23年度の排出量は、統計数値が未発表のため、推計不可。

(2) 太陽光発電システムの設置促進

本市では、住宅用太陽光発電システムの設置促進を目的とした補助制度を実施しています。平成23年度は53件の補助を実施し、210.18kWの太陽光発電システムが設置されました。

また、これまで補助制度を利用した方の設置後1年間の発電実績から、平成23年度の二酸化炭素排出削減量を算定すると、540.7t-CO₂となります。

表3-2-3 住宅用太陽光発電システム補助実績

	件数 a	出力 b	1kWあたり 発電量 c	発電量 (新設分) d=b*c	発電量 (累計) e	二酸化炭素 排出削減量 f=e*0.555/1000
(単位)	件	kW	kWh	kWh	kWh	t-CO ₂
H16	22	85.02	1,071	91,056	91,056	50.5
H17	20	79.21	1,099	87,052	178,108	98.9
H18	22	85.73	1,170	100,304	278,412	154.5
H19	事業休止				278,412	154.5
H20					278,412	154.5
H21	45	165.39	1,164	192,514	470,926	261.4
H22	53	219.26	1,197	262,454	733,380	407.0
H23	53	210.81	1,142	240,745	974,125	540.6
合計	215	845.42		974,125	3,282,831	1,821.9

(3) バイオマスの利活用

① 消化ガスの有効利用

古川処理場と大楽毛処理場において、下水道の処理過程で発生する消化ガス（メタン）を、

処理場の熱源としてボイラー等に利用しています。平成23年度は2,060,246Nm³の消化ガスを利用しました。

② バイオディーゼル燃料（BDF）の利用

本市では、ごみの減量や未利用資源のリサイクルを推進するため、家庭から排出される廃てんぷら油の回収に協力しています。再資源化事業者が回収した廃てんぷら油は、バイオディーゼル燃料（BDF）にリサイクルされています。本市のごみ収集車にバイオディーゼル燃料を利用しており、平成23年度は5,179ℓを利用しました。

（4）新エネルギーの研究

本市では、工業技術の研究開発や、技術者の技術向上を図るため、釧路工業技術センターを設置しています。釧路工業技術センターでは、氷冷熱に関する研究や、太陽光、太陽熱、バイオガス、堆肥化促進剤（鉄液）に関する情報収集等を行っています。

（5）自動車対策

① アイドリングストップ運動

本市は、平成13年にアイドリングストップ宣言を行い、率先して実行するとともに、この運動の趣旨に賛同する市民や事業者を「アイドリングストップ運動宣言者（企業）」として登録し、市民公募により作成したステッカー等を配布し、アイドリングストップの実践を呼びかけています。

アイドリングストップ運動宣言者（企業）数は平成23年度末で47事業所となり、市・市民・事業者の参加自動車台数は3,153台となっています。

② 乗合タクシーの運行

本市では、人口密度の低い郊外部等の路線バスの採算性の確保が困難となっている地域について、乗合タクシーの活用など地域の実態に即した公共交通体系の検討を行っています。平成22年12月からは、阿寒町布伏内地区において、路線バスから予約制の乗合タクシーへと転換し、利便性を損なうことなく、環境負荷の低い公共交通体系を確保しています。

③ 低公害・低燃費車の導入

本市では、公用車への低公害・低燃費車の導入に取り組んでおり、平成23年度は、1台の低公害・低燃費車を購入しました。今後も、ハイブリッド車や低公害車・低燃費車の導入を進めていきます。

（6）地産地消の推進

地産地消は、地域の大切な産業を育て雇用を確保することが本来の目的ですが、地域外からの輸送と比較して温室効果ガスの排出が少なく、環境にも優しい取り組みです。

① 地産地消くしろネットワーク

地産地消の活動に地域一体となって継続して取り組むため、地域の中核的な推進組織を目指し、平成16年に生産者、流通事業者、支援団体等による「地産地消くしろネットワーク」（事務局：市産業推進室）を設置しました。

平成23年度は、くしろ食材の日の開催や、イベントへの参加等の取り組みを行っています。

② 地元材の活用

本市は面積の約74%を森林が占めており、この豊かな森林資源を活用する取り組みを推進するため、平成22年に「釧路森林資源活用円卓会議」を設置し、平成23年度は全体会議のほか、木材産出側（川上）の部会も開催しました。また、地域材を高次加工し、それを地域内で利用する体制整備を目標とした「くしろ木づなプロジェクト」を開始しました。

(7) 環境家計簿の普及

近年の全国的な傾向として、家庭生活における温室効果ガスの排出ガスが伸びていることから、家庭における省エネルギーを通じて温室効果ガスの発生を削減させる環境家計簿の普及を進めています。

本市では、平成12年度から公共施設等で配布するとともに、環境家計簿を利用した家庭でできる地球温暖化対策について出前講座を行っています。

表3-2-4 環境家計簿配布部数

年度	H19	H20	H21	H22	H23
配布部数	744	745	153	741	464

(8) 百万人のキャンドルナイトへの参加

環境NPOなどの呼びかけにより、地球温暖化の原因である二酸化炭素を削減し、環境や省エネなどを考えようという「百万人のキャンドルナイト」が行われています。キャンドルナイトとは、6月の夏至の日の午後8時から午後10時までの間、全国の各家庭の照明や施設のライトアップなどの消灯を呼びかけるものです。

本市においても、生涯学習センターなどの市民利用施設や市有施設等で、このイベントに参加しており、平成23年度は、6月22日～7月7日の間に、15施設が参加し、590kWhの省電力を行いました。

(9) グリーン購入の推進

リサイクル製品や省エネ型製品等の環境負荷の小さい製品やサービスを積極的に購入するグリーン購入は、地球環境保全を進めるうえで重要な取り組みです。

本市では、環境月間パネル展においてパネルやパンフレットを掲示するほか、市内の小学校にグリーン製品を展示するなどして、普及に努めています。

また、本市が購入する物品等においても、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に基づき、「釧路市グリーン購入推進基本方針」を定め、グリーン購入を進めています。

(10) 釧路市地球温暖化防止実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地方公共団体は、当該団体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの抑制のための措置に関する計画を策定することが義務付けられており、本市においても釧路市地球温暖化防止実行計画を策定し、取り組みを進めています。

本計画では、二酸化炭素排出量を平成24年度までに平成19年度比で、1.2%削減することを目指します。（ただし、平成24年度までの施設の増減に伴う分を勘案すると実質4.5%削減することを目指します。）

表3-2-5 本市の事務事業における温室効果ガス排出量 (単位：t-CO₂)

		H19	H20	H21	H22	H23
二酸化炭素	電気	33,817	34,165	35,308	34,714	34,058
	A重油	11,924	12,299	12,150	12,318	12,369
	都市ガス	3,098	3,830	3,301	2,987	3,063
	熱供給	2,837	2,802	2,773	2,617	2,764
	灯油	2,549	2,459	2,806	2,645	2,717
	軽油	859	911	826	841	794
	ガソリン	570	530	548	542	544
	LPG	119	111	110	112	102
	計	55,773	57,107	57,822	56,776	56,411
	メタン	103,874			73,493	63,895
	一酸化二窒素	1,601			1,613	1,513
	HFC	2			4	4

※メタン、一酸化二窒素、HFCの排出量は二酸化炭素換算値。

表3-2-6 市有施設における新エネ・省エネ設備

年度	施設名	設備
H16	市立釧路総合病院	自動空調管理システム
H17	釧路市昭和中央児童センター	太陽光発電設備
H20	湿原の風アリーナ釧路	太陽光発電設備
H21	釧路フィッシャーマンズワープ 釧路市生涯学習センター 釧路市観光国際交流センター	LED誘導灯 Hf階段通路誘導灯
H23	釧路市立湖畔小学校	太陽光発電設備

(11) 二酸化炭素の吸収源対策

地球温暖化を防止するためには、排出削減だけでなく森林等による二酸化炭素の吸収源対策も重要です。本市では、市有林の造林や間伐を行っています。（10ページ参照）

2 地球環境の保全

本市では、フロンによるオゾン層の破壊防止のため、公共施設における冷媒として、オゾン層を破壊しないフロン（代替フロン）への転換を進めているほか、二酸化炭素等のノンフロン冷媒の導入を検討しています。また、酸性雨対策につながる取り組みとして、公害防止協定を締結している工場の監視・指導、野焼き防止等の啓発などを行っています。このほか、海洋汚染の防止を目的として、廃網、ロープ、ワイヤーなどの処理を行っており、平成23年度は339トンの処理を実施しました。

基本方針Ⅲ 循環型社会の形成

【環境の現況】

1 ごみ処理体制

(1) ごみの収集

平成23年度の本市におけるごみの収集は、市の直営車両5台、委託車両60台の合計65台で行いました。計画収集については、可燃ごみは週2回、不燃ごみは週1回、資源物は週1回、粗大ごみは申し込み制により随時収集しています。

ただし、引越等に伴う多量のごみについては、排出者自ら処理施設に搬入するか、許可を受けた処理業者に処理を委託することとしています。

(2) 廃棄物処理施設

本市のごみ処理施設は、中間処理施設である釧路市資源リサイクルセンター、音別町リサイクルセンター及び粗大ごみ処理センター、ごみの埋立処理を行う釧路市ごみ最終処分場、阿寒町一般廃棄物最終処分場、音別町一般廃棄物最終処分場があります。

可燃ごみは釧路広域連合が運営する釧路広域連合清掃工場で焼却処理しています。また、プラスチック製容器包装の処理については、民間の施設において再資源化を行っています。

表3-3-1 本市のごみ処理施設の概要

施設名	場所	種類	処理方法	供用開始	備考
釧路市資源リサイクルセンター	鳥取南7丁目1番2号	資源物	圧縮、梱包、溶融等	H6	処理能力 缶:1~2t/h、PET:2.5t/日 トレイ:1.5t/日
音別町リサイクルセンター	音別町海光1丁目31番地	資源物	圧縮、梱包、溶融等	H11	処理能力 缶:0.5t/h PET:0.07~0.1t/日 トレイ:0.02t/日
粗大ごみ処理センター	高山4番地1	不燃ごみ、粗大ごみ	破碎、圧縮、梱包等	H11	処理能力 80t/日
釧路市新高山最終処分場	高山17番地1 他	不燃ごみ、粗大ごみ等	埋立（サンドイッチ方式）	H14	計画埋立量 844,000m ³
阿寒町一般廃棄物最終処分場	阿寒町オリヨマップ33番地	不燃ごみ、粗大ごみ等	埋立（セル方式）	H15	計画埋立量 47,000m ³
音別町一般廃棄物最終処分場	音別町尺別31番地1	不燃ごみ、粗大ごみ等	埋立（サンドイッチ方式）	H16	計画埋立量 10,000m ³
釧路広域連合清掃工場	高山30番地1	可燃ごみ、粗大ごみ等	焼却	H18	処理能力 240t/日

2 ごみの排出量・処理量の状況

(1) ごみ総排出量

本市の平成23年度のごみ総排出量は、77,578tでした。その内訳は計画収集が47,779t、自己搬入（主に事業系ごみ）が26,759tとなっています。

また、1人1日当たりのごみ排出量は1,166gとなっており、平成22年度の国民、道民1人1日当たりのごみ排出量と比較してもやや多いことになります。

表3-3-2 本市のごみ総排出量の推移

(単位：t)

年度	計画収集		自己搬入 (主に事業系)	有害ごみ	集団資源回収	総排出量
	家庭ごみ	資源物				
H19	34,756	13,429	26,853	43	2,976	78,057
H20	33,557	12,389	25,467	44	2,995	74,452
H21	32,717	13,376	24,186	40	2,810	73,129
H22	32,745	14,734	27,478	41	2,947	77,945
H23	33,600	14,179	26,759	35	3,006	77,578

※ 数値の端数処理のため、合計が合わない場合があります。

表3-3-3 1人1日当たりごみ排出量の推移

(単位：g/人・日)

年度	H19	H20	H21	H22	H23
釧路市平均	1,128	1,087	1,080	1,159	1,166
全国平均	1,089	1,033	994	976	-
北海道平均	1,134	1,072	1,037	1,020	-

※ 「一般廃棄物処理事業実態調査」（環境省）による。

※ 算定基礎人口は各年度末人口を採用している。

(2) ごみ処理量（埋立量、資源化量、リサイクル率）

本市の平成23年度の埋立量は、11,695tでした。また、資源化量は17,185tで、リサイクル率は22.15%となっています。

表3-3-4 本市のごみ処理量の推移

(単位：t)

年度	H19	H20	H21	H22	H23
埋立量	12,078	13,459	11,104	13,301	11,695
資源化量	15,487	14,489	16,310	17,833	17,185
リサイクル率	19.9%	19.5%	22.30%	22.88%	22.15%

※ 埋立量には、釧路広域連合の残渣ごみを含む。

※ 資源化量＝直接資源化量＋中間処理後資源化量＋集団回収量

※ リサイクル率＝資源化量／ごみ総排出量

【施策の推進状況】**1 ごみの減量とリサイクルの推進****(1) ごみの減量に関する取り組み****① 生ごみ堆肥（コンポスト）化容器購入費助成**

家庭から排出される生ごみの減量化と堆肥化によるリサイクルの促進を図るため、生ごみ堆肥（コンポスト）化容器の購入者に対し、購入費の一部を助成しています。平成23年度は29件助成し、累計で4,362件助成しました。

② 電気生ごみ処理機購入費助成

ごみの減量をより一層促進するため、電気生ごみ処理機の購入者に対し、購入費の一部を助成しています。平成23年度は10件助成し、累計で1,392件助成しました。

③ リサイクルフェア、リサイクル情報バンク

不用品の再使用を図るため、家庭から無償で提供された家具、自転車を低廉な価格で販売するリサイクルフェアを開催し、その益金をリサイクル活動の普及啓発等に活用しています。なお、平成23年度は、東日本大震災で被災された方にリサイクル品を優先提供するために中止しました。

リサイクル情報バンクは、再使用の促進とごみの減量を図る目的で、市環境保全課が窓口となり、家庭で不用となった家具や自転車等を必要とする人へ紹介することで有効に活用してもらう制度です。平成23年度は117件の情報が寄せられ、うち72件について再使用が図られました。

④ 市民工房

釧路市資源リサイクルセンター内に、大型家具、自転車等の修理を行えるように工具を備え、専任の指導員を配置した市民工房を設置しています。

⑤ 出前講座、生ごみ減量講習会

廃棄物の減量及びリサイクルについて、出前講座やごみ減量講習会を行っています。生ごみ減量講習会について、平成23年度は3回開催し、37名が受講しました。

(2) ごみの適正な分別・排出に関する取り組み

① 分別帳、クリーンカレンダーの配布

ごみの分別・排出方法をお知らせする排出ルールハンドブック「ごみ分別・早見表ハンドブック」を配布しています。また、ごみの年間収集日等を一覧表にした「くしろクリーンカレンダー」を配布しています。

② 分別収集推進協力員

ごみの適正な分別を推進するため、各町内会から推薦を受け、分別収集推進協力員を登録しています。平成23年度末では576人が登録し、地域住民と連携しながら、ごみの分別や資源回収等についての自主的な活動を進めています。

③ 排出事業者への指導

排出事業者に対し、一般廃棄物と産業廃棄物の分別区分の徹底や、ごみの排出方法について、ごみ最終処分場に自己搬入するか、一般廃棄物処理業者（許可業者）に収集を依頼するように指導しています。また、訪問による排出状況調査を行い、事業系廃棄物の適正処理を進めています。

(3) リサイクルに関する取り組み

① 集団資源回収奨励金交付制度

町内会、自治会、老人クラブ等を対象に、資源物（新聞紙、雑誌、段ボール）の回収量に応じ、1kgあたり2円の奨励金を交付。平成23年度は301団体に6,011千円を交付しました。

② 廃食用油等のリサイクル

資源物の有効利用や処分経費の節減を目的として、小・中学校給食センターや市立釧路総合病院から排出される廃食用油と金属類をリサイクル業者に売却しています。平成23年度は、

廃食用油6,110ℓ、金属類15,810kgを売却しました。

③ 学校給食用牛乳パックのリサイクル

市内の各小中学校において、牛乳紙パックとストローを分別し、開いて水洗いした後、乾燥して排出しています。この牛乳紙パックは、トイレットペーパー等にもリサイクルされています。

2 ごみの適正処理

(1) 釧路市ごみ処理基本計画

平成20年度に策定した「釧路市ごみ処理基本計画」においては、今日の社会状況に適切に対応するとともに、環境への負荷を軽減する視点に立ったごみ処理を進めることとし、市民・事業者・市のそれぞれが役割と責任を担いながら、限りある資源を大切に、ごみの発生が少ないリサイクルの進んだ循環型社会の形成を積極的に取り組むことを目標としています。

(2) 釧路広域連合

釧路広域連合は、旧釧路市ほか5町村（釧路町、旧阿寒町、鶴居村、白糠町、旧音別町）による広域ごみ処理を目的とした特別地方公共団体として、平成14年に設立されました。その後の市町村合併や弟子屈町の加入により、現在は5市町により構成されています。

釧路広域連合では、①徹底した公害防止策、②熱エネルギーの有効利用、③資源物循環の推進を柱に、広域ごみ焼却施設を建設し、平成18年度より供用を開始しています。平成23年度は66,247tのごみを焼却しました。

(3) ごみの不法投棄対策

① 不法投棄の未然防止

家電リサイクル法の施行により急増しているごみの不法投棄に対処するため、本市では、市民啓発、看板・監視カメラ等の様々な未然防止活動を行っています。監視パトロールは毎日実施しており、平成23年度には162件の不法投棄を発見しました。不法投棄を発見した際には、投棄者の調査等を行っています。

② 釧路市環境保全監視委員会

釧路市環境保全監視委員会は、本市における環境保全及び公害の防止の実効をあげるため、関係行政機関が情報を交換し、相互に連携協力して合同現地調査等の監視を行い、環境法令及び条例等の遵守の徹底を図ることを目的として活動しています。

③ 自然の番人宣言

自然の番人宣言は、釧路圏域に住む人が自ら「自然の番人」として不法投棄やポイ捨てに目を光らせ、釧路湿原国立公園、阿寒国立公園、厚岸道立自然公園をはじめとする貴重な自然環境を守り、次世代に引き継いでいこうとするもので、平成18年4月に釧路管内8市町村が共同で制定しました。また、宣言に賛同している団体は平成23年度末現在で461団体（釧路・根室管内）です。

この宣言は道内初のもので、抑止力として法律等の罰則に求めるのではなく、勇気を持って通報する仕組みの徹底や環境教育の充実など、宣言に基づく行動計画の実施によって住民運動として定着させることを目的としています。

(4) ふれあい収集

本市では、ごみの排出が困難な高齢者や障がい者の世帯を対象に、戸別に訪問し、ごみを収集しています。平成23年度末時点で493世帯を対象としています。

3 バイオマスの利活用と産業廃棄物の適正処理

(1) バイオマスの利活用

① 下水汚泥、家畜ふん尿の有効利用

本市では、下水道の処理過程で発生する消化ガス（メタン）を、処理場の熱源としてボイラー等に利用しているほか、下水汚泥を乾燥させ、家畜ふん尿と混合することで農地利用しています。

② バイオディーゼル燃料（BDF）の利用

本市では、家庭から排出される廃てんぷら油から作られたバイオディーゼル燃料（BDF）を、本市のごみ収集車に利用しています。（23ページ参照）

(2) 未・低利用水産物の有効利用

本市では、未・低利用水産物を利用した製品の開発を行っています。平成23年度は、小型サシマを原料とした魚味噌の製品開発を行いました。

(3) 建設資材廃棄物等の有効利用

本市では、道路整備等の工事において、供給のバランスや技術的な支障とならない範囲で、アスファルト再生合材やコンクリート再生骨材を使用しています。また、砂の代わりに、製紙工場から排出されるペーパースラッジ焼却灰や、釧路広域連合清掃工場から排出される熔融スラグを使用し、資源の有効利用を図っています。

(4) 産業廃棄物の適正処理

産業廃棄物の処理は、排出事業者が処理責任があり、通常、排出事業者自らが処理するかまたは許可を受けた処理業者に委託して処理されています。北海道では、廃棄物処理法に基づき、排出事業者や処理業者による適正処理の指導を行っています。

このほか、北海道では、産業廃棄物処理施設の設置に際して、事前協議書の提出を求めるなどの事業者への指導を行っています。

本市では、北海道と連携して生活環境や自然環境などに配慮した適切な対応を求め、処理施設設置者と「環境の保全に関する協定」を締結し、適正処理の促進に努めています。平成23年度末現在で、7カ所の産業廃棄物処理施設と協定を締結しています。

基本方針Ⅳ 都市環境の確保

【環境の現況】

1 公園・緑地

公園や緑地は、市民の憩いの場として、良好な環境を構成する重要な役割を果たしています。本市には、都市公園法に基づく都市公園と、ふれあい公園などの条例に基づく公園があります。都市公園には、公園近くに住む市民の利用を目的として整備された街区公園や、全市民の利用を目的として整備された釧路大規模運動公園など、機能や規模によって分けられています。ふれあい公園は、都市計画区域外の地域に整備される公園で、阿寒町富士見公園、音別町ふれあい公園などがあります。また、緑地には、新釧路川緑地や武佐の森緑地などがあり、散策路や広場、運動施設として整備しています。

2 景観

景観は、日常生活や事業活動、自然・歴史・文化などの周辺環境が重なり合って形をなす佇まいであり、潤いのある個性豊かなまちづくりに不可欠なものです。本市は、優れた自然の風景地である阿寒、釧路湿原の2つの国立公園をはじめ、阿寒・音別地域における森林や田園、丘陵などの自然景観とともに、幣舞橋や釧路フィッシャーマンズワープMOOが立地する都市的景観を有しております。このような多彩な景観資源を守り、育て、その価値を高めながら将来世代へと引き継ぐことが重要となります。

3 文化財

長い歴史の中で生まれ、継承されてきた文化遺産には、歴史的、学術的、芸術的に価値の高いものがあり、これらを文化財といいます。文化財は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6種類に分けられ、それぞれに国・道・市が指定したものがああります。

本市では、釧路湿原をはじめとする貴重な自然資源に恵まれ、史跡や埋蔵文化財なども数多く存在しています。特に重要なものについては、国や道、市の文化財に指定され、保全や活用が図られています。

【施策の推進状況】

1 ゆたかな緑の確保

(1) 釧路市緑の基本計画

公園や緑地は、私たちの生活に自然の美しさや季節感をもたらすとともに、人工的要素の多い都市空間にうるおいを生み、人々にやすらぎを与えてくれます。緑豊かなオープンスペースは、都市景観の重要な構成要素であり、市民の憩いの場やレクリエーションの場となり、災害時には避難場所としての役割を果たすとともに、騒音の防止や気候の調節、大気の浄化を行うなど多面的な機能を持っています。

このように、良好な環境を保ち、安全で快適な都市生活を営む上で、公園や緑地は重要な役割を担っています。本市では、地域の特性を生かした公園・緑地を計画的に配置するなど総合的・体系的な公園・緑地の整備を進めていくため、釧路市緑の基本計画を策定しています。

(2) 公園、緑地の整備

本市では、公園や緑地の整備や充実を進めています。本市には、都市公園法に基づく「都市公園」と釧路市ふれあい公園条例に基づく「ふれあい公園」があります。平成23年度末の市内

の公園の開設状況は、次のとおりとなっています。

表3-4-1 公園の開設状況

公園の種類		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
都市公園	街区公園	202	40.10	203	40.24	203	40.24
	近隣公園	14	24.00	14	24.00	14	24.00
	地区公園	4	20.00	4	20.00	5	20.50
	総合公園	4	156.00	4	156.00	4	156.00
	運動公園	1	61.80	1	66.55	1	66.55
	特殊公園	1	0.63	1	0.63	1	0.63
	都市緑地	21	76.83	21	77.35	21	77.35
ふれあい公園		14	12.35	14	11.94	14	11.94
合計		261	391.71	262	396.71	263	397.21

また、主な公園の状況は次のとおりです。

① 春採公園

春採公園は、面積が68.6haあり、このうち春採湖が36.1haを占めています。市街地の中に自然の湖を持つユニークな公園で、周遊園路などが整備され、市民に親しまれています。平成19年度には「日本の歴史公園100選」に選定されました。

② 山花公園

山花公園は、旧釧路市と旧阿寒町にまたがる公園で、動物園、ホースパーク、池広場、オートキャンプ場などが整備されています。

③ 釧路大規模運動公園

釧路大規模運動公園は、野球場や陸上競技場などの運動施設を備えた東北道のスポーツやレクリエーションの拠点となる公園を目指して整備が進められてきました。野球場や陸上競技場のほか、サッカー場、テニスコート、ゲートボール場、ソフトボール場、子供の広場、水辺広場、湿原の風アリーナ釧路などが整備されています。

④ 武佐の森緑地

武佐の森は、市街地に接した緑地で、鉄道防雪林として残されてきたものです。森の中には、樹齢200年を超えるミズナラの巨木などがあり、野鳥をはじめとする野生生物が数多く見られるなど豊かな自然が残っています。また、貝塚や住居跡などの遺跡も多く、地域住民の憩いの場、環境学習の場となっており、散策路や広場、休憩施設などが整備されています。

⑤ 新釧路川緑地

新釧路川の河川敷を活用した都市緑地で、野球場やサッカー場、ラグビー場、パークゴルフ場などの運動施設を主体に、散策路や広場などの整備が行われています。

⑥ 村田公園

村田公園は、釧路町トリトウシに位置する面積107.9haの公園です。昭和54年に、保健保

安林（防霧保安林兼種）に指定されています。中央広場を中心に圏内6kmの遊歩道が作られており、自然観察等ができるように整備されています。

⑦ 丹頂鶴自然公園

丹頂鶴自然公園は、昭和33年、タンチョウの保護・育成を図るために開園された公園です。昭和43年に自然ふ化、昭和45年には人工ふ化に成功しました。面積約9.8haの公園内では、一年を通じてタンチョウの姿を見ることができます。

(3) 道路や公共施設の緑化

街路樹は、美しい町並みの創造や快適な都市空間の確保のほか、大気汚染や騒音の緩和などにも役立っています。本市では、歩道の整備に合わせ、市道の緑化を進めており、国道、道道、市道を合わせた市内の道路植栽の整備状況は、平成23年度末で303.8kmとなっています。

また、公園、学校、公営住宅などの公共施設において、植栽や花壇の整備などの緑化を進めています。

(4) 公園里親制度

本市では、清掃や草刈などの公園の美化活動について、区域を決めてボランティアに委任する「公園里親制度」を設け、平成13年度から実施しています。平成23年度の登録の状況は以下のとおりです。

表3-4-2 公園里親登録状況

	里親（団体）	公園名	活動人員
1	鉄北西部第2地区連合町内会	若草公園	34
2	東川町内会	東川公園	30
3	文苑はしどい町内会	文苑2号公園	46
4	昭和北1丁目町内会	昭和かつら公園	37
5	鳥取丹頂町内会	鳥取14号公園	42
6	新釧路町内会	新釧路2号公園	12
7	美原5丁目東町内会	ニュータウン3号公園	35
8	文苑すこやか町内会	文苑1号公園	18
9	昭和四一睦会	昭和13号公園	54
10	芦野5丁目のぞみ町内会	芦野6号公園	14
11	光栄町内会	大楽毛南8号公園	19
12	大楽毛4丁目町内会	大楽毛12号公園	20
13	貝塚団地町内会	貝塚4丁目2号公園	20
14	富士見地区連合町内会	富士見公園	18
15	芦野あすなろ町内会	芦野4号公園	19
16	鶴野地区連合町内会	鶴野東4号公園	38
17	つつじヶ丘町内会	興津エニシダ公園	3
18	昭園町内会	昭和17号公園	29
19	昭和橋町内会	昭和16号公園	10
20	桜ヶ岡第2陸橋町内会	桜ヶ岡2丁目公園	13
21	永住町内会	永住2号公園	37
22	昭和元町町内会	昭和10号公園	23
23	酒井忠則（個人）	武佐2号緑地	2
24	星が浦町内会12班	星が浦6号公園	4
25	望洋湖上町内会	春採3丁目8よい子の砂場	21

26	阿部新聞店	芦野2号公園	7
27	益浦白桜町内会	白樺台緑地（うち2丁目26番部分）	14
28	鶴野東3号公園里親の会	鶴野東3号公園	15
29	益浦入口小公園公園里親の会	益浦入口小公園	12
30	長生園前町内会	長陽公園	13
31	昭和自治会	鳥取3号公園	13
32	啄木通り商店会	南大通公園	24
33	㈱釧路製作所本社工場	川北公園	65
34	三井住建道路㈱北海道支店	星が浦緑地	7

(5) 市民参加による緑化活動

みどりあふれるまちづくりを目指し、次のような市民参加による地域全体の緑化活動を進めています。

表3-4-3 市民参加による主な緑化活動の取り組み

緑化活動	活動内容
春採湖修景緑化	市民の手による公共空間の緑化を進めています。
花いっぱい運動推進事業	阿寒地域の国道240号線の両側歩道への花（マリーゴールド、サルビア）の植栽及び清掃活動を実施しています。植栽、清掃活動等に延べ2,500人参加しました。
ボランティアサポートプログラム事業	音別地域の国道38号線沿い植樹帯への植樹や、歩道清掃などの環境美化活動を行っています。
街のみどりパネル展	緑化意識の向上のため、花壇コンクールの写真などを展示するパネル展を、市役所ロビー、阿寒町公民館、音別町ふれあい図書館みなくる77で、各5日間開催しています。
緑の愛護賞	地域緑化に貢献した団体や個人を表彰しています。平成23年度は、4個人・1団体を表彰しました。
市民植樹祭	市民が参加して木を植える植樹祭を開催しています。平成23年度は、植樹祭は312人が参加、557本を植樹しました。
農村景観形成活動事業	農業農村交流拠点施設のある山花地区を中心として農村景観形成の整備振興を図るため、市民協働で植栽等を行っています。平成22年度は延べ20人が参加し、ビオラ、マリーゴールド等5種を300本の植栽を行いました。

(6) 事業者への緑化指導・緑化助成

① 開発許可にあたっての緑化指導

都市計画法では、建築物等を建築する目的で行う土地の区画形質の変更をする土地の規模（市街化区域は1,000㎡以上、市街化調整区域では全て、都市計画区域外は10,000㎡以上）に応じて開発許可が必要であり、3,000㎡以上の開発行為に関しては、3%以上の緑地等の確保が義務付けられており、本市では開発事業者に指導を行っています。

② 釧路市企業立地促進条例に基づく緑化助成

本市では、釧路市企業立地促進条例に基づき、敷地面積や建物面積が一定規模以上の工場の新設または増設に際して、緑地の整備費用の一部を補助しています。

(7) 親水空間の整備

本市には、釧路川・新釧路川などの河川や海浜、春採湖などの水辺があり、いずれも貴重な水辺として、市民に親しまれています。水辺は、水と緑の空間として地域社会にうるおいを与

え、まちの景観形成や余暇の有効利用などにおいて重要な役割を果たしています。快適な都市環境を創出するため、河川や海岸などの親水空間の整備を図ることが求められています。

① 釧路川河畔整備

釧路川の上流部は水際にヨシ原や干潟が形成され野鳥が生息する自然性の高い地域ですが、下流部は水際が岸壁となっており後背地も事務所などの建物が接していることから緑地が少ない地域となっています。本市では、北海道とともに「ふるさとの川推進懇談会」を組織し、市民の参加・協力を得ながら、釧路川下流部の水際における緑化などについて検討を行っています。また、平成9年には「旧釧路川リバーサイドパーク基本計画」を策定し、市のシンボルゾーンである幣舞橋から久寿里橋間の河畔において、個性的で親水性豊かな都市空間の創出に努めています。平成23年度は、右岸プロムナード220m、左岸プロムナード240mの整備を行いました。

② 新釧路川緑地整備

新釧路川は、水と緑による広い空間を形成し、郊外から市街地までを直線状に貫いている市の代表的な景観地です。釧路市では、新釧路川の河川敷に昭和48年度より野球場・サッカー場などの運動施設や園路・芝生・サイクリングロードなどの河畔整備を行っています。

③ 春採湖周辺整備

春採湖を包含する春採公園は、市街地内において貴重な自然に恵まれ、ボート遊びや自然観察ができる憩いの場として多くの市民に親しまれています。昭和28年から総合公園としての整備を行っており、野草園や野鳥観察施設が整備されているほか、湖岸の周遊園路や人道跨線橋など岸辺の散策が安全に楽しめる施設が整備されています。

④ 千代の浦マリンパークの整備

千代ノ浦海岸では、漁港整備に併せて、市民が水辺に親しめる施設として、釣護岸、親水公園、休憩棟（バーベキューコーナー）などの施設が整備されています。

⑤ 港湾緑地

釧路港の釧路フィッシャーマンズワーフとその周辺地区には、MOOやEGG、幣舞橋、港文館など釧路川とともに釧路を代表するウォーターフロント景観がかたちづくられています。また、釧路港には、緑豊かで親しみのある水辺空間を創出するため、港湾整備計画に基づき、港湾緑地が整備されています。

⑥ 馬主来湖の保全

音別地域の馬主来湖は「日本の重要湿地500」にも選定されており、古くからシジミ貝が採取できる湖沼として知られているほか、野鳥の観察や自然景観が優れた場所としてその保全を図っています。

2 良好な景観の形成

(1) 景観に配慮したまちづくり

① 大規模行為の届出

大規模な建築物の建築や工作物の建設等を行う場合は、景観法に基づく届出が必要です。

平成23年度は19件の届出があり、景観形成基準に全て適合しています。

② 景観計画重点区域、景観形成推進区域の指定

特に良好な景観づくりを進める区域として、地域を活性化する拠点として良好な景観を形成する必要がある区域や、観光の振興や文化の交流の促進を図る上で良好な景観を形成する必要がある区域を「景観計画重点区域」、良好な自然景観や田園景観を有し周囲の景観とともに良好な景観を将来にわたり保全していくことが必要な区域を「景観形成推進区域」として指定します。景観計画重点区域は指定に向けた取り組みを進めている段階です。景観形成推進区域は、道道釧路空港線周辺地区を指定しています。

③ 景観重要建造物、景観重要樹木の指定

景観重要建造物、景観重要樹木については、それぞれの指定の方針を定め、指定に向けた取り組みを進めています。

(2) 市民意識の向上

景観づくりについての市民の意識向上を図るため、平成4年度から「釧路市都市景観賞」（平成20年度（第12回）から「釧路市景観賞」に名称を変更）を設け、自然やまちなみと調和し、良好な景観を創り出している建造物などを募集し、所有者などを表彰しています。

表3-4-4 釧路市景観賞受賞作

	受賞作
平成12年度 (第8回)	北海道立釧路芸術館 炉ばた 煉瓦 [奨励賞] 浪花町十六番倉庫 [奨励賞]
平成14年度 (第9回)	釧路信用組合本店 (旧) 五十嵐邸
平成16年度 (第10回)	幣舞橋 [第10回記念釧路市都市景観賞特別賞] 痴呆性高齢者グループホーム さんぽみち [奨励賞] ふくしま医院 [奨励賞]
平成18年度 (第11回)	なかよし花街道 特別養護老人ホーム 釧路北園啓生園 [奨励賞]
平成20年度 (第12回)	株式会社大塚製薬工場 釧路工場 [特別賞] Bread & sweets cafe Pan de Pan [奨励賞] amicafe [奨励賞] 山本クリニック [奨励賞]
平成22年度 (第13回)	ルート38ビーナスロード [特別賞] 鈴木邸 [奨励賞]、田川邸 [奨励賞] 北海道釧路工業高等学校 [奨励賞]

3 歴史的文化的環境の保全

(1) 文化財の保護

文化財は、歴史や文化を理解する上で欠くことのできないものであり、これらを保存し良好な状態で残していくことは、将来の文化の向上・発展のために非常に重要です。また、これら歴史や伝統を伝える建造物や文化財などの文化遺産は、地域の景観を形成する重要な要素であり、私たちの生活に安らぎや潤いを与え、郷土意識を高めるために欠かせないものとなっています。

文化財の保護保存や活用などを図るため、国においては昭和25年に文化財保護法が制定されています。また、本市においては、昭和50年に鉏路市文化財保護条例を制定し、市内の文化財の保護・保存・活用に努めています。本市には現在、5カ所の国指定史跡と1カ所の市指定史跡があります。このうち東鉏路貝塚、北斗遺跡の2カ所については整備を完了しましたが、その他については未整備のまま保存されています。これらの史跡については、周辺の草刈りを行うなど地域住民へ悪影響を及ぼさない環境づくりを行っています。

表3-4-5 指定文化財一覧

分類		指定	名称
記念物	史跡	国	モシリヤ砦跡
			鶴ヶ岱チャランケ砦跡
			春採台地堅穴群
			東鉏路貝塚
			北斗遺跡
	特別天然記念物	市	三津浦古谷遺跡
		国	タンチョウ
			阿寒湖のマリモ
		国	春採湖ヒブナ生息地
			鉏路湿原
			クマゲラ
			オオワシ
			オジロワシ
			シマフクロウ
	天然記念物	市	キタサンショウウオ
			砂岩脈（サンド・ストーン・ダイク）
			谷地坊主（ヤチボウズ）
民俗文化財	重要無形民俗文化財	国	アイヌ古式舞踏
			紀ノ丘神楽
有形文化財	彫刻	道	円空作観音像
	古文書	市	佐野家文書
			市河文書
	歴史資料	市	鳥取村本籍簿
			永久保秀二郎日誌
			鉏路新聞
	考古資料	市	星兜（残欠）

(2) 文化財の発掘調査

埋蔵文化財とは、土器や石器、貝塚や住居跡など地中に埋もれている文化財のことで、これらを包蔵している土地を埋蔵文化財包蔵地（一般には「遺跡」）といい、市内には周知の埋蔵文化財包蔵地が136カ所あります。本市では、埋蔵文化財調査センターを設置し、埋蔵文化財の保護や調査研究などを行っています。

また、包蔵地の開発行為（工事）が計画されたときには、事業者との事前協議を行い、現状保存するための対応を行っています。計画変更ができない場合には事前発掘調査を実施し、記録を保存しています。

4 都市美化の推進

(1) ごみのポイ捨て防止対策

ごみの散乱を防止するための総合的な対策として、鉏路市みんなできれいな街にする条例を制定しています。この条例では、美観推進重点区域を指定しており、この区域内で空き缶及び吸殻等を投棄した場合、持ち帰りや回収などの必要な措置について、市長は命令することができます。命令に違反した場合、30,000円以下の罰金を課すこととしております。

表3-4-6 美観推進重点区域

区域	範囲
新富士・星が浦地区	新富士町6丁目、星が浦南1丁目、星が浦南2丁目、星が浦南3丁目
新鉏路川緑地地区	昭和、昭和町1丁目、治水町、東川町及び愛国の各地先並びに昭和町1丁目
美原・芦野・文苑地区	美原全域、芦野全域、文苑全域
北大通地区	北大通全域、錦町2丁目
米町地区	米町全域
春採公園地区	春湖台

(2) ごみの不法投棄対策

本市では、ごみの不法投棄対策として、監視や、関係行政機関による情報交換及び合同現地調査を目的とした鉏路市環境保全監視委員会の活動などの取り組みを進めています。このほか、鉏路管内8市町村による取り組みとして、「自然の番人宣言」を制定しています。（29ページ参照）

(3) 市民との協働による清掃活動の実施

本市では、商工会議所や連合町内会などの各種団体で構成する「鉏路市マチをきれいにする推進協議会」を中心に関係機関等と連携し、春の全市一斉清掃や秋の自主清掃運動などの活動や、小学生を対象としたポスターコンクール、ポイ捨て防止に関する街頭啓発などの普及啓発活動を実施しています。

また、「集まれごみひろい隊会」、「春採公園クリーン作戦」、「鉏路市クリーンパートナー制度」や連合町内会による環境美化活動、保育園児による保育園舎及び近隣公園の清掃、自主的清掃実施団体などの市民ボランティアによる清掃活動を進めています。

表3-4-7 鉏路市クリーンパートナー制度登録団体

	登録団体	清掃活動区域
1	太平洋設備株式会社	北大通地区
2	鉏路北ローターアクトクラブ	新鉏路川緑地地区（鶴見橋から上流）
3	鉏路子ども劇場	千代の浦マリンパーク、春採公園周辺
4	鉏路川元気の会	鉏路川（幣舞橋から久寿里橋の間）
5	日本たばこ産業株式会社鉏路営業所	大川町
6	国際ゾンタ 26 地区エリア鉏路ゾンタクラブ	星が浦大通及び星が浦南地区の一部

(4) 空き地、市道等の適正管理

① 空き地の管理

本市では、空き地の所有者が適正な管理を行うように、鉏路市空き地管理指導要綱を定め、所有者への指導や草刈業者のあっせんを行っています。平成23年度は、41件の空き地に関する苦情が寄せられました。また、市有地（未利用地）については草刈を行っており、平成23

年度は約50,000㎡の草刈を行いました。

② 市道の管理

本市では、市道の適正な管理を行っています。平成23年度は、路面の清掃を974.1km、排水路の草刈を7.2km、道路路肩の草刈を202.6km実施しています。

(5) 放置自動車の対策

道路や公園に放置されている自動車は、街の景観を損なうばかりでなく、交通の障害、子どもの危険な遊び場、放火、ごみの投棄場所など様々な悪影響を及ぼしています。そこで本市では、放置自動車対策として、鉏路市自動車放置防止条例を制定しています。

同条例第15条に基づく鉏路市廃自動車認定等委員会を設置し、同委員会の意見を聴いて、放置自動車を廃自動車として認定する基準（廃自動車認定基準）を定めました。

平成23年度の放置自動車の発生確認台数や、過年度繰越分を含めた撤去の状況は以下のとおりです。

表3-4-8 放置自動車の発生確認及び撤去の状況（単位：台）

	台数	うち市有地	
		うち市有地	うち民有地
平成23年度放置自動車確認台数	16	13	3
前年度からの繰り越しを含めた台数	16	13	3
撤去した台数	11	10	1
所有者・地権者等が撤去	9	8	1
市が撤去	2	2	0
他課等（国・道含む）に移管した台数	0	0	0
調査終了とした台数	2	0	2
次年度に繰り越した台数	3	3	0

基本方針Ⅴ 生活環境の保全

【環境の現況】

1 大気汚染

大気汚染は、主に工場・事業場の固定発生源や自動車等の移動発生源からの汚染物質によって生じます。大気汚染防止の目標として、環境基本法に基づき環境基準が設定されています。

本市における大気汚染は都市型と産業型の複合型であり、主な汚染源には、工場・事業場の燃料使用、冬期間の暖房使用に伴って排出されるばい煙、自動車による排気ガスなどがあります。平成23年度の一般環境測定結果（2局）は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質について、全測定局において環境基準を達成しました。

2 悪臭

悪臭は、一般に多成分、低濃度の複合気体であり、人の嗅覚によって直接感知されるいわゆる感覚公害です。40万種以上あると言われる有臭物質の中で、腐敗臭のような人に不快感や嫌悪感を与える悪臭が工場・事業場などから排出され、周辺住民の生活環境を損なうと「悪臭公害」となります。

本市における主な悪臭の発生源には、製紙工場や魚粕・ミール工場などがあり、これらの工場の立入検査や、その周辺地域の環境調査を実施しています。平成23年度は、立入検査、環境調査ともに、特に高い値はありませんでした。

3 水質汚濁

水は、飲用のほか、日常生活、農水産業、工業などいろいろな目的で利用されており、人の生活に必要不可欠なものの一つです。また、野生生物の生息のためにも良好な水環境が必要です。この大切な水が、事業場排水や生活排水などからの有機物や有害な物質によって汚染されることを水質汚濁と言います。

河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質汚濁を防止するため、人の健康の保護に関する環境基準（以下、健康項目）と、水系ごとに類型を指定する生活環境の保全に関する環境基準（以下、生活環境項目）が設定されています。

本市の公共用水域として、釧路川水系、阿寒川水系、別途前川水系、春採湖、阿寒湖及び釧路海域に大別されますが、このうち、釧路川・新釧路川・阿寒川・春採湖・阿寒湖・釧路海域で環境基準の生活環境項目の水域類型が指定されています。公共用水域の汚濁の代表的な指標として、BODやCODがあり、河川についてはBOD、湖沼及び海域についてはCODが使われます。

河川の水質の状況について、BODでみると、3河川（5地点）全てで環境基準を達成しています。湖沼の水質の状況について、CODでみると、2湖沼（5地点）全てで環境基準を超過しています。釧路海域について、CODでみると、11地点のうち4地点で環境基準を超過しています。

4 騒音・振動

騒音・振動は人の感覚に直接影響を与え、日常生活の快適さを損なうことで問題になることが多く感覚公害と呼ばれています。とりわけ騒音は、発生源が工場・事業場、建設作業、交通機関から飲食店のカラオケ、さらには私たちの家庭生活によるもので多種多様です。振動は、工場・事業場、建設作業、道路などから発生する振動が主に地盤を媒体として伝わり、周辺住民の生活環境に影響を与えるもので、その発生源は騒音とほぼ同一であり、騒音とともに発生することが多くなっています。

本市における騒音に関する苦情としては、建設作業によるものが最も多く、また、住宅と近接

している工場・事業場からの騒音についても苦情が発生しています。近年では、市内の過密化や生活様式の多様化に伴い、日常生活に起因する近隣騒音などによる苦情が発生しています。

また、環境基準の達成状況については、自動車騒音は、交通量の増加等に伴い、幹線道路沿いの地域において環境基準を超過したものの、環境騒音及び航空機騒音は、環境基準を達成しています。

【施策の推進状況】

1 大気汚染・悪臭の防止

(1) 一般環境測定結果

本市では、大気測定局を昭和小学校、釧路高専に設置しています（図3-5-1参照）。各測定局では、二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、風向、風速の各項目について測定を行っています。

図3-5-1 大気汚染測定局設置状況



表3-5-1 大気測定局の測定項目

番号	測定機関	測定局名	所在地	二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	風向 風速
A	釧路市	釧路高専	大楽毛西2-32-1	○	○	○	○
B		昭和小学校	昭和中央3-12-2	○	○	○	○
C	気象台	気象台	幸町10-3	-	-	-	○

① 二酸化硫黄

二酸化硫黄は、主として石油や石炭などの化石燃料に含まれる硫黄分が燃焼することによって発生し、工場や事業場のボイラーなどが主な発生源となっています。

本市では、大気測定局2局で二酸化硫黄を常時監視しており、平成23年度は、全ての測定局で環境基準を達成しています。（表3-5-2参照）

表3-5-2 二酸化硫黄環境基準達成状況

(単位：ppm)

	(短期的評価)			(長期的評価)		
	1時間値が0.1ppm以下であること、かつ、1日平均値が0.04ppm以下であること。			1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること、かつ、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。		
	1時間値の最高値	1日平均値の最高値	達成状況	1日平均値2%除外値	1日平均値の連続超過の有無	達成状況
釧路高専	0.059	0.019	○	0.008	無	○
昭和小学校	0.031	0.007	○	0.004	無	○

表3-5-3 二酸化硫黄経年変化（年平均値）

(単位：ppm)

	H19	H20	H21	H22	H23
釧路高専	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001
昭和小学校	0.001	0.001	0.002	0.002	0.001

② 二酸化窒素

二酸化窒素は、燃料や空気中の窒素分が燃焼に伴って酸化して発生し、自動車などの移動発生源による影響が大きいことが特徴です。

本市では、大気測定局2局で二酸化窒素を常時監視しており、平成23年度は、全ての測定局で環境基準を達成しています。（表3-5-4参照）

表3-5-4 二酸化窒素環境基準達成状況

(単位：ppm)

	1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。	
	1日平均値の年間98%値	達成状況
釧路高専	0.011	○
昭和小学校	0.017	○

表3-5-5 二酸化窒素経年変化（年平均値）

(単位：ppm)

	H19	H20	H21	H22	H23
釧路高専	0.008	0.008	0.005	0.005	0.005
昭和小学校	0.005	0.005	0.009	0.009	0.008

③ 浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径10ミクロン（10 μ m）以下のものを浮遊粒子状物質と言います。浮遊粒子状物質の主な発生源は、工場・事業場からのばい煙、自動車の排気ガスなどがあります。

本市では、大気測定局2局で浮遊粒子状物質を常時監視しており、平成23年度は、全ての測定局で環境基準を達成しています。（表3-5-6参照）

表3-5-6 浮遊粒子状物質環境基準達成状況

(単位：mg/m³)

	(短期的評価)			(長期的評価)		
	1時間値が0.20mg/m³以下であること、かつ、1日平均値が0.10mg/m³以下であること。			1日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下であること、かつ、1日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。		
	1時間値の最高値	1日平均値の最高値	達成状況	1日平均値2%除外値	1日平均値の連続超過の有無	達成状況
釧路高専	0.137	0.075	○	0.054	無	○
昭和小学校	0.077	0.051	○	0.035	無	○

表3-5-7 浮遊粒子状物質経年変化（年平均値）

(単位：mg/m³)

	H19	H20	H21	H22	H23
釧路高専	0.013	0.016	0.018	0.022	0.023
昭和小学校	0.016	0.016	0.016	0.019	0.021

(2) 工場・事業場対策の推進（大気汚染）

① 大気汚染防止法

工場・事業場等には、ボイラー、乾燥炉などのばい煙を発生する施設と、鉱物・土石の堆積場、破碎機などの粉じんを発生する施設があります。これらの施設のうち、ばい煙や粉じんの発生量が一定規模以上の施設については、大気汚染防止法によりその排出が規制され、施設等の届出が義務付けられています。

ばい煙には、硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質があり、工場などから大気中に排出される汚染物質ごとにその許容限度として排出基準が定められています。粉じんは、ものの破碎や選別、その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し又は飛散する物質です。排出の形態が堆積場や建物全体から飛散する場合が多く、その影響の範囲も限られるため、粉じん規制は粉じんが飛散しないような施設の構造や使用方法等について基準が定められています。

なお、大気汚染防止法に基づく工場・事業場の立入調査や指導等については、北海道が実施しています。

② 北海道公害防止条例

北海道公害防止条例では、大気汚染防止法では対象外となっている特定のばい煙発生施設及び粉じん発生施設について、硫黄酸化物等の排出を規制しています。

③ 釧路市公害防止条例

釧路市公害防止条例では、大気汚染防止法では対象外となっている特定のばい煙発生施設（ボイラー及び給湯炉）について、硫黄酸化物の排出を規制しています。

表3-5-8 大気汚染防止法等に基づく特定施設の届出数

区分		施設数	区分		施設数
ばい煙発生施設	大気汚染防止法	596	粉じん発生施設	大気汚染防止法	83
	北海道公害防止条例	0		北海道公害防止条例	355
	釧路市公害防止条例	238			

④ 公害防止協定の推進

本市は、市内で主要なばい煙発生施設を有する日本製紙㈱、王子マテリア㈱両釧路工場の2社とばい煙等の排出濃度等に関わる公害防止協定を締結しており、2社から環境データの報告を受け、協定値の達成状況を検証し確認しています。

協定では硫黄酸化物や窒素酸化物、ばいじんの排出濃度等について法規制値よりも厳しい協定値を定めており、適切な指導によって、協定値が遵守されています。

また、2社に対しては、公害防止協定の協定値の遵守状況について立入検査等を通じて監視・指導を行っています。

(3) 自動車対策

① 大気汚染防止法等

自動車排出ガスとして大気汚染防止法により規制されている大気汚染物質には、一酸化炭素、炭化水素、鉛化合物、窒素酸化物及び粒子状物質があります。それぞれ、排出ガス濃度と走行距離あたりの排出ガス量があわせて規制されており、このうち排出ガス量については自動車の種別ごとに許容限度が設定され、道路運送車両法や道路交通法に基づき車両の検査が行われています。自動車排出ガスの対策としては、エンジンの改良など自動車本体から排出される汚染物質の低減対策等が進められています。

公道を走行しないオフロード自動車については、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律により排出ガス規制が行われています。

② 公共交通機関の利用促進

各種イベント開催時に公共交通機関の利用を参加者へ呼びかけるとともに、本市職員の通勤において、年12回以上のノーマイカーデーを設けて公共交通機関の利用を促進しています。

③ 道路の体系的整備等

道路の体系的整備は、道路渋滞をなくし、円滑な交通流を確保することにより、自動車排出ガスの影響を低減させる効果もあると考えられます。

本市では、北海道が主体となり、国をはじめとする各道路管理者との連携の下、釧路都市圏（釧路市・釧路町・白糠町）の現況交通実態を把握し、地域の交通課題や問題点を明確にしつつ、将来の交通需要に即した総合都市交通体系を確立するための調査を進めています。

また、釧路市街地の交通混雑緩和や沿道環境の改善を図るため、国や北海道において北海道横断自動車道の機能を代替する一般国道の自動車専用道路として国道38・44号釧路外環状道路（釧路市鶴野～釧路町別保）や一般国道38号のバイパス、釧路外環状道路へのアクセス道路として国道38号釧路新道（釧路市大楽毛～鶴野）、桂恋武佐通（平成23年12月開通）等の整備が進められています。

④ アイドリングストップ運動等

本市では、平成13年にアイドリングストップ宣言を行い、率先して実行するとともに、この運動の趣旨に賛同する市民や事業者を「アイドリングストップ運動宣言者（企業）」として登録し、市民公募により作成したステッカー等を配布し、アイドリングストップの実践を呼びかけています。（23ページ参照）

(4) 特定悪臭物質環境調査結果

本市は、昭和49年7月に悪臭防止法に基づく規制地域の指定を受けています。本市では、悪臭物質による大気汚染状況を把握するため、規制地域における大気中の悪臭物質の濃度測定調査を行っています。

平成23年度は、工場が立地する地域として、鳥取地区・大楽毛地区・大楽毛西地区の環境調査を延べ9回実施しました。測定結果は、全測定地点において特に高い値はありませんでした。

(5) 工場・事業場対策の推進（悪臭）

① 悪臭防止法

悪臭防止法に基づく規制地域においては、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について悪臭物質を定めて規制されています。本市では、悪臭防止法に基づき、規制地域内の工場・事業場に対し、立入検査を実施しており、平成23年度は2事業場に対し、立入検査を実施しました。測定結果は、規制値を遵守していました。

規制値を超過した場合には、その事業場に対し、悪臭防止対策として脱臭施設の改善整備等について指導しています。

表3-5-9 特定悪臭物質立入検査結果

工場・事業場数	悪臭防止法に基づく立入検査	
	検査回数	規制値を超過した回数
2	2	0

② 公害防止協定の推進

本市では、公害防止協定を締結している事業所のうち、日本製紙㈱、王子マテリア㈱両釧路工場の2社と悪臭の排出濃度に関する協定値を定めており、適切な指導によって、協定値が遵守されています。

2 水質汚濁の防止

(1) 公共用水域の水質測定結果

① 河川

河川については、環境基準の生活環境項目の水域類型が指定されている市内の3河川（釧路川、新釧路川、阿寒川）の平成23年度における状況を、河川の有機汚濁の代表的な指標であるBOD（75%値）でみると、表3-5-10のとおり各河川とも環境基準を達成しています。

また、釧路川・新釧路川・星が浦川においては国と道が、武佐川・仁々志別川においては本市が、独自に環境基準の健康項目を測定していますが、平成23年度はいずれも環境基準値以内でした。

表3-5-10 BOD値の環境基準達成状況

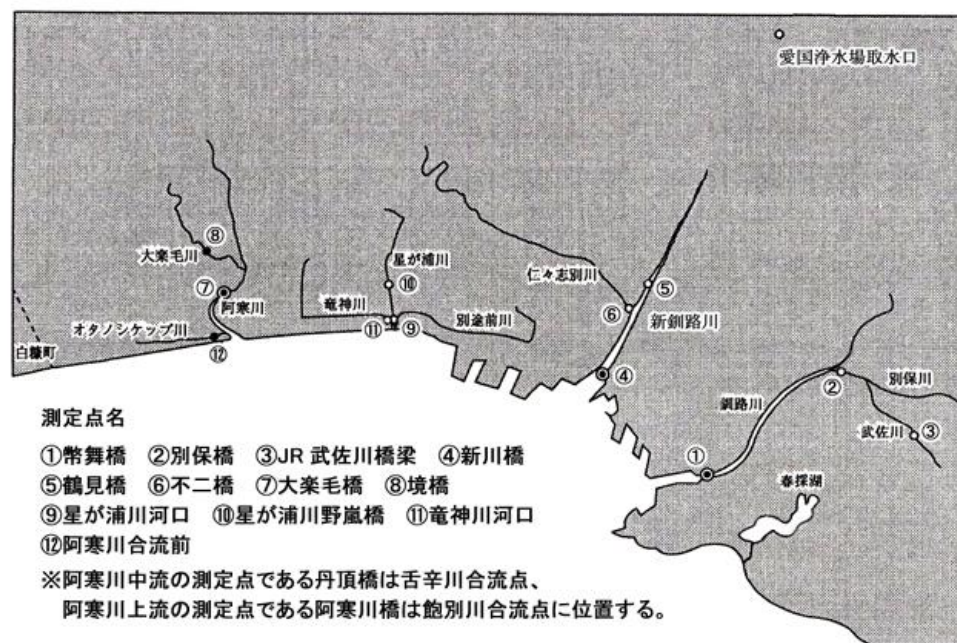
（単位：mg/ℓ）

水域	測定地点	類型	環境基準	75%値	達成状況
釧路川	幣舞橋	E	10	1.9	○
新釧路川	新川橋	B	3	1.1	○
阿寒川	阿寒川橋	A A	1	<0.5	○
	丹頂橋	A	2	0.6	○
	大楽毛橋	B	3	0.6	○

※ 75%値は速報値。

※ 75%値とは、日間平均値（n個）を値の小さいものから順に並べたときの0.75×n番目の値であり、75%値が環境基準値以下であれば、その地点は環境基準を達成していると評価する。

図3-5-2 河川測定地点図



ア 釧路川

釧路川は、大正～昭和初期の治水事業により岩保木水門で下流部が分断され、治水事業後、水門から下流部が「旧釧路川」と呼ばれていました。岩保木水門より釧路湿原の東縁部に沿って流れ、別保川等を合流し、釧路港の東港区を経て太平洋にそそいでいます。平成13年より市民に親しまれた「釧路川」の名称が復活し、治水事業でできた部分が「新釧路川」となりました。流路延長154km、流域面積2,510.0km²の一級河川です。

昭和47年に環境基準の生活環境項目の水域類型がE類型に指定されています。平成23年度のBOD（75%値）は、環境基準点の幣舞橋地点で1.9mg/ℓでした。

表3-5-11 幣舞橋地点におけるBOD値経年変化（単位：mg/ℓ）

	(環境基準)	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
75%値	10	2.6	2.6	2.9	2.0	1.9	1.1	1.7	1.5	2.4	1.9

イ 別保川

別保川は、上別保川、オビラシケ川、サンタクンベ川、武佐川等その他多数の小支流を合わせながら別保原野を西流し、釧路川に合流し太平洋に注ぐ、流路延長19.8km、流域面積97.5km²の一級河川です。

環境基準の生活環境項目の水域類型は指定されていませんが、平成23年度のBOD（75%値）は、別保橋地点で1.1mg/ℓでした。

表3-5-12 別保橋地点におけるBOD値経年変化

(単位：mg/ℓ)

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
75%値	1.8	1.5	1.2	0.7	1.0	0.9	1.1	0.7	0.7	1.1

ウ 武佐川

武佐川は、釧路市高山に水源を有している河川で、武佐5丁目52番地先から別保川に流入する地点まで一級河川に指定されています。流路延長5.3kmで、このうち、一級河川に指定されている流路延長は2.0kmです。

環境基準の生活環境項目の水域類型は指定されていませんが、平成23年度のBOD（75%値）は、JR武佐川橋梁地点で1.0mg/ℓでした。

表3-5-13 JR武佐川橋梁地点におけるBOD値経年変化

(単位：mg/ℓ)

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
75%値	2.0	6.4	1.4	5.8	9.7	1.6	0.9	3.9	0.8	1.0

エ 新釧路川

新釧路川は、釧路川の釧路町岩保木より下流部に大正～昭和初期の治水事業で新たに掘削された河川であり、平成13年に、それまでの「釧路川」から「新釧路川」に名称が変更になりました。新釧路川は、市内で仁々志別川と合流して、太平洋に注いでいる流路延長11.0kmの一級河川です。

昭和47年に環境基準の生活環境項目の水域類型がB類型に指定されています。平成23年度のBOD（75%値）は、環境基準点の新川橋地点で1.1mg/ℓでした。また、補助点となっている鶴見橋地点のBOD（75%値）は0.7mg/ℓでした。

表3-5-14 新川橋地点におけるBOD値経年変化

(単位：mg/ℓ)

	(環境基準)	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
75%値	3.0	2.2	2.4	2.1	1.2	0.8	1.1	1.0	0.8	1.3	1.1

表3-5-15 鶴見橋梁地点におけるBOD値経年変化

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
75%値	1.6	1.7	1.1	0.7	0.8	1.0	1.0	0.8	0.9	0.7

オ 仁々志別川

仁々志別川はオンネナイ川からの分流点から、釧路市の美濃、北斗地域を蛇行しながら新釧路川に流入している流路延長50.9km、流域面積162.3km²の一級河川です。

環境基準の生活環境項目の水域類型は指定されていませんが、平成23年度のBOD（75%値）は、不二橋地点で0.7mg/ℓでした。

表3-5-16 不二橋地点におけるBOD値経年変化

(単位：mg/ℓ)

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
75%値	1.4	1.5	1.3	0.8	0.7	0.7	0.9	0.7	0.8	0.7

カ 阿寒川

阿寒川は、阿寒国立公園の阿寒湖を水源とし、阿寒カルデラの外輪山に峡谷をうがち、丘陵地帯を南流して釧路市大楽毛で太平洋に注ぐ流路延長98.4km、流域面積717.9km²の二級河川です。

阿寒川は、環境基準の生活環境項目の水域類型が定められています。飽別川合流点より上流域はAA類型、飽別川合流点から舌辛川合流地点まではA類型、舌辛川合流点より下流域はB類型に指定されています。平成23年度のBOD（75%値）は、環境基準点の阿寒川橋地点で0.5mg/ℓ未満（環境基準1mg/ℓ）、丹頂橋地点で0.6mg/ℓ（環境基準2mg/ℓ）、大楽毛橋地点で0.6mg/ℓ（環境基準3mg/ℓ）と3地点とも環境基準を達成しています。

表3-5-17 阿寒川橋地点におけるBOD値経年変化（単位：mg/ℓ）

	(環境基準)	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
75%値	1.0	0.9	1.5	<0.5	0.9	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5

表3-5-18 丹頂橋地点におけるBOD値経年変化（単位：mg/ℓ）

	(環境基準)	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
75%値	2.0	1.4	2.0	1.1	1.0	0.6	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.6

表3-5-19 大楽毛橋地点におけるBOD値経年変化（単位：mg/ℓ）

	(環境基準)	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
75%値	3.0	1.8	1.5	1.3	0.8	0.5	<0.5	<0.5	0.7	0.6	0.6

キ 大楽毛川

大楽毛川は、流路延長10.2km、流域面積18.9km²の普通河川です。

環境基準の生活環境項目の水域類型は指定されていませんが、平成23年度のBOD（75%値）は、境橋地点で2.4mg/ℓでした。

表3-5-20 境橋地点におけるBOD値経年変化（単位：mg/ℓ）

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
75%値	3.7	5.3	6.2	5.1	4.1	3.2	4.0	3.9	4.4	2.4

ク その他の河川

国、道、市で水質測定調査を実施しているその他の河川について、平成23年度のBOD（75%値）の結果は表3-5-21、3-5-22のとおりです。

別途前川水系については、下水道整備等により水質が改善されてきました。また、大楽毛布川は事業場排水の影響を大きく受けている河川ですが、近年は大きな変化は見られません。

表3-5-21 別途前川水系のBOD（単位：mg/ℓ）

	測定点	75%値
星が浦川	河口	28
	野嵐橋	28
竜神川	河口	67

表3-5-22 大楽毛布川のBOD（単位：mg/ℓ）

	測定点	75%値
大楽毛布川	阿寒川合流前	200

② 湖沼

ア 春採湖

春採湖は、本市の東部にあり、春採川の中流部に位置する海跡湖です。太平洋に隣接しており、満潮時には流出河川より海水が逆流する汽水湖となっています。また、表層水と水深2～3m以深の下層水が全く異なる水質の2層構造を持っています。

春採湖は、生活排水の流入や海水の逆流などにより水質の汚濁が進み、環境省が公表している湖沼水質全国ワーストランキングにおいて、昭和60年から平成5年までの間上位にランクされ、平成3年度には第1位になるという不名誉な記録を残しました。

昭和59年11月には環境基準の生活環境項目の水域類型がB類型、窒素・りんがV類型に指定されました。春採湖を含む春採川は、平成10年4月、二級河川に指定されています。

本市では昭和46年から春採湖の水質測定を続けており、平成23年度はST-1～4の4点において測定を行っています（図3-5-3）。このうちST-1とST-2が環境基準点、ST-3とST-4が補助測定点となっています。

湖の水質の状況をCODについてみると、表3-5-24のとおりで、75%値では2つの環境基準点ともに環境基準の5mg/ℓを超えています。下水道整備や潮止堰の設置等の浄化対策により、長期的には水質の改善が進んでいます。また、全窒素・全りんについても平成3年をピークとして回復傾向にあります（表3-5-25）。

表3-5-23 春採湖の諸元

流域面積	湖面積	湖周囲	標高	水深	湖容積
4.25km ²	0.36km ²	4.7km	0.78m	最大5.8m 平均2.5m	899,000m ³

※ 平均水深（m）＝湖容積（m³）÷湖面積（m²）

※ 第三次春採湖保全計画による。

図3-5-3 春採湖の水質測定点

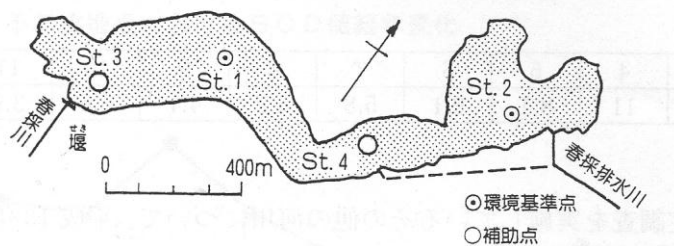


表3-5-24 春採湖におけるCOD値経年変化

（単位：mg/ℓ）

	(環境基準)	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12
St-1(75%値)	5.0	20	12	12	8.8	7.8	8.8	7.2	8.0	8.2	8.7
St-2(75%値)	5.0	21	13	14	13	9.5	9.6	11	7.5	11	10
年平均値	-	16	11	11	9.6	7.7	7.7	8.2	7.0	8.7	8.5
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
	9.1	8.2	6.7	7.0	8.5	7.4	8.0	9.5	7.6	7.4	7.9
	10	9.5	8.1	7.6	9.5	8.2	9.1	9.8	8.4	9.3	8.8
	9.2	8.7	7.1	7.3	8.4	7.5	8.7	9.2	7.6	7.7	8.0

※ 年平均値は、ST-1、ST-2の年平均値の平均である。

※ 白抜きは環境基準未達成。

表3-5-25 春採湖における全窒素・全りん経年変化

(単位：mg/ℓ)

	(環境基準)	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12
全窒素(年平均値)	1.0	2.1	1.9	1.2	1.0	1.1	0.91	0.83	1.1	0.86	0.82
全りん(年平均値)	0.10	0.22	0.13	0.11	0.075	0.081	0.073	0.067	0.061	0.057	0.058

H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
1.0	0.9	0.81	0.86	0.73	0.77	0.81	0.89	0.77	0.84	0.83
0.067	0.073	0.059	0.056	0.048	0.043	0.052	0.051	0.054	0.056	0.060

※ 全窒素及び全りんの値は、ST-1、ST-2の年平均値の平均である。

※ 白抜きは環境基準未達成。

イ 阿寒湖

阿寒湖は、雌阿寒岳と雄阿寒岳にはさまれた標高420mにある、周囲25.9km、面積1,300haの淡水湖で、水深は平均18.7m、最大で42mの火山活動の陥没によってできたカルデラ湖です。

環境基準の生活環境項目においては、水域類型がAA類型、窒素・りんがⅢ類型に指定されています。

北海道では、平成23年度にはST-1～3の3点において水質測定を行っており、3点全てが環境基準点となっています。（図3-5-4）。

湖の水質の状況をCODについてみると、表3-5-27のとおりで、75%値では3つの環境基準点ともに環境基準の1mg/ℓを超えています。

対策として湖畔付近の底泥の浚渫、湖周辺地区の下水道整備の推進を行ってきましたが、未だに水質の改善が数値に表れていないのが現状です。

表3-5-26 阿寒湖の諸元

湖面積	湖周囲	標高	水深
13.3km ²	25.9km	420m	最大42.0m 平均18.7m

※ 北海道の湖沼（2005年度版）による。

図3-5-4 阿寒湖の水質測定点



表3-5-27 阿寒湖におけるCOD値経年変化

(単位：mg/ℓ)

	(環境基準)	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
St-1(75%値)	1.0	3.1	3.2	3.2	3.2	2.8	2.9	2.7	2.5	3.2	2.7
St-2(75%値)	1.0	3.1	3.5	2.4	3.1	2.8	2.7	2.9	2.5	3.1	2.1
St-3(75%値)	1.0	3.1	3.5	2.5	3.0	2.9	2.8	2.9	2.5	2.5	2.3
年平均値	-	2.6	2.7	2.5	2.8	2.7	2.7	2.8	2.5	2.7	2.4

※ 年平均値は、ST-1、ST-2、ST-3の年平均値の平均である。

※ 白抜きは環境基準未達成。

表3-5-28 阿寒湖における全窒素・全りん（年平均値）経年変化（単位：mg/ℓ）

	(環境基準)	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
全窒素(年平均値)	0.4	0.21	0.23	0.18	0.14	0.15	0.18	0.16	0.19	0.14	0.16
全りん(年平均値)	0.03	0.030	0.028	0.025	0.030	0.040	0.035	0.042	0.029	0.019	0.025

※ 全窒素及び全りんの値は、ST-1、ST-2、ST-3の年平均値の平均である。

※ 白抜きは環境基準未達成。

③ 海域

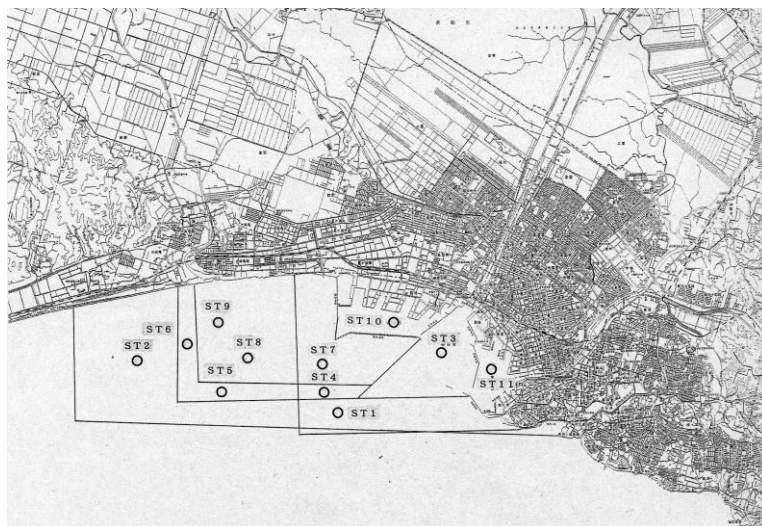
釧路海域の環境基準は海域の利用状況により3つの類型が指定されており、11地点において水質の測定が行われています。海域の有機汚濁の代表的な指標であるCOD（75%値）について見ると、平成23年度では、11地点のうち4地点で環境基準の超過がみられました。

表3-5-29 釧路海域における環境基準達成状況（単位：mg/ℓ）

測定点	類型	環境基準	75%値	達成状況
ST-1	A	2	2.5	×
ST-2			2.2	×
ST-3			3.1	×
ST-4	B	3	2.3	○
ST-5			2.3	○
ST-6			2.8	○

測定点	類型	環境基準	75%値	達成状況
ST-7	B	3	2.6	○
ST-8			2.6	○
ST-9			3.2	×
ST-10	C	8	4.7	○
ST-11			4.0	○

図3-5-5 釧路海域の水質測定点



④ 地下水

平成9年3月に地下水の水質汚濁に係る環境基準が設定されています。

本市における地下水の水質の常時監視については、北海道が作成する地下水の水質測定計画に基づき、北海道開発局及び北海道が実施しています。平成23年度に行われた調査結果は表3-5-30のとおりです。

表3-5-30 地下水の水質測定調査結果（平成23年度）

	調査井戸	達成状況
概況調査	なし	－
汚染井戸周辺調査	なし	－
継続監視調査	南大通	－
	北斗	○
	暁町	○

(2) 工場・事業場対策の推進（水質汚濁）

① 水質汚濁防止法

水質汚濁防止法では、事業活動によって排水及び地下浸透水を発生させる工場・事業場について、施設の設置や変更に際して届出が義務付けられており、一定規模以上の排水量の施設については、排水基準が定められています。また、北海道では、排水量の少ない施設についても、水系を定めて、水質汚濁防止法に基づく上乘せ排水基準を条例で設定しています。

水質汚濁防止法に基づく工場・事業場の立入調査や指導等については、北海道が実施しています。平成23年度は、26件（延件数）の立入検査を実施し、2件の基準違反がありました。

表3-5-31 水質汚濁防止法に基づく届出数

区分	排水量	
	50m ³ /日以上	50m ³ /日未満
水質汚濁防止法	41	97

② 公害防止協定の推進

本市は、日本製紙㈱、王子マテリア㈱両釧路工場、釧路コールマイン㈱の3社と排水に関わる公害防止協定を締結し、3社から環境データの報告を受け、協定値の達成状況を検証し確認しています。協定では、法規制値よりも厳しい協定値を定めており、適切な指導によって、協定値が遵守されています。

また、3社に対しては、公害防止協定の協定値の遵守状況について立入検査等を通じて監視・指導を行っています。

(3) 生活排水の処理

本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、生活排水処理の基本方針を定めた生活排水処理基本計画を策定しています。この計画に基づき、本市で発生する生活排水を衛生的に処理するため、市街地等人口密集地を中心に公共下水道整備を進め、その他の地域では、合併処理浄化槽の設置を促進することとしています。

① 公共下水道の整備

本市では、生活環境の清潔さ、快適性を高め、浸水等の防止を図るとともに、河川や湖沼、海域などの水質や自然環境を保全するため、積極的に公共下水道の整備を進め、その利用の促進に努めてきました。平成23年度末の整備状況は6終末処理場と10ポンプ場が稼働しており普及率は98.1%、市内の終末処理場における流入水量の合計は29,855千m³となっています。また、下水道管の機能保持のため、管渠の修繕と清掃を行っており、平成23年度は1,727箇所の修繕と36,936mの清掃を実施しました。

また、公共下水道への接続を促進するため、未水洗家屋への督促の実施や、水洗便所改造資金に対する無利子融資あっせん及び補助金の交付を行っています。平成23年度は、融資あっせん1件、補助金の交付を5件行いました。

表3-5-32 公共下水道整備状況の推移

	単位	H19	H20	H21	H22	H23
行政区域内人口(A)	人	189,539	187,569	185,487	184,116	182,263
処理区域内人口(B)	人	185,097	183,735	181,791	180,562	178,804
処理人口普及率(B/A)	%	97.7	98.0	98.0	98.1	98.1
処理区域面積	Ha	4,518	4,527	4,529	4,537	4,537
管渠総延長	Km	1,409	1,436	1,439	1,442	1,467
年間処理水量	千m ³	29,758	29,460	34,841	31,736	29,855
一日平均処理水量	m ³ /日	81,306	80,713	95,455	86,948	81,795
年間有収水量	千m ³	18,941	18,499	18,173	18,167	17,896

表3-5-33 終末処理施設の概要

	古川下水 終末処理場	白樺下水 終末処理場	大楽毛下水 終末処理場	阿寒湖畔下水 終末処理場	阿寒下水 終末処理場	音別浄化 センター
処理開始	(1次処理)S49.4 (2次処理)S54.4	S57.3	S62.3	S61.4	H8.11	H13.3
処理方式	標準活性汚泥法				オキシデーション ディッチ法	
処理面積(ha)	2,367	475	1,320	80	150	145
処理人口(人)	107,528	17,039	48,270	1,368	2,831	1,768
晴天時1日最大 処理量(m ³ /日)	67,200	9,525	23,000	7,350	900	1,510
流入 水量 (千m ³)	汚水	17,308	1,677	5,109	2,529	250
	雨水	2,163	342	349	-	-
	総量	19,471	2,019	5,458	2,529	250

② 合併処理浄化槽の設置促進

本市では、平成22年度から、公共下水道の計画区域外に居住する方を対象に、合併処理浄化槽の設置費補助制度を創設しました。平成23年度は14件（釧路地域6件、阿寒地域8件）の補助を行いました。

③ し尿・浄化槽汚泥等の処理

本市では、公共下水道の未整備地区を中心にし尿の収集を行っています。平成23年度末現在で、4,509件のし尿収集の登録と379基の浄化槽が設置されています。

し尿の収集は市が事業者への委託により実施していますが、浄化槽汚泥等については、廃棄物処理法及び浄化槽法による許可を得た事業者が収集しています。平成23年度は、し尿7,397kℓ、浄化槽汚泥等2,147kℓが収集され、全て新野処理場で処理しています。

新野処理場では、本市のし尿・浄化槽汚泥のほか管内3町村（白糠町・釧路町・鶴居村）との事務受託により、3町村から搬入されるし尿と浄化槽汚泥等の処理も行っています。

表3-5-34 し尿・浄化槽汚泥等処理量の推移（単位：kℓ）

		H19	H20	H21	H22	H23
釧路市	し尿	10,011.9	8,930.3	8,598.8	8,046.6	7,397.0
	汚泥等	2,093.2	2,311.0	2,092.2	2,104.8	2,147.0
	計	12,105.1	11,241.3	10,691.0	10,151.4	9,544.0
白糠町	し尿	7,949.1	7,529.3	7,468.3	7,362.6	6,608.2
	汚泥等	859.7	955.2	1,171.4	1,140.8	1,058.7
	計	8,808.8	8,484.5	8,639.7	8,503.4	7,666.9
釧路町	し尿	5,865.7	5,442.9	5,265.2	4,994.3	4,574.3
	汚泥等	690.5	586.4	635.7	589.7	637.7
	計	6,556.2	6,029.3	5,900.9	5,584.0	5,212.0
鶴居村	し尿	291.1	227.7	268.3	251.3	221.7
	汚泥等	142.9	150.4	159.6	141.3	147.7
	計	434.0	378.1	427.9	392.6	369.4
計	し尿	24,117.8	22,130.2	21,600.6	20,654.8	18,801.2
	汚泥等	3,786.3	4,003.0	4,058.9	3,976.6	3,991.1
	計	27,904.1	26,133.2	25,659.5	24,631.4	22,792.3

3 騒音・振動の防止

(1) 一般地域（定点）における騒音・振動測定結果

① 環境騒音

本市では、一般地域における騒音の実態を把握するため、環境騒音調査を実施しています。土地利用状況を考慮して、14地点を選定し、7地点ずつ2年に分けての定点測定を実施しています。平成23年度は図3-5-6に示す7地区について、調査を実施しました。環境騒音の測定結果は表3-5-35のとおりで、測定7地点中6地点が全時間帯とも環境基準を達成しています。

表3-5-35 環境基準達成状況

（単位：デシベル）

番号	測定地点	用途地域	類型	昼間			夜間		
				環境基準	測定結果	達成状況	環境基準	測定結果	達成状況
1	文苑4-10	第1種低層住居専用地域	A	55	47	○	45	40	○
2	興津2-17	第1種中高層住居専用層		55	42	○	45	43	○
3	緑ヶ岡2-22	専用層		55	46	○	45	41	○
4	中島町6	第2種中高層住居専用地域		55	47	○	45	39	○
5	鳥取大通5-11	第1種住居地域	B	55	52	○	45	46	×
6	星が浦大通4-6	準工業地域	C	60	47	○	50	42	○
7	仲浜町4	工業地域		60	53	○	50	46	○

※ 番号は、図の番号に対応

※ 昼間：6～22時、夜間：22～6時

※ 測定値は等価騒音レベル

図3-5-6 環境騒音測定地点図



② 自動車騒音

本市では、自動車騒音の実態を把握するため、平成23年度は、図3-5-7のとおり主要幹線道路等に面する地域6地点で騒音の測定と交通量の調査を実施しました。環境基準の達成状況は表3-5-36のとおりで、全ての地点で自動車騒音に係る要請限度（107ページ用語解説参照）を下回っています。

もし、要請限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、市は、公安委員会に対して道路交通法の規定による措置を要請するほか、道路管理者に対して道路構造の改善や自動車騒音の減少に資する事項に関し意見を述べること、また、道路交通振動防止のための舗装修繕などの措置を要請することができます。

表3-5-36 自動車騒音測定結果

（単位：デシベル）

番号	道路名	測定地点	類型	昼間				夜間				交通量 (台)
				環境 基準	要請 限度	測定 結果	達成 状況	環境 基準	要請 限度	測定 結果	達成 状況	
1	国道38号線	大楽毛1-9	C	70	75	72	○	65	70	67	○	17,484
2	道道釧路環状線	昭和町4-8	B			66	◎			58	◎	18,384
3	道道釧路鶴居弟子屈線	新橋大通3-1	C			66	◎			58	◎	11,448
4	国道44号線	新釧路町6	C			66	◎			61	◎	14,916
5	市道久寿里橋通	鶴ヶ岱1-10	B			69	◎			62	◎	11,022
6	道道釧路環状線	春採3-1	C			68	◎			61	◎	10,596

※ 番号は、図の番号に対応

※ 昼間：6～22時、夜間：22～6時

※ 測定値は等価騒音レベル

※ 達成状況：◎環境基準達成、○環境基準を超過、要請限度以下、×要請限度を超過

図3-5-7 自動車騒音・道路交通振動測定地点図



③ 道路交通振動

本市では、道路交通振動の実態を把握するため、自動車騒音と同地点で測定しました。道路交通振動についての環境基準は設定されていませんが、昼間・夜間とも特に問題となるような大きな値は測定されず、全ての地点で要請限度を大幅に下回っています。

表3-5-37 道路交通振動測定結果

（単位：デシベル）

番号	道路名	測定地点	昼間			夜間		
			要請 限度	測定 結果	達成 状況	要請 限度	測定 結果	達成 状況
1	国道38号線	大楽毛1-9	70	47	○	65	43	○
2	道道釧路環状線	昭和町4-8	65	46	○	60	42	○
3	道道釧路鶴居弟子屈線	新橋大通3-1	70	42	○	65	39	○
4	国道44号線	新釧路町6	70	43	○	65	42	○
5	市道久寿里橋通	鶴ヶ岱1-10	65	45	○	60	43	○
6	道道釧路環状線	春採3-1	70	44	○	65	42	○

※ 番号は、図の番号に対応

※ 昼間：8～19時、夜間：19～8時

※ 測定値は16時間連続測定（1時間1回）した80%上端値の時間区分ごとの平均

④ 航空機騒音

釧路空港周辺3地点で調査を実施しました。

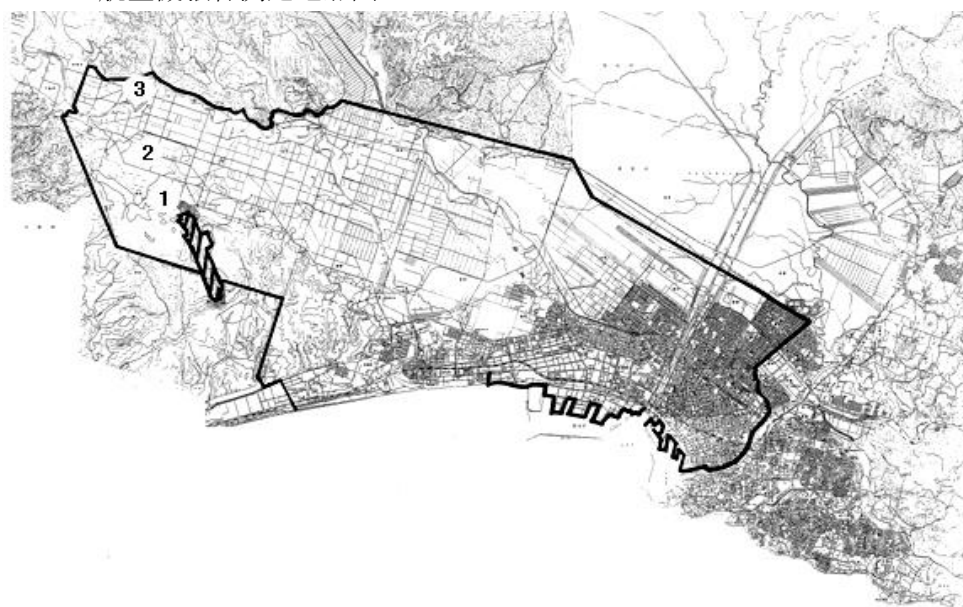
環境基準の達成状況は、表3-5-38のとおりで、全地点で環境基準を達成しています。

表3-5-38 航空機騒音測定結果

（単位：WECPNL）

番号	測定地点	類型	環境基準	測定結果	達成状況
1	駒牧9	Ⅱ	75	62	○
2	桜田11			59	○
3	桜田13			57	○

図3-5-8 航空機騒音測定地点図



(2) 工場・事業場対策の推進（騒音・振動）

① 騒音規制法及び振動規制法

本市は、昭和44年11月に騒音規制法に基づく規制地域、昭和53年3月に振動規制法に基づく規制地域の指定を受けています。騒音・振動の規制地域においては、金属加工機械や空気

圧縮機等の著しい騒音及び振動を発生する施設を設置する工場・事業場による騒音・振動について規制されています。

これらの施設の設置については、騒音規制法及び振動規制法により、その設置や変更に際して、届出が義務付けられています。

② 北海道公害防止条例

北海道公害防止条例では、騒音・振動の規制地域外に設置される金属加工機械や空気圧縮機等の著しい騒音及び振動を発生する施設や、騒音規制法及び振動規制法では対象外となっている特定の騒音発生施設等について、その設置や変更に際して、届出が義務付けられています。

③ 釧路市公害防止条例

釧路市公害防止条例では、騒音規制法では対象外となっている特定の騒音発生施設を設置する工場・事業場による騒音について規制しています。

表3-5-39 騒音規制法等に基づく届出数

区分		施設数	事業所数
騒音発生施設	騒音規制法	1,131	215
	北海道公害防止条例	1,049	110
	釧路市公害防止条例	78	37
振動発生施設	振動規制法	402	132
	北海道公害防止条例	414	90

④ 公害防止協定の推進

本市では、公害防止協定を締結している事業所のうち、工場騒音に関して、日本製紙(株)、王子マテリア(株)両釧路工場の2社と法規制値よりも厳しい協定値を定めています。

協定値の遵守状況は、2社から環境データの報告を受け、検証し確認しているほか、立入検査や指導を行っています。平成23年度は協定値を遵守していました。

⑤ 特定建設作業

建設作業による騒音・振動は、作業時間が短く一過性のものですが、使用する作業機械は一般に衝撃力を利用するものが多いため、その騒音のレベルが高く、また強い振動を伴うことから問題を生ずることがあります。建設作業のうち、著しい騒音・振動を発生するくい打ち機などを使用する作業については、騒音規制法、振動規制法により特定建設作業として届出義務が課せられており、発生する騒音・振動及び作業時間などについて規制されています。本市では、特定建設作業の実施にあたり、周辺住民への工事説明や騒音防止対策の実施などの指導を実施しています。

また、釧路市建設作業指導要綱により、作業が1日で終了する場合や指定地域以外で行われる場合、または無騒音・無振動工法など特定建設作業に該当しない場合でも、工事内容の報告書の提出を求め、法規制に準じた指導を行っています。

(3) 市道の維持管理

本市では、自動車交通騒音や振動の低減を図るため、国や北海道と連携して、道路の計画的

な整備を進めるとともに、舗装道路の劣化及び損傷に対して、計画的な維持補修を実施しています。平成23年度は、47路線、5.9kmについて実施しました。

4 有害化学物質汚染の防止

(1) ダイオキシン類

ダイオキシン類は、その種類によって毒性が異なりますが、最も毒性が強いものは青酸カリやヒ素よりも強い急性毒性物質です。また発ガン性、催奇形性、内分泌かく乱作用に関する報告もあります。

ダイオキシン類は、塩素を含む化学物質の合成過程や焼却処理過程で非意図的に生成されます。わが国のダイオキシン類の排出量のうち、約9割がごみなどを焼却する時に発生するとされています。また、たばこの煙や自動車排出ガスのほか、森林火災や火山活動などにより自然界でも発生することがあると言われています。

本市におけるダイオキシン類は北海道が調査しており、平成23年度は、大気、水質、底質（公共用水域）、土壌のいずれにおいても環境基準を達成しています。また、地下水については、平成16年度に北海道が調査し、環境基準を達成しています。

また、家庭や事業場などで使用される小型焼却炉は、ダイオキシン類などの有害化学物質の発生がしやすいと言われており、廃棄物処理法で廃棄物の野焼き等の不適正な焼却は禁止されているため、本市では、広報誌による啓発や発生源者への指導を行っています。

表3-5-40 ダイオキシン類調査結果

	測定地点	環境基準	測定結果	達成状況
大気	春採測定局	0.6 pg-TEQ/m ³	0.015 pg-TEQ/m ³	○
水質	愛国浄水場取水口	1 pg-TEQ/l	0.067 pg-TEQ/l	○
底質	愛国浄水場取水口	150 pg-TEQ/g	0.21 pg-TEQ/g	○
土壌	環境省釧路湿原野生生物保護センター	1,000 pg-TEQ/g	0.0030 pg-TEQ/g	○

※ 大気の測定結果は3回測定の平均値

※ 水質、底質、土壌の測定結果は1回の測定値

(2) 土壌汚染

土壌汚染については、現在合計27項目について環境基準が定められています。土壌汚染対策法では、有害物質を取り扱っていた工場を廃止する場合や工場跡地などで土壌汚染のおそれが高く、かつ、人の健康へ被害を及ぼすおそれのある土地の調査を行うこと、汚染の除去などの措置を行うことが定められています。

(3) PRTR制度

この制度は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（いわゆる「PRTR法」）に基づき、人の健康や動植物に有害性のある化学物質を取り扱う事業者は、毎年度、事業者が環境への排出量や廃棄物として事業所外へ移動した量を把握して都道府県を経由して国に届出し、国がその集計を公表することとされています。

平成23年度分の集計結果では、届出排出量及び移動量の北海道内の合計は3,359トン、釧路管内は368トンとなっています。なお、釧路管内の主な届出排出物質は、トルエン、キシレンなどの順となっています。キシレン、トルエンは溶剤・合成原料に用いられるほか、自動車などの排出ガス、溶接剤・塗料などに含まれています。

今後は、この制度により、事業者による化学物質の自主的な管理の改善が促進され、化学物質による環境への負荷の低減が期待されています。

なお、本市においても下水道終末処理場、ごみ最終処分場で届出しています。

(4) 市有施設の有害化学物質汚染対策

① アスベスト対策

国内では、アモサイト、クリソタイル及びクラシドライトの3種類しか使用されていないとされてきたことから、当市ではこの3種類のアスベスト含有資材等の使用が確認された31施設に対し、平成18年度末までに除去等の対策措置を完了させました。

しかし、国内未使用とされたアクチノライト、アンソフィライト及びトレモライトの3種類のアスベストの使用が、平成20年1月になって都内で判明し、吹付け材へのアスベスト使用の有無についての分析調査の徹底を促す通知が関係省庁から発出されたことを受け、当市では、再調査が必要となった47施設について、平成20年6月に改正されたJIS規格の分析方法による含有調査を分析機関に依頼し、実施しました。

この再調査の結果、4施設の吹付け材から基準値を超えるアスベストが検出されたため、これらの施設について速やかに除去等の対策措置を行い、平成22年10月までに4施設全ての除去工事を完了しました。

② VOC対策

近年、住宅等の新建材・内装材や接着材から揮発するホルムアルデヒドなどのVOC（揮発性有機化合物）による室内空気汚染が問題となっています。本市では、シックハウス等を防ぐため、全ての工事において施設の室内環境に考慮した対策を実施しています。

5 公害苦情の状況

平成23年度に本市に寄せられた公害苦情は171件で、昨年度より9件増加しました。公害の種類別にみると、その他（不法投棄）が全体の59%、大気汚染のうちばい煙が全体の23%を占めています。

大気汚染に関わる苦情については、事業所や家庭からの野焼きによるごみ焼却や薪ストーブによる煙が大半を占めています。これはダイオキシン問題に対する市民の関心の高まりによるものと思われます。

近年の公害に関する苦情は、従来の産業活動に関するものに加え、身近な市民生活によるものも増加している傾向にあり、事業者とともに、市民一人一人の公害防止に対する協力が不可欠となっています。

表3-5-41 種類別公害苦情処理件数の推移

年度	大気汚染			水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	合計
	ばい煙	粉じん	ガス						
H19	49	4	1	0	9	1	20	90	174
H20	13	5	0	0	8	1	11	87	125
H21	26	7	0	1	14	2	18	62	130
H22	35	0	0	0	9	6	12	100	162
H23	36	4	0	0	6	2	22	101	171

基本方針Ⅵ 環境配慮行動の実践

【環境の現況】

今日顕在する地球温暖化、天然資源の枯渇、野生生物の生息・生育環境の悪化などの環境問題の原因は、日常生活や事業活動から生ずる環境負荷が蓄積し、環境の容量を超えてしまったためと考えられています。

これらの環境問題を解決するためには、地球規模で取り組むことが重要ですが、地域においても、市民一人一人が環境問題に対する理解を深め、日常生活や事業活動において、環境に配慮して行動することが必要です。

本市では、市民・事業者・市民団体などの各主体が、環境問題に対する理解を深め、環境配慮行動に取り組むことができるよう、小中学生への環境教育、自然学習会等の機会の提供、環境配慮行動への支援、事業者としての本市による率先実行などの事業を進めています。

【施策の推進状況】

1 環境教育・環境学習の推進

(1) 小中学校における環境教育・環境学習

市内の小中学校では、よりよい環境づくりや環境の保全に配慮した望ましい行動ができる態度・能力を育むことを目指し、体験型のプログラムなどの環境教育・環境学習に取り組んでいます。

① 釧路市学校版環境ISO

従前より各学校で行われている環境に対する取り組みの中にISOの「計画」「実施」「点検」「見直し」のサイクルを取り入れ、子どもたちの環境意識の向上を目指しています。平成17年度に小中学校4校をモデル校として実践し、平成18年度からは全ての小中学校で取り組みを進めています。

② 社会科教育資料「きれいなくらし」の作成

家庭や学校などの身近な生活の中から、ごみを減らすことや資源を大切にすることなどを学んでもらうため、小学4年生を対象に社会科の教育資料「きれいなくらし」を作成し、市内全ての小学校4年生に配付しています。

③ 校区・公園等の清掃

児童・生徒が、校舎周辺、校区内の公園・海岸のごみ拾い等を通じて、環境保全・美化に取り組んでいます。このほか、花壇の整備を実施している学校もあります。

④ リサイクル活動

児童・生徒が、自ら給食の牛乳紙パックを開いて、水洗いし、乾燥させてから回収しています。このほか、プルタブやペットボトルキャップ、古紙などのリサイクル活動にも取り組んでいます。

⑤ 自然体験学習

各小中学校において、宿泊研修や遠足などの行事において、春採湖や武佐の森、阿寒湖などの地域の良好な自然とのふれあい体験を取り入れています。

⑥ グリーン購入の推進

本市では、子どもから家庭、そして地域へとグリーン購入の実践が広がることを目標に、小学校の空き教室やオープンスペースを活用して、エコ文具やリサイクル製品、パネルの展示を行っています。平成23年度は、4校で各校1週間程度実施しました。

(2) こどもエコクラブ活動の推進

こどもエコクラブは、平成7年度より環境省が主唱している、幼児から高校生であれば誰でも参加できる環境活動クラブです。こどもエコクラブでは、自然観察や公園・海岸などの清掃、環境学習やボランティア活動に取り組んでいます。平成23年度は、1クラブ、12名が登録しています。

表3-6-1 こどもエコクラブの登録状況

	クラブ数	会員数	クラブの名称
H19	5	153	こどもエコクラブくしろ、柏木小学校、オガチャンズ、幣舞中学校自然科学部、日進スマイルクラブ
H20	1	12	こどもエコクラブくしろ
H21	1	9	こどもエコクラブくしろ
H22	1	10	こどもエコクラブくしろ
H23	1	12	こどもエコクラブくしろ

(3) 環境学習会、自然観察会などの開催

本市では、市民の環境教育・環境学習に資するため、環境学習会、自然観察会などの普及啓発事業を開催しています。平成23年度は、以下のとおりです。

表3-6-2 環境学習会などの開催状況

名称	会場	回数	参加者	担当課
環境月間パネル展	コアかがやき、音別町コミュニティセンター、阿寒町公民館、	3	-	環境保全課
地球温暖化防止パネル展	コア大空、コア鳥取、釧路市役所	3	-	
体験エコ教室	大楽毛小学校	1	64	
春採湖なんでもパネル展	釧路市こども遊学館、春採湖ネイチャーセンター	2	-	
春採湖ウチダザリガニ捕獲事業市民参加事業「春採湖 水辺のいきもの生活事情」	春採湖	1	68	
動物園・北海道ゾーンの秋・ネイチャークラフト	動物園	1	16	
こどもレンジャー活動（こどもエコクラブくしろ含む）	動物園、鶴居村温根内、標茶町塘路ほか	5	32	環境保全課（釧路湿原国立公園連絡協議会）
冬のエコツアー2012	標茶町茅沼	1	25	環境保全課（KIWC）
みんなで調べる復元河川の環境2011	標茶町茅沼	2	53	環境事業課
ごみ処理施設見学会	ごみ処理施設	9	384	農林課
げんきの森	音別町ふれあいの森	2	26	公園緑地課
街のみどりパネル展	市役所ロビー、阿寒町公民	3	-	

	館、音別町ふれあい図書館			
下水処理場見学会	処理施設	14	581	下水道施設課
春採湖畔探鳥会	春採湖	8	108	博物館
春採湖畔草花ウォッチング	春採湖	5	133	
春採湖畔水辺のいきもの観察会	春採湖	3	49	
しらべてみよう春採湖の昆虫	春採湖	4	82	
親と子の昆虫採集・観察会	鶴居村温根内	1	20	
釧路・足寄合同化石観察会	阿寒町	1	23	
雪と氷の自然観察	博物館	1	7	
歩くスキーで冬の湿原ハイク	鶴居村温根内	1	15	
昆虫の名前を調べる会	博物館	1	23	
パネル展「アザラシと海鳥の世界」	博物館	1	96	
特別展講演会「春採湖の昆虫」	博物館	1	14	
環境教育講座「アザラシ授業」	博物館	1	13	
講演会「海鳥たちの交差点・道東の海」	博物館	1	12	
講演会「今日の野生動物～獣医師の目を通して」	博物館	1	54	
講演会「中国黒竜江省ザーロンのタンチョウ」	博物館	1	29	
サマースクール	動物園	2	36	動物園
「命の力～タイガとココアの保育記から～」	動物園	24	3,080	
北海道ゾーンガイド	動物園	32	96	
北海道ゾーンスポットガイド	動物園	47	241	
マリモ生息地観察会	阿寒湖	7	185	阿寒生涯学習課

(4) 環境学習への支援

① 出前講座

本市では、釧路市生涯学習まちづくり出前講座（申込先：市教委生涯学習課）を実施しています。環境に関する講座も実施しており、講師として担当課の職員を派遣しています。

表3-6-3 環境に関する講座の登録状況

講座	講座の内容	担当課
釧路川と水道水	釧路川の水が水道水になるまで、水の安全性などについてお話しします。同時に、水道水をよりおいしく飲むアドバイスなどもします。	水質管理課
かんきょうの話	私たちを取り巻く環境を将来に伝えていくために、自然、水、空気などの「かんきょう」についてお話しします。	環境保全課
身近でできる地球温暖化対策	環境家計簿を利用し、温暖化の原因や影響、家庭でできる温暖化対策についてお話しします。	
ごみ減量とリサイクル	「ごみ減量とリサイクル」をテーマに、ごみや資源物などの分別、リサイクル方法などについてお話しします。	環境事業課
野外活動を学ぶ	野外で行う地域活動や学級レクなどのプログラム・メニュー作成についてお話しします。	教育支援課
動物たちが危ない！－絶滅するかもしれない動物たちのお話－	野生動物・絶滅のおそれがある動物を守るために、私たちができることについてお話しします。	動物園

表3-6-4 環境に関する講座の実施状況

講座	回数	参加者数	担当課
釧路川と水道水	2	130	水質管理課
野外活動を学ぶ	1	84	教育支援課
動物たちが危ない！ ー絶滅するかもしれない動物たちのお話ー	3	363	動物園

② 資料の整備

市立釧路図書館や各コミュニティセンターでは、市民の自主的な環境学習を支援するため、環境関連資料の整備を進めています。特に図書館では、特設コーナーを設置し、一定期間、環境関連資料を展示しています。

また、小学校4年生向けのごみ問題に関する社会科副読本「きれいなくらし」、市内の自然観察地の見どころなどを紹介した「くしろ自然ウォッチングガイド」などをはじめとした資料等を作成しています。

(5) 施設の充実

釧路市立博物館や釧路市動物園においては、自然環境に関連した展示を設け、市民の環境保全に関する意識の向上に役立てています。

また、春採公園内に設置されている春採湖ネイチャーセンターで、春採湖の関連資料の展示や「春採湖なんでもパネル展」の開催などを行っています。阿寒町の「阿寒湖畔エコミュージアムセンター」や音別町の体験学習センター「こころみ」でも学習会や観察会等を通して、環境教育・環境学習の推進・普及を行っています。

2 環境配慮行動の促進

(1) 環境に関する情報の提供

① 釧路市環境白書の発行

本市の環境の現況や施策の実施状況等を明らかにするため、釧路市環境白書を年1回発行しています。

② 環境ニュースの作成・発行

ごみの減量化・再資源化や、家庭での二酸化炭素の排出削減などについての市民啓発を図るため、啓発用チラシを年2回作成・配布しています。

③ インターネットの活用

本市のホームページにおいて、自然環境、地球温暖化の防止や廃棄物などの環境に関する情報を提供しています。

(2) 市民や事業者による環境配慮行動への支援

① 住宅用太陽光発電システム設置費補助金

本市では、住宅用太陽光発電システムの設置促進を目的とした補助制度を実施しています。平成23年度の補助金額は、1kWあたり5万円（上限15万円）です。（22ページ参照）

② 合併処理浄化槽設置費補助金

本市では、公共下水道の整備区域以外に居住する方を対象に、合併処理浄化槽設置費補助制度を実施しています。補助金額は、設置する合併処理浄化槽の人数（大きさ）によって定めており、5人槽が90万円、7・10人槽が110万円です。また、設置に際して、単独処理浄化槽を撤去する場合は、9万円を加算しています。（53ページ参照）

③ 釧路市企業立地促進条例

本市では、一定の要件を満たすリサイクル産業施設や緑地の整備に際して、課税免除や補助金の交付を行っています。（34ページ参照）

④ 中小企業効率化近代化資金

中小企業が公害防止設備、省エネルギー設備、リサイクル設備の実施に際して、低金利の融資あっせんを行っており、市商業労政課が窓口となっています。

表3-6-5 中小企業効率化近代化資金のあらまし

種別	融資限度額	融資期間	利率
設備資金	5,000万円	15年以内 (据置期間は1年以内)	2.10%（平成24年4月1日現在）

(3) 環境影響評価の推進

環境影響評価は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら調査、予測、評価を行い、環境の保全について適正に配慮を進めていく制度です。国では環境影響評価法、北海道では北海道環境影響評価条例が定められています。

(4) 各種事業における環境への配慮

廃棄物処理施設の設置、店舗面積1,000㎡を超える小売店舗の出店など環境への影響がある事業については、各法令等に基づき、住民の意見を聞きながら環境への配慮を進めています。

(5) 本市の率先実行

① グリーン購入の推進

本市では、物品や車両・サービスの購入にあたって、環境に配慮した商品（製造・流通・廃棄の段階で環境負荷の少ない商品）を選択する「グリーン購入」に積極的に取り組んでいます。平成23年度の調達品目と調達率は以下のとおりです。

表3-6-6 調達品目と調達率

	主な重点調達品目	調達目標	調達率	主な判断基準
紙類	コピー用紙	100%	99.8%	古紙配合率が可能な限り高いもの
	トイレットペーパー			古紙配合率100%
文具類	シャープペンシル、ボールペン、鉛筆、消しゴム、定規、バインダー、はさみ、クリアファイル、マグネット、各種テープ、ノート、インデックスなど	100%	99.8%	金属を除く主要材料について ・プラスチックの場合、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上 ・木質の場合、間伐材や端材等の再生資源 ・紙の場合、古紙配合率50%以上
オフィス	椅子、机、会議用テーブル		100%	大部分の材料について

家具等				・金属類の場合、単一素材分解可能率が85%以上。 ・プラスチックの場合、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上 ・木質と紙の場合、「文具類」と同様
照明	蛍光灯照明器具、電球形状ランプ		93.9%	エネルギー消費効率が基準を下回らないこと
自動車購入・リース	低公害車		100%	電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素自動車
	低排出ガス車・低燃費自動車（ガソリン車、ディーゼル車、LPガス自動車）			低排出ガス車認定実施要領の基準に適合していること
消火器	消火器		100%	消火薬剤について、再生材料が重量比40%以上
制服 作業服	作業服		94.4%	再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比10%以上
作業手袋	作業手袋		100%	再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比50%以上

② 釧路市エコオフィス活動の推進

本市では、市の事務事業に伴う環境負荷を低減するとともに、環境にとって有益な取り組みを確実にかつ効率的に推進していくため、平成13年度からISO14001規格に基づく環境マネジメントシステムを構築し、平成18年度までの間、職員の意識向上、環境負荷の低減について、効果をあげました。

平成19年度からは、これらの取り組みの趣旨と成果を引き継ぎ、また、社会的責任の見地から環境負荷低減の維持を目的に、オフィス活動を中心とした本市独自の環境マネジメントシステムである「釧路市エコオフィス活動」を運用しています。

表3-6-7 釧路市エコオフィス活動の取り組み結果

取組項目	測定値 (A)	平成23年度目標値 (B)	測定値/目標値 (A/B)
印刷・コピー用紙 (A4換算)	7,758,944 枚	9,483,987 枚	81.8%
公用車燃料 (ガソリン)	114,766 リットル	161,081 リットル	71.2%
公用車燃料 (軽油)	30,550 リットル	43,230 リットル	70.7%
電気	2,089,033 kWh	2,276,856 kWh	91.8%
暖房用燃料 (ガス)	5,233 m ³	12,936 m ³	40.5%
暖房用燃料 (蒸気)	1,223,210 MJ	1,872,623 MJ	65.3%
暖房用燃料 (重油)	313,987 リットル	314,652 リットル	99.8%
暖房用燃料 (灯油)	74,709 リットル	79,462 リットル	94.0%
可燃ごみ 不燃ごみ	6,837.82 kg	14,501.90 kg	47.2%

ノーマイカーデー	年12回以上設定、実施	年12回以上設定、実施	適合
----------	-------------	-------------	----

※ガス・水道・庁舎ごみ・資源物は、計測は実施するが、目標値を設定しないため、上の一覧表には含めていない。
 ※ノーマイカーデーについては、目標値の設定、測定方法がその他の取り組み項目と異なる。

③ 釧路市地球温暖化防止実行計画の推進

本市では、市の事務事業や市が管理する施設から排出される温室効果ガスの削減を目的として、釧路市地球温暖化防止実行計画を策定しています。この計画では、平成24年度の温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を平成19年度（基準年度）と比べて1.2%削減することを目指しています。（ただし、公共施設の増加分等を勘案すると実質4.5%の削減へ取り組むこととなります。（24～25ページ参照）

④ 釧路市役所環境配慮指針

本市の事務事業における省資源・省エネルギー、リサイクル製品の利用拡大、ごみの減量などを推進するため、釧路市役所環境配慮指針に基づき、環境配慮行動の率先実行やポスター掲示による啓発などに努めています。

⑤ 公共事業における環境配慮

本市では、道路整備等の工事において、供給のバランスや技術的な支障とならない範囲で、アスファルト再生合材やコンクリート再生骨材を使用しています。（30ページ参照）

3 パートナーシップの形成

(1) 環境政策の形成に関する市民参加

本市では、環境や廃棄物などに関する重要事項を調査審議する各種審議会の委員を公募しています。

また、釧路市環境基本計画などの策定に際しては、アンケートの実施や市民の意見を聴く会を開催するなど、市民の意見を計画に反映するよう努めることとしています。

表3-6-8 環境に関する審議会の公募委員数

名称	委員数	うち公募数
釧路市環境審議会	18	4
釧路市廃棄物減量等推進審議会	18	3
釧路市上下水道事業審議会	20	3

(2) 市民参加による環境保全活動

① 各種清掃活動

連合町内会などが中心となり、春の一斉清掃や秋の自主清掃を実施しています。また、「釧路市マチをきれいにする推進協議会」では、ボランティアの参加者を募り、「春採湖クリーン作戦」や「ごみひろい隊会」などの清掃イベントを実施しています。（38ページ参照）

② 釧路市クリーンパートナー制度

本市では、道路などの清掃活動について、区域を決めてボランティアに委任する「釧路市クリーンパートナー制度」を設け、平成13年度から実施しています。（38ページ参照）

③ 公園里親制度

本市では、清掃や草刈などの公園の美化活動について、区域を決めてボランティアに委任する「公園里親制度」を設け、平成13年度から実施しています。（33ページ参照）

④ ハマナス群落の復元

大楽毛海岸の豊かな海岸植生を復元するため、昭和63年から、市民団体などの参加を得ながら、ハマナス苗を植栽しています。（10ページ参照）

(3) 国、北海道、他の地方自治体との連携

本市は、釧路湿原の保全などの自然協保全や公害防止などの生活環境保全をはじめとする幅広い分野において、国、北海道、他の地方自治体との連携や協力の下に、環境保全の施策を推進しています。

参 考 資 料

- 1 環境に関する条例
 - (1) 釧路市環境基本条例
 - (2) 釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例
- 2 公害に係る環境基準
 - (1) 大気汚染に係る環境基準
 - (2) 水質汚濁に係る環境基準
 - (3) 騒音に係る環境基準
 - (4) 振動に係る環境基準
 - (5) 地下水の水質汚濁に係る環境基準
 - (6) 土壌の汚染に係る環境基準
 - (7) ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準
- 3 排出基準
 - (1) 大気汚染防止法
 - (2) 水質汚濁防止法
 - (3) 騒音規制法
 - (4) 振動規制法
 - (5) 悪臭防止法
 - (6) ダイオキシン類対策特別措置法
 - (7) 釧路市公害防止条例
- 4 大気・水質に関する測定データ等
 - (1) 大気汚染常時監視測定結果
 - (2) 風向風速測定結果
 - (3) 公共用水域水質測定結果
- 5 公害防止協定に基づく立入調査結果
 - (1) 日本製紙株式会社釧路工場
 - (2) 王子マテリア株式会社釧路工場
 - (3) 釧路コールマイン株式会社
- 6 用語解説
- 7 環境行政のあゆみ（年表）

1 環境に関する条例

(1) 釧路市環境基本条例

平成17年10月11日
釧路市条例第128号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等（第7条—第9条）

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第10条—第29条）

第4章 地球環境保全及び国際協力（第30条・第31条）

第5章 環境審議会（第32条）

附則

釧路市は、広大な太平洋に臨み、タンチョウをはじめ数多くの野生生物が生息する国際的にも貴重な釧路湿原などのすぐれた自然にいだかれ、そのかけがえのない環境から絶えることなく豊かな恵みを受けつつ、今日まで発展してきた。

一方、今日の私たちの社会は、豊かさや利便性が高まった反面、日常生活や経済活動等の人の営みが拡大し、大量の資源やエネルギーが消費され、環境への負荷が増大し、その影響は地域の環境のみならず、今や人類の生存基盤である地球環境全体に及ぶまでに至った。

もとより、すべての市民は、環境からの恵沢を受け良好な環境の下に生活する権利を有しており、将来にわたりこの環境を健全で恵み豊かなものとして次の世代に引き継いでいくことは、私たちの願いであり、また、責務でもある。

このため、私たちは、地域の自然環境や生活環境を良好なものとするとともに、環境への負荷を増大させている現在の経済社会構造のあり方や生活様式を見直し、かけがえのない地球に生きるものの一員としての自覚の下に地球環境の保全に貢献していかなければならない。

このような考え方に立って、市、事業者及び市民のすべてが、環境の問題を自らの課題として認識し、それぞれの責任の下に相互に連携しながら役割を果たしていくことにより、環境への負荷を低減するとともに、循環を基調とした持続的発展が可能な社会をつくるため、釧路市環境基本条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動

による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要とする健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民のすべての者がそれぞれの責任を認識し、公平な役割分担の下、自主的かつ相互に連携協力して推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が実現されるように行われなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保するうえで重要であることから、すべての者が自らの課題であることを認識し、日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、市民の意見を適切に反映して、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、自ら率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、廃棄物となった場合に適正な処理が図られるように必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動において再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境に与える影響を認識し、自ら環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、廃棄物の適正処理及び排出の抑制、資源やエネルギーの節減及び環境への負荷の低減に資する製品等の利用に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、その日常生活において、環境に与える影響を認識し、自ら環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等
(施策の基本方針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 人の健康の保護及び生活環境の保全を図るため、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。
- (2) 人と自然との共生を図るため、生物の多様性を保全するとともに、湿原、水辺地等多様な自然環境を適正に保全すること。
- (3) 地域の特性を生かした良好な景観の形成、歴史的文化的遺産の保全等により、潤い、ゆとり、安らぎ等心の豊かさが感じられる環境を確保すること。
- (4) 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源の循環的利用並びにエネルギーの有効利用等により、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を図ること。
- (5) 地球環境保全のため、地域における環境への負荷の低減を進めるとともに、国際協力を推進すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱その他必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を適切に反映するとともに、釧路市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(釧路市環境白書)

第9条 市長は、毎年、環境の現況及び環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにするため、釧路市環境白書を作成し、公表しなければならない。

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策
(市の事業に係る環境への配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施に当たっては、環境への負荷が低減されるよう、十分に配慮するものとする。

(規制の措置)

第11条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第12条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造に資する措置をとることを促進するため必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるも

のとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、特に必要があるときは、市民又は事業者に適正な経済的負担を求める措置を講ずるものとする。

(環境影響評価)

第13条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に資する施設の整備等)

第14条 市は、廃棄物処理施設、下水道その他の環境の保全上の支障を防止するための施設の整備を推進するように努めるものとする。

2 市は、公園、緑地等の公共的施設の整備その他の快適な環境の維持及び創造に資する事業を推進するように努めるものとする。

(市民及び事業者の活動の促進)

第15条 市は、市民及び事業者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び学習の推進)

第16条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深め、自発的に活動することを促進するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習（以下「環境教育及び学習」という。）の推進に努めるものとする。

2 前項の場合において、市は、特に将来を担う世代について、積極的に環境教育及び学習を推進するように努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第17条 市は、市民及び事業者の自発的な活動の促進並びに環境教育及び学習の推進に資するため、環境の保全及び創造に関する情報を収集し、これを適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究の実施)

第18条 市は、環境に関する現状を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な調査研究の実施及びその成果の活用を努めるものとする。

(監視等の体制整備)

第19条 市は、環境に関する現状を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定及び検査等の体制の整備に努めるものとする。

(自然環境の保全)

第20条 市は、タンチョウ、シマフクロウその他野生生物の保護管理並びに釧路湿原、春採湖をはじめとする湿原、森林、水辺地その他の多様な自然環境の保全及び適正な利用の促進を図られるように努めるものとする。

(公害の防止)

第21条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全を図られるよう、公害を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(快適な都市空間の形成)

第22条 市は、安らぎと潤いのある快適な都市空間の形成を図るため、歴史的文化的遺産の保全及び水辺の

整備等必要な措置を講ずるものとする。

(良好な景観の形成)

第23条 市は、自然と調和した、地域の特性を生かした良好な景観を形成するために必要な措置を講ずるものとする。

(緑化の推進)

第24条 市は、緑豊かな生活環境の確保が図られるよう、緑化を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(都市美化の推進)

第25条 市は、ごみの投棄や散乱の防止等都市美化を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の発生の抑制及び資源の循環的利用等の推進)

第26条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の発生の抑制及び適正処理、資源の循環的利用並びにエネルギーの有効利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の発生の抑制及び適正処理、資源の循環的利用並びにエネルギーの有効利用に努めるものとする。

3 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用が促進されるように努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体等との連携協力)

第27条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するに当たり、国、他の地方公共団体等との連携協力を努めるものとする。

2 前項の場合において、市は、釧路湿原の保全等特に広域的に取り組む必要があるときは、関係する地方公共団体等との連携協力を努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第28条 市は、その機関相互の施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第29条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

第4章 地球環境保全及び国際協力

(地球環境保全の推進)

第30条 市は、地球環境保全に資するため、地球温暖化の防止、生物の多様性の保全等に関する施策の積極的な推進に努めるものとする。

(国際協力の推進)

第31条 市は、国及び他の地方公共団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

2 市は、特に自然環境保全に関し、国際機関、国及び他の地方公共団体その他関係する団体等と連携して、情報交換、調査研究及び人材交流等を行うことにより国際協力の推進が図られるように努めるものとする。

第5章 環境審議会

(釧路市環境審議会)

第32条 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、釧路市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、市長が委嘱し、又は任命する委員18人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

6 専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に調査委員を置くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年10月11日から施行する。

(2) 釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例

平成17年10月11日

釧路市条例第132号

目次

- 第1章 総則（第1条―第6条）
- 第2章 廃棄物減量等推進審議会（第7条）
- 第3章 一般廃棄物（第8条―第16条）
- 第4章 産業廃棄物（第17条）
- 第5章 廃棄物処理手数料（第18条―第20条）
- 第6章 一般廃棄物処理業等の許可（第21条―第23条）
- 第7章 補則（第24条）
- 第8章 罰則（第25条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、及び再利用を促進し、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるものを除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (2) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 再利用 利用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- (4) 再生資源 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。
- (5) 再生品 主に再生資源を用いて製造され、又は加工された製品をいう。

（市の責務）

第3条 市は、あらゆる施策を通じて廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により、廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、市民及び事業者の廃棄物の減量に関する自主的な活動に対し、必要な支援を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

4 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市民及び事業者の意見を施策に反映するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、再生資源及び再生品を利用することにより、廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物の

再利用を促進することにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

4 事業者は、過剰な包装を避けるよう努めるとともに、包装容器の回収に努めなければならない。

5 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、再生品や再生可能な商品を選択すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、再利用を促進するため、集団資源回収等の自主的な活動に参加すること等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

3 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

（清潔の保持）

第6条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保持するため、清掃の実施に努めなければならない。

2 土地又は建物の占有者は、その占有し、又は管理する場所にみだりに廃棄物が捨てられないよう適正な管理に努めなければならない。

3 何人も、公園、広場、道路その他の公共の場所に、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第2章 廃棄物減量等推進審議会

（廃棄物減量等推進審議会）

第7条 本市における廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を審議するため、釧路市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

3 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 専門の事項を審議するため、審議会に専門部会を置くことができる。

第3章 一般廃棄物

（一般廃棄物処理計画）

第8条 市は、一般廃棄物処理計画（法第6条第1項の規定により定める計画をいう。以下同じ。）に基づき、適正な一般廃棄物の処理を行うものとする。

（一般廃棄物の処理に関する基本的事項の告示）

第9条 市長は、土地又は建物の占有者及び事業者が一般廃棄物の適正な処理を容易にできるよう、一般廃棄物処理計画のうち、市の処理する一般廃棄物について、次に掲げる基本的事項を告示するものとする。これらに変更があったときも、また同様とする。

- (1) 廃棄物の種類
- (2) 分別の方法
- (3) 排出方法
- (4) 処理施設
- (5) 受入れ時間

(6) その他必要な事項
(市が処理する一般廃棄物)

第10条 市は、家庭系廃棄物を処理するものとする。
ただし、規則で定めるものについては、この限りでない。

2 市は、事業系一般廃棄物の処分を行うものとし、事業系一般廃棄物（し尿を除く。）の収集及び運搬は行わないものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、事業系一般廃棄物の収集及び運搬を行うことができるものとする。

3 前項ただし書の場合においては、次条及び第18条の規定を準用する。
(市が処理する一般廃棄物の排出方法)

第11条 市が処理する家庭系廃棄物のうち可燃ごみ及び不燃ごみは、次に掲げる方法により排出しなければならない。

(1) 可燃ごみ及び不燃ごみ（次号に規定する粗大ごみを除く。別表第1において同じ。）は、市長が指定するごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）に入れること。

(2) 指定ごみ袋に入らない可燃ごみ及び不燃ごみ（以下「粗大ごみ」という。）は、粗大ごみごとに市長が指定するごみ処理券（以下「ごみ処理券」という。）を張り付けること。
(適正処理困難物の指定)

第12条 市長は、市の処理する一般廃棄物のうちから、製品、容器等で、市の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、その適正な処理が困難となっているものを、適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、前項の適正処理困難物となる製品等の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その回収等の処置を講ずるよう必要な協力を求めることができる。
(排出禁止物)

第13条 土地又は建物の占有者は、市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に際して支障があるもの等市長が別に定める廃棄物を排出してはならない。
(一般廃棄物の管理等)

第14条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分できる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画に定めるところにより、分別し、保管し、及び市長の指定する方法で排出し、収集されるまでこれを管理しなければならない。

2 土地又は建物の占有者は、一般廃棄物を保管し、又は排出するときは、規則で定める基準に従い、環境衛生及び収集作業に支障がないようにしなければならない。
(一般廃棄物の管理等に対する指示)

第15条 市長は、前条の規定による一般廃棄物の管理等が、環境衛生又は収集作業に支障があると認めるときは、その改善を指示することができる。
(多量の廃棄物の排出者に対する指示)

第16条 市長は、多量の事業系一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所

及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

2 市長は、多量の家庭系廃棄物を生ずる排出者に対し、当該家庭系廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

第4章 削除

第17条 削除

第5章 廃棄物処理手数料
(一般廃棄物処理手数料)

第18条 市が一般廃棄物の処理をする場合で、別表第1に掲げる取扱区分の処理に該当するときは、同表により算定した額（汚水処理手数料の項にあっては、その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の手数料を徴収する。

2 前項の手数料の徴収の方法は、規則で定める。

第19条 削除
(手数料の減免)

第20条 市長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、第18条第1項の手数料を減免することができる。

第6章 一般廃棄物処理業等の許可
(一般廃棄物処理業の許可)

第21条 市長は、法第7条の規定により一般廃棄物処理業の許可をしたときは、許可証を交付する。

2 前項の規定により許可証の交付を受けた者がこれを破損し、又は紛失したときは、許可証の再交付を受けなければならない。
(浄化槽清掃業の許可)

第22条 前条の規定は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条の規定による浄化槽清掃業の許可について準用する。
(許可申請手数料)

第23条 法第7条の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者、浄化槽法第35条の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者及び第21条第2項又は前条において準用する同項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、申請の際、別表第3に定める手数料を納入しなければならない。

2 既納の手数料は、還付しない。

第7章 補則
(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則
(過料)

第25条 偽りその他不正の行為により、この条例に定めた手数料を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以内の過料に処する。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例（平成6年釧路市条例第36号）、阿寒町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成7年阿寒町条例第8号。以下「合併前の阿寒町条例」とい

- う。)又は音別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成8年音別町条例第5号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定により交付された一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可証は、当該一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可証の有効期間の満了する日までの間は、第21条第1項(第22条において準用する場合を含む。)の規定により交付された一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可証とみなす。
- 3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった手数料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。
- 4 合併前の阿寒町の区域については、市は、施行日から平成18年3月31日までの間は、第10条第2項の規定にかかわらず、し尿のほか事業系一般廃棄物の収集及び運搬を行うものとする。この場合において、事業系一般廃棄物(し尿を除く。)の収集、運搬及び処分に係るごみ処理手数料並びに排出方法は、第10条第3項の規定にかかわらず、合併前の阿寒町条例(同条例に基づく規則を含む。)の例による。
- 5 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

別表第1(第18条関係)

手数料の種類	取扱区分		手数料の額
ごみ処理手数料	家庭系廃棄物のうち可燃ごみ及び不燃ごみ並びに粗大ごみを処理するとき。	可燃ごみ及び不燃ごみ(指定ごみ袋を使用するとき。)	(指定ごみ袋1枚につき) (1) 6リットル用 15円 (2) 10リットル用 25円 (3) 20リットル用 50円 (4) 30リットル用 75円 (5) 40リットル用 100円
		粗大ごみ(指定ごみ袋に入らないとき。)	ごみ処理券1枚につき375円
	市長の指定する施設に自ら搬入した一般廃棄物のうち可燃ごみ及び不燃ごみ並びに粗大ごみを処分するとき。		(1) 10キログラムまで 80円 (2) 10キログラム超過分10キログラムまでごと(5キログラム未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に80円
し尿処理手数料	し尿を収集し、運搬し、及び処分するとき。		(1回につき) (1) 100リットルまで 650円 (2) 100リットル超過分20リットルごと(20リットル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に130円
汚水処理手数料	市長の指定する施設に搬入された浄化槽汚泥等の汚水を処分するとき。		1リットルごとに6.75円

別表第2(第23条関係)

手数料の種類	手数料の額
許可申請手数料	15,000円
許可証再交付手数料	2,000円

2 公害に係る環境基準

(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準（環境上の条件）	
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	昭和48年5月16日 環境庁告示第35号
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	昭和48年5月8日 環境庁告示第25号
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	昭和53年7月11日 環境庁告示第38号

- 備考 1 環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 浮遊粒子物質とは大気中に浮遊する粒子物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
- 3 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
- 4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート（PAN）その他の光化学反応により生成される酸化性物質をいう。

[参考] 環境基準による大気汚染の評価

大気汚染物質	評価区分	環境基準達成状況の判断
二酸化硫黄	短期的評価	1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
	長期的評価	日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
一酸化炭素	短期的評価	1日平均値が10ppm以下であり、かつ、8時間平均値が20ppm以下であること。
	長期的評価	日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
浮遊粒子状物質	短期的評価	1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
	長期的評価	日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし1日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
光化学オキシダント	短期的評価	昼間の1時間値で評価し、これが0.06ppm以下であること。
二酸化窒素	長期的評価	日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。

- 備考 1 短期的評価とは、連続して又は随時に行った測定結果を評価するもので、測定を行った日又は時間について評価する。なお、1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測が1日（24時間）のうち4時間を超える場合には評価対象としない。
- 2 長期的評価（光化学オキシダントを除く。）とは、年間にわたる測定結果を評価するもので、1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2パーセントの範囲内にあるものを除外して評価を行う。
- 3 二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価は、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98パーセントに相当するものについて評価する。なお、1時間値の欠測が4時間を超える1日平均値は用いない。また、年間測定時間が6,000時間未満の測定局は評価対象としない。

(2) 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境基準（環境上の条件）	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	平成9年2月4日 環境庁告示第4号
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	平成13年4月20日 環境省告示第4号

- 備考 1 環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係わるものであることに鑑み、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

(3) 水質汚濁に係る環境基準

① 人の健康の保護に関する環境基準

昭和46年12月28日環境庁告示第59号

改正 平成24年8月22日環境省告示第127号

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/1以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/1以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/1以下
鉛	0.01mg/1以下	トリクロロエチレン	0.03mg/1以下
六価クロム	0.05mg/1以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/1以下
砒素	0.01mg/1以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/1以下
総水銀	0.0005mg/1以下	チウラム	0.006mg/1以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/1以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/1以下
ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	ベンゼン	0.01mg/1以下
四塩化炭素	0.002mg/1以下	セレン	0.01mg/1以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/1以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/1以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/1以下	ふっ素	0.8mg/1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1以下	ほう素	1mg/1以下
		1,4-ジオキサン	0.05mg/1以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンは最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、公定法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界値を下回ることをいう。

3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、公定法により測定された硝酸イオン濃度に換算係数0.2259を乗じたものと公定法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

② 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川（湖沼を除く。）

(ア) 生活環境項目

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/1以下	25mg/1以下	7.5mg/1以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級、水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/1以下	25mg/1以下	7.5mg/1以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級、水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/1以下	25mg/1以下	5mg/1以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/1以下	50mg/1以下	5mg/1以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げ るもの	6.0以上 8.5以下	8mg/1以下	100mg/1以下	2mg/1以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/1以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2mg/1以上	—

- 備考 1 基準値は日間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）
 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする。（湖沼もこれに準ずる。）
 (注) 1 自然環境保全 自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級 ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1 級 ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産 2 級 サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産 3 級 コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水 1 級 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水 3 級 特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(イ) 水生生物の保全に係る水質環境基準

	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全 亜 鉛	ノニルフェノール
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下	0.001mg/l以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）または幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下	0.0006mg/l以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下	0.002mg/l以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）または幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下	0.002mg/l以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

<参考>本市河川の類型指定状況

対象水域	該当類型	達成期間	備考
釧路川下流(2) (釧路取水口及び茂雪裡川合流点から下流)	B 生物A	ロ イ	昭和47年4月1日 北海道告示第1093号 一部改正
釧路川下流(3) (新釧路川への分派点から下流)	E 生物A	ロ イ	平成13年5月7日 北海道告示第820号 (水生生物)
阿寒川下流 (舌辛川合流点から下流)	B	イ	平成23年6月7日 北海道告示第402号
別途前川（全域）	E	ハ	昭和48年3月15日 北海道告示第642号

(注) 達成期間の分類 イ 直ちに達成 ロ 5年以内で可及的速やかに達成 ハ 5年を超える期間で可及的速やかに達成

イ 湖沼（天然湖沼および貯水量1,000万m³以上の人工湖）

(7) 生活環境項目

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/1以下	1mg/1以下	7.5mg/1以上	50MPN /100ml 以下
A	水道2、3級、水産2級 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/1以下	5mg/1以下	7.5mg/1以上	1,000MPN /100ml 以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/1以下	15mg/1以下	5mg/1以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/1以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/1以上	—

備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全 自然探勝等の環境保全
2 水道1級 ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2、3級 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水産1級 ヒメマス等貧栄養湖の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級 サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級 コイ、フナ等富栄養湖の水産生物用
4 工業用水1級 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊の浄水操作を行うもの
5 環境保全 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(4) 窒素・りん

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/1以下	0.005mg/1以下
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/1以下	0.01mg/1以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に 掲げるもの	0.4mg/1以下	0.03mg/1以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/1以下	0.05mg/1以下
V	水産3種、工業用水 農業用水、環境保全	1mg/1以下	0.1mg/1以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。

- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全 自然探勝等の環境保全
2 水道1級 ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級	前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
3 水産 1 種	ヒメマス等貧栄養湖の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産 2 種	サケ科魚類及びアユ等貧腐栄養湖の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産 3 種	コイ、フナ等富栄養湖の水産生物用
4 環境保全	国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

<参考>本市湖沼の類型指定状況

対象水域	該当類型	達成期間	備考
春採湖（全域）	湖沼 B V	ハ ハ	昭和59年11月29日 北海道告示第2062号
阿寒湖（全域）	III	イ	昭和61年1月13日 北海道告示第44号

（注）達成期間の分類 イ 直ちに達成 ハ 5年を超える期間で可及的速やかに達成

ウ 海域

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/1以下	7.5mg/1以上	1,000MPN /100ml 以下	検出されないこと
B	水産2級、工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/1以下	5mg/1以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/1以下	2mg/1以上	—	—

備考 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数物質質量70MPN/100ml以下とする。

- （注） 1 自然環境保全 自然探勝等の環境保全
2 水産1級 マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級 ボラ、ノリ等の水産生物用
3 環境保全 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

（4）騒音に係る基準

① 騒音に係る環境基準（平成10年環境庁告示第64号）

市長が騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに指定する地域（平成24年3月30日釧路市告示第93号）

ア 道路に面する地域以外の地域（一般地域）

（単位 デシベル）

類型	騒音規制法に基づく指定地域	昼間 6～22時	夜間 22～翌日6時
A	第1種区域及び第2種区域（都市計画法に基づく用途地域が第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域に限る。）	55以下	45以下
B	第2種区域（A類型の地域を除く。）		
C	第3種区域及び第4種区域（都市計画法に基づく工業専用地域を除く。）	60以下	50以下

イ 道路に面する地域

(単位 デシベル)

類 型	騒音規制法に基づく指定地域	車線	昼 間 6～22時	夜 間 22～翌日6時
A	第1種区域及び第2種区域（都市計画法に基づく用途地域が第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域に限る。）	2車線以上	60以下	55以下
B	第2種区域（A類型の地域を除く。）	2車線以上	65以下	60以下
C	第3種区域及び第4種区域（都市計画法に基づく工業専用地域を除く。）	1車線以上		

(注) この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(単位 デシベル)

基準値		備考
昼間 6～22時	夜間 22～翌日6時	個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る環境基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下。）によることができる。
70以下	65以下	

(注) 1 基準値は等価騒音レベル (LAeq)

2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とすること。

3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とすること。

4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とすること。

5 「幹線交通を担う道路」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、環境庁大気保全局長通知（平成10年9月30日付環大企第257号）で次のとおり定められています。

(1) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）等。

(2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲が特定される。

・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路15メートル

・2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路20メートル

ウ 航空機騒音に係る環境基準（昭和50年3月31日 北海道告示第949号）

地 域 の 類 型	基 準 値 (単位 WECPNL)
I	70 以下
II	75 以下

(注) 1 Iを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とし、IIを当てはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2 $WECPNL = dB(A) + 10 \log_{10} N - 27$

dB(A)とは、1日のすべてのピークレベルをパワー平均したものをいい、Nとは、午前0から午前7時までの間の航空機の機数を N_1 、午前7時から午後7時までの間の航空機の機数を N_2 、午後7時から午後10時までの間の航空機の機数を N_3 、午後10時から午後12時までの間の航空機の機数を N_4 とした場合における次により算出した値をいう。

$N = N_2 + 3N_3 + 10(N_1 + N_4)$

②自動車騒音に係る要請限度（平成12年3月2日 総理府令第15号）（単位 デシベル）

区 域 の 区 分	時間の区分	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌日6時)
A区域及びB区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65以下	55以下
A区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70以下	65以下
B区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びC区域のうち車線を有する道路に面する区域	75以下	70以下

（注）幹線交通を担う道路に近接する区域については、上表にかかわらず、特例として次表のとおり。

要 請 限 度		2車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界から15メートル、2車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地境界から20メートルまでの範囲をいう。
昼 間	夜 間	
75以下	70以下	

（平成12年3月31日 北海道告示第522号）

都道府県知事が定める区域の区分	
A区域	昭和63年北海道告示第315号により騒音規制法に基づく規制地域として指定された地域（以下「指定地域」という。）のうち、第1種区域及び第2種区域（第2種区域にあっては、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく用途地域が第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。）
B区域	指定地域のうち、第2種区域（A区域として定める地域を除く。）
C区域	指定地域のうち、第3種区域（都市計画法に基づく用途地域の工業専用地域（以下「工業専用地域」という。）を除く。）及び第4種区域（工業専用地域を除く。）

(5) 振動に係る基準

道路交通振動に係る要請限度（昭和51年11月10日 総理府令第58号）（単位 デシベル）

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間 8～19時	夜 間 19～翌日8時
第 1 種 区 域	65以下	60以下
第 2 種 区 域	70以下	65以下

備考 時間及び区域については、昭和53年3月29日北海道告示第786号による。

- （注） 1 第1種区域～良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- 2 第2種区域～住居の用に併せて、商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住居の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住居の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

(6) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

平成9年3月13日環境庁告示第10号

改正 平成24年5月23日環境省告示第85号

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/1以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/1以下
全シアン	検出されないこと	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/1以下
鉛	0.01mg/1以下	トリクロロエチレン	0.03mg/1以下
六価クロム	0.05mg/1以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/1以下
砒素	0.01mg/1以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/1以下
総水銀	0.0005mg/1以下	チウラム	0.006mg/1以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/1以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/1以下
ジクロロメタン	0.02mg/1以下	ベンゼン	0.01mg/1以下
四塩化炭素	0.002mg/1以下	セレン	0.01mg/1以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/1以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/1以下

1,2-ジクロロエタン	0.004mg/1以下	ふっ素	0.8mg/1以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/1以下	ほう素	1mg/1以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/1以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸性イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと日本工業規格K0102の43.1により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

3 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2.又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格日本工業規格K0125の5.1、5.2.又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(7) 土壌の汚染に係る環境基準

平成3年8月23日環境庁告示第46号

改正 平成22年6月16日環境省告示第37号

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1 lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1 kgにつき0.4mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1 lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1 lにつき0.05mg以下であること。
砒（ひ）素	検液1 lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1 kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1 lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1 kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1 lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1 lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1 lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1 lにつき0.02mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1 lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1 lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1 lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1 lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1 lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1 lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1 lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1 lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1 lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1 lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1 lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1 lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1 lにつき1mg以下であること。

備考 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1 lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1 mgを超えていない場合には、それぞれ検液1 lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

(8) ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準

平成11年12月27日環境庁告示第68号

改正 平成21年3月31日環境省告示第11号

- 環境基準は、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、同表の基準値の項に掲げるとおりとする。
- 1の環境基準の達成状況を調査するため測定を行う場合には、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、ダイオキシン類による汚染又は汚濁の状況を的確に把握することができる地点において、同表の測定方法の項に掲げる方法により行うものとする。
- 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
- 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区分されている施設に係る土壌については適用しない。

媒 体	基 準 値	測定方法
大 気	0.6pg - TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質（水底の底質を除く）	1pg - TEQ/l 以下	日本工業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg - TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壌	1,000pg - TEQ/g以下	土壌中に含まれるソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

※ 1pg（ピコグラム）は1兆分の1グラム

- 備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

3 排出基準

(1) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）

①硫黄酸化物 実際の硫黄酸化物排出量が、次式で求められた排出基準 q を下回ること。

$$q = K \times 10^{-3} He^2$$

q ＝硫黄酸化物（単位：0℃、1気圧の状態に換算したNm³/時）

$K=10$ （釧路市の規制値、ただし阿寒及び音別地区は $K=17.5$ ）

He ＝補正された排出口の高さ（単位：m）

②ばいじん

（単位g/Nm³）

主な施設の 種類	使用 燃料	排出ガス量 (Nm ³ /h)	標準酸 素濃度 O _n (%)	排出基準値（設置年月日別）					当分の間 適用猶予 O _n
				S57. 5. 31 以前	S57. 6. 1 以降 S60. 9. 9 以前	S60. 9. 10 以降 H2. 9. 9 以前	H2. 9. 10 以降 H10. 6. 30 以前	H10. 7. 1 以降	
ボイラー (伝熱面積10m ² 以上のもの)	ガス 専焼	4万以上	5	0.05					—
		4万未満	5	0.10					
	液体 燃料 ※1	20万以上	4	0.07	0.05				—
		4万～20万	4	0.18	0.15				
		1万～4万	4	0.25					
		1万未満	0s	0.30					4
	石炭 燃焼	20万以上	6	0.15 ^{※2}	0.10				—
		4万～20万	6	0.25 ^{※2}	0.20				
		4万未満	6	0.35 ^{※2}	0.30				
小型ボイラー (伝熱面積10m ² 未満で燃焼能力 500 /h(重油換 算)以上のもの)	ガス 専焼		0s	当分の間適用猶予					—
	液体 燃焼 ※3		0s	当分の間 適用猶予		0.50	0.30		4
	石炭 燃焼		6			0.50	0.30		—
				H10. 6. 30 以前					H10. 7. 1 以降
廃棄物焼却炉 (火格子面積2m ² 以上のもの)	焼却能力 4 t/h以上		12	0.08					0.04
	焼却能力 2～4 t/h			0.15					0.08
	焼却能力 0.2～2 t/h			0.25					0.15

備考 上表に掲げるばいじんの量は次式で換算された値である。

$$C = (2.1 - O_n) / (2.1 - O_s) \times C_s$$

C ：ばいじん濃度(g/m³)

O_n ：標準酸素濃度(%)上表の O_n 欄のとおりとする。

O_s ：排出ガス中の酸素濃度(%)。ただし、20%を超える場合は20%とする。

C_s ：ばいじんの実測値(g/Nm³)

(注) ※1 液体燃焼とは、液体専焼及び液体・気体混焼のことであり液体・固体混焼を含まない。

※2 H7.7.2までの間、発熱量が5,000kcal/kg以下の石炭のみを燃焼させており、かつ、H7.7.3以降発熱量が5,500kcal/kg以下の石炭を燃焼させる場合に限り、当分の間0.45とする。

※3 小型ボイラーのうち軽質液体燃料（A重油、灯油、軽油）を専焼させるもの並びにガス・軽質液体燃料を混焼させるものは当分の間適用猶予。

③窒素酸化物

主な施設の 種類	使用 燃料	排ガス (Nm ³ /h)	標準 酸素 濃度 O _n (%)	設置年月日別排出基準値（単位：cm ³ /Nm ³ ）							
				S48. 8. 9 以前	S48. 8. 10 以降 S50. 12. 9 以前	S50. 12. 10 以降 H52. 6. 17 以前	S52. 6. 18 以降 H52. 9. 9 以前	S52. 9. 10 以降 H54. 8. 9 以前	S54. 8. 10 以降 S60. 9. 9 以前	S60. 9. 10 以降 H2. 9. 9 以前	H2. 9. 10 以降
ボイラー (伝熱面積 10m ² 以上 のもの)	ガス 専焼	50万以上	5	130		100	60				
		10万～50万		130		100					
		4万～10万		130			100				
		1万～4万		150		130					
		1万未満		150							
	液体 燃焼 ※1 ※2	50万以上	4	180		150	130				
		4万～50万		190	180	150					
		1万～4万		230		150					
		1万未満		250				180			
小型ボイ ラー (伝熱面積 10m ² 未満 で燃焼能 力500 /h(重油換算) 以上のも の)	固体 燃料		6	当分の間適用猶予						350	
	液体 燃焼 ※3		4							300	260
乾燥炉 ※4			16	250				230			
廃棄 物焼 却炉 ※5	連続炉	4万以上	12	300		250					
		4万未満		300				250			
	連続炉 以外	4万以上		—		250					

備考 上表に掲げる窒素酸化物の量は次式で換算された値である。

$$C = (21 - O_n) / (21 - O_s) \times C_s$$

C：窒素酸化物の濃度 (cm³/Nm³)

O_n：標準酸素濃度(%)上表のO_n欄のとおりとする。

O_s：排出ガス中の酸素濃度(%)ただし、20%を超える場合は20%とする。

C_s：窒素酸化物の実測値 (Cm³/Nm³)

(注) ※1 液体燃焼とは、液体専焼及び液体・気体混焼のことであり液体・固体混焼を含まない。

※2 液体燃焼のうち52. 9. 10前に設置された排出ガス量が0. 5万Nm³/h未満の過負荷燃焼型のものは適用除外。

※3 小型ボイラーのうち軽質液体燃料（A重油、灯油、軽油、ガス等）を燃料とするものは適用除外。

※4 乾燥炉は、銅・鉛又は亜鉛の精錬に用いるもの及びトリポリリン酸ナトリウム製造用のものを除く。

※5 廃棄物焼却炉とは、浮遊回転燃焼方式によるもの（連続式に限る）及びニトロ化合物、アミノ化合物、若しくはシアン化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの（排出ガス量が4万Nm³未満の連続炉に限る）以外の廃棄物焼却炉。

(2) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

①一律排水基準

有害物質に係る排水基準（mg/1）							
有害物質の種類	カドミウム	シアン	有機燐	鉛	六価クロム	砒素	総水銀
許容限度	0.1	1	1	0.1	0.5	0.1	0.005
有害物質の種類	アルキル水銀	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1・2-ジクロロエタン
許容限度	検出されないこと	0.003	0.3	0.1	0.2	0.02	0.04
有害物質の種類	1・1-ジクロロエチレン	シス-1・2-ジクロロエチレン	1・1・1-トリクロロエタン	1・1・2-トリクロロエタン	1・3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン
許容限度	1	0.4	3	0.06	0.02	0.06	0.03
有害物質の種類	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	ほう素	ふっ素	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	
許容限度	0.2	0.1	0.1	10（230）	8（15）	100	
有害物質の種類	1・4-ジオキサン						
許容限度	0.5						
備考 1 「検出されないこと」とは、公定法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 2 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。 3 砒素についての排水基準は、温泉法第2条第1項に規定する温泉を利用する旅館業に係る排水について、当分の間、適用しない。 4 ほう素及びふっ素については、海域に排出する場合、括弧内の数値を適用する。 5 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物については、アンモニア性窒素に0.4を乗じたものと亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素との合計量に基準が適用される。							

生活環境項目に係る排水基準（mg/ l：水素イオン濃度・大腸菌群数を除く）							
項目	水素イオン濃度		生物化学的 酸素要求量	化学的 酸素要求量	浮遊物質量	ノルマルヘキサン 抽出物質 （鉱油類）	
	河川湖沼	海域					
許容 限度	5.8～8.6	5.0～9.0	160 （日間平均120）	160 （日間平均120）	200 （日間平均150）	5	
項目	ノルマルヘキサン 抽出物質 （動植物油脂類）	フェノール	銅	亜鉛	溶解性鉄	溶解性マンガシ	クロム
許容 限度	30	5	3	2	10	10	2
項目	大腸菌群数 （個/cm ³ ）	窒素		燐			
許容 限度	日間平均3,000	120 （日間平均60）		16 （日間平均8）			
備考	1 この排水基準は、1日あたりの平均的な排水の量が50m ³ 以上である工場又は事業場に適用する。 2 水素イオン濃度及び溶解性鉄についての排水基準は、硫黄鉱業に属する工場又は事業場には適用しない 3 水素イオン濃度、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガシ、クロム、ふっ素についての排水基準は、温泉 を利用する旅館業に属する事業場には、当分の間、適用しない。 4 窒素についての排水基準は、環境大臣が定める湖沼・海域及びこれらに流入する公共用水域に限って適 用する。 5 燐についての排水基準は、環境大臣が定める湖沼・海域及びこれらに流入する公共用水域に限って適用 する。						

②上乗せ排水基準（北海道が条例で定める排水基準）〈関係分のみ〉

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例

（昭和47年4月3日北海道条例第27号）

ア 人の健康の保護に係る項目

	対象業種	カドミウム	シアン	有機リン	六価クロム	砒素	総水銀
釧路海域	化学肥料製造業を除く全業種（1日当たり平均的な排水の量が2,000 m ³ 以上のもの）	0.01 mg/ l	検出されないこと	検出されないこと	0.05 mg/ l	0.05 mg/ l	0.0005 mg/ l
	化学肥料製造業	0.01 mg/ l	検出されないこと	検出されないこと	0.05 mg/ l	0.05 mg/ l	0.0005 mg/ l

イ 生活環境項目に係る排水基準

	項目	BOD (mg/ l)		SS (mg/ l)	
		許容限度	日間平均	許容限度	日間平均
釧路川水域	対象業種				
	乳製品製造業（1日当たりの平均的な排水の量が1000 m ³ 以上のもの）	80	60	70	50
	水産食料品製造業（1日当たりの平均的な排水の量が20 m ³ 以上50 m ³ 未満のもの）	2,600	2,000	—	—
	魚粉飼料製造業（フィッシュソリュブル製造業を含む）（1日当たりの平均的な排水の量が20 m ³ 以上50 m ³ 未満のもの）	2,600	2,000	—	—
	し尿処理施設（し尿浄化槽以外のもの）	40	30	90	70
	し尿浄化槽 （処理対象人員が501人以上のもの）	S46.9.23以前に設置されたもの	120	90	—
		S46.9.24～ S47.9.30に設置されたもの	80	60	—
		S47.10.1以後に設置されたもの	40	30	90
	下水道終末処理施設（活性汚泥法又は標準散水ろ床法等によるもの）	—	20	—	70

	項目	BOD (mg/ l)		SS (mg/ l)	
		許容限度	日間平均	許容限度	日間平均
阿寒川水域	対象業種				
	肉製品製造業	80	60	70	50
	水産食料品製造業（1日当たりの平均的な排水の量が20 m ³ 以上50 m ³ 未満のもの）	2,600	2,000	—	—
	魚粉飼料製造業（フィッシュソリュブル製造業を含む）（1日当たりの平均的な排水の量が20 m ³ 以上50 m ³ 未満のもの）	2,600	2,000	—	—
	と畜業	—	—	70	50
	し尿処理施設（し尿浄化槽以外のもの）	40	30	90	70
	し尿浄化槽 （処理対象人員が501人以上のもの）	40	30	90	70
	下水道終末処理施設（活性汚泥法又は標準散水ろ床法等によるもの）	—	20	—	70

	項目	COD (mg/ l)		SS (mg/ l)	
		許容限度	日間平均	許容限度	日間平均
釧路海域	対象業種				
	水産食料品製造業（1日当たりの平均的な排水の量が20 m ³ 以上50 m ³ 未満のもの）	1,300	1,000	—	—
	魚粉飼料製造業（フィッシュソリュブル製造業を含む）（1日当たりの平均的な排水の量が50 m ³ 未満のもの）	780	600	—	—

	パルプ製造業		—	—	90	70
	し尿浄化槽 (処理対象人員が501人以上のもの)	S46. 9. 23 以前に設置されたもの	120	90	—	—
		S46. 9. 24～ S47. 9. 30 に設置されたもの	80	60	—	—
		S47. 10. 1 以後に設置されたもの	40	30	90	70
	下水道終末処理施設（活性汚泥法又は標準散水ろ床法等によるもの）		—	20	—	70

阿寒湖水域	項目	COD (mg / l)		SS (mg / l)	
		許容限度	日間平均	許容限度	日間平均
	対象業種				
	し尿浄化槽	40	30	90	70
	下水道終末処理施設（活性汚泥法又は標準散水ろ床法等によるもの）	—	20	—	70

(3) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）

① 特定工場等において発生する騒音の規制基準（平成24年3月30日釧路市告示第90号）

時間区分 区域区分	昼 間	朝・夕	夜 間
	8:00～19:00	6:00～8:00 19:00～22:00	22:00～翌日6:00
第1種区域	45デシベル	40デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	45デシベル	40デシベル
第3種区域	65デシベル	55デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

（注）第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域。

第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。

第3種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域。

第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域。

基準値は、特定工場等の敷地境界線上での値。

② 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号）

基準値	作業ができない時間		1日当たりの作業時間		同一場所における作業時間	作業日
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
85デシベル	19:00～7:00	22:00～6:00	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと

（注） 1 第1号区域とは、騒音規制法の規定により指定された第1種区域と第2種区域の全域、並びに第3種区域と第4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館及び特別老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内をいう。

2 第2号区域とは、第3種区域と第4種区域であって、第1号区域以外の区域をいう。

<参考> 騒音の大きさの例

120デシベル	飛行機のエンジン近く
110デシベル	自動車の警笛（前方2m）
100デシベル	電車が通るときのガード下
90デシベル	騒々しい工場の中

80デシベル	電話のベル、地下鉄
70デシベル	騒々しい事務所の中
60デシベル	普通の会話
50デシベル	静かな事務所、図書館

(4) 振動規制法（昭和51号法律第64号）

①特定工場等において発生する振動の規制基準（平成24年3月30日釧路市告示第91号）

時間区分 区域区分	昼 間	夜 間
	8:00～19:00	19:00～翌日8:00
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

（注） 1 第1種区域及び第2種区域とは振動規制法に基づく指定地域の区域区分をいう。

2 各区域のうち、学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲50m以内においては、それぞれの規制値から5デシベルを減じた値が適用される。

②特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

（昭和51年11月10日総理府令第58号）

基準値	作業ができない時間		1日当たりの作業時間		同一場所における作業時間	作業日
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
75デシベル	19:00～7:00	22:00～6:00	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと

（注） 1 第1号区域とは、振動規制法の規定により指定された第1種区域の全域並びに第2種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館及び特別老人ホームの敷地の周辺おおむね80mの区域内をいう。

2 第2号区域とは、第2種区域であって、第1号区域以外の区域をいう。

<参考> 振動の大きさの例

90デシベル	震度4	花瓶が倒れる。
80デシベル	震度3	電灯が相当揺れる。
70デシベル	震度2	戸・障子がわずかに動く。
60デシベル	震度1	特に敏感な人に感じる程度。
55デシベル	震度0	人体に感じられない。

(5) 悪臭防止法（昭和46年法律91号）

物質の濃度による悪臭の規制基準（平成24年3月30日釧路市告示第92号）

特定悪臭物質	基準値		
	敷地境界線 (ppm)	気体排出施設の 排出口 (m³N)	排水水 (mg/l)
アンモニア	1	※1	—
メチルメルカプタン	0.002	—	※2
硫化水素	0.02	※1	※2
硫化メチル	0.01	—	※2
二硫化メチル	0.009	—	※2
トリメチルアミン	0.005	※1	—
アセトアルデヒド	0.05	—	—
プロピオンアルデヒド	0.05	※1	—
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	※1	—
イソブチルアルデヒド	0.02	※1	—
ノルマルパレルアルデヒド	0.009	※1	—
イソパレルアルデヒド	0.003	※1	—
イソブタノール	0.9	※1	—
酢酸エチル	3	※1	—
メチルイソブチルケトン	1	※1	—
トルエン	10	※1	—
スチレン	0.4	—	—
キシレン	1	※1	—
プロピオン酸	0.03	—	—

ノルマル酪酸	0.001	—	—
ノルマル吉草酸	0.0009	—	—
イソ吉草酸	0.001	—	—

- (注) 1 敷地境界線における規制基準は、6段階臭気強度法と濃度との関係から定められており、釧路市のA区域は臭気強度2.5に対応する濃度である。
- 2 「※1」気体排出施設の排出口の基準値は、敷地境界線の基準値、排出口の高さ及び排出ガスの流量等を用いて、特定悪臭物質の種類ごとに悪臭防止法施行規則第3条に基づいて算出する。
- 3 「※2」排出水の基準値は、敷地境界線の基準値、悪臭防止法施行規則の別表第2に掲げる値を用いて、特定悪臭物質の種類ごとに悪臭防止法施行規則第4条に基づいて算出する。

<参考> 官能試験法による悪臭対策指導要綱（昭和59年3月31日北海道制定）に定める指導基準値

①工場等の敷地境界の場合

区域区分	臭気指数
A	10
B	14
C	18

②工場等の気体排出口の場合

区域区分	臭気指数
A	30
B	34
C	38

- (注) 1 区域区分 (A, B, C) は、悪臭防止法に基づき北海道が定めた区域区分であり、釧路市はA区域である。
- 2 臭気指数とは、においのある空気を無臭の空気で臭いの感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍率（臭気濃度）を次式で変換したものである。
- $$Z=10\log Y \quad Y: \text{臭気濃度}, Z: \text{臭気指数}$$
- 3 気体排出口とは、大気中に悪臭を排出している煙突、換気口等の排出口をいう。

<参考> 6段階臭気強度表示法

臭気強度	臭気の強さ
0	無臭
1	やっと感知できるにおい（検知閾値濃度）
2	何のにおいかわかる弱いにおい（認知閾値濃度）
(2.5)	(2と3の間)
3	楽に感知できるにおい
(3.5)	(3と4の間)
4	強いにおい
5	強烈なにおい

(6) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）

①大気排出基準

(単位 ng-TEQ/m³N)

施設	規模等	基準値
焼結炉（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの	0.1
製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼・鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの	0.5
亜鉛の回収の用に供する焙焼炉・焼結炉・溶鋳炉・溶解炉・乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの	1
アルミニウム合金の製造の用に供する焙焼炉・溶解炉・乾燥炉	焙焼炉・乾燥炉：原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上 溶解炉：容量が1トン以上のもの	1
廃棄物焼却炉（火床面積が0.5㎡以上又は焼却能力が1時間当たり50kg以上のもの）	焼却能力が1時間当たり4,000kg以上	0.1
	焼却能力が1時間当たり2,000kg以上4,000kg未満	1
	焼却能力が1時間当たり2,000kg未満	5

※ 1ng（ナノグラム）は10億分の1グラム

②水質排出基準

(単位 pg-TEQ/l)

施 設	基準値
1 硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプの製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2 カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3 硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	
4 アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	
5 担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設	
6 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7 カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設及び廃ガス洗浄施設	
8 クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設及び廃ガス洗浄施設	
9 四クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	
10 ニ・三・ジクロロー・四・ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	
11 八・十八・ジクロロー五・十五・ジエチル・五・十五・ジヒドロジインドロ〔三・二・b・・三'・二'・m〕トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット）の製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設	
12 アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉・溶解炉・乾燥炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設及び湿式集塵施設	
13 亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
14 担体付き触媒からの金属の回収の用に供するろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	
15 廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	
16 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設	
17 フロン類の破壊の用に供するプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
18 1から17の施設に係る汚水及び廃液を処理する下水道終末処理施設	
19 1から17の施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設（公共用水域及び下水道終末処理施設に排出されるものを除く。）	

※ 1pg（ピコグラム）は1兆分の1グラム

(7) 釧路市公害防止条例（平成17年釧路市条例第128号）

①硫黄酸化物 実際の硫黄酸化物排出量が、次式で求められた排出基準 q を下回ること。

$$q = K \times 10^{-3} He^2$$

q ＝硫黄酸化物（単位：0℃、1気圧の状態に換算したNm³/時）

$K=10$ （釧路市の規制値、ただし阿寒及び音別地区は $K=17.5$ ）

He ＝補正された排出口の高さ（単位：m）

②特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間区分 区域区分	朝 夕	昼 間	夜 間
	午前6時から 午前8時まで 午後7時から 午後10時まで	午前8時から 午後7時まで	午後10時から 翌日の 午前6時まで
第1種区域	40デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	45デシベル	55デシベル	40デシベル
第3種区域	55デシベル	65デシベル	50デシベル
第4種区域	65デシベル	70デシベル	60デシベル

(注) 1 「第1種区域」「第2種区域」「第3種区域」「第4種区域」とは騒音規制法第3条第1項の規定により指定された区域をいう。

2 騒音の測定点は、原則として音源の存する敷地の境界線上とする。

<参考> 特定施設

騒音発生施設

番号	施設名	規 模
1	ジーゼル、ガソリンエンジン	定格出力が7.5キロワット以上で緊急用を除き固定式のもの
2	ジーゼル発電機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上で緊急用を除き固定式のもの
3	冷凍機	原動機の定格出力が75キロワット以上のもの
4	丸のこ、帯のこ盤	原動機の定格出力が0.75キロワット以上、2.25キロワット未満のもの
5	カンナ盤	原動機の定格出力が0.75キロワット以上、2.25キロワット未満のもの
6	グラインダー	原動機の定格出力が0.75キロワット以上のもの
7	せん断機	原動機の定格出力が0.75キロワット以上、3.75キロワット未満のもの

4 大気・水質に関する測定データ等

(1) 大気汚染常時監視測定結果（平成23年度）（年間値）

① 二酸化硫黄

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間の最高値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(ppm)	(有×無○)	(日)
釧路高専	364	8729	0.001	0.059	0	0	0	0	0.008	○	0
昭和小学校	364	8729	0.001	0.031	0	0	0	0	0.004	○	0

② 二酸化窒素

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)
釧路高専	362	8684	0.005	0.050	0	0	0	0	0	0	0	0	0.011	0
昭和小学校	364	8708	0.008	0.053	0	0	0	0	0	0	0	0	0.017	0

③ 窒素酸化物（一酸化窒素・二酸化窒素）

測定局	一酸化窒素					二酸化窒素				
	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間の最高値	日平均値の98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間の最高値	日平均値の98%値
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)
釧路高専	362	8684	0.001	0.055	0.005	362	8684	0.005	0.050	0.011
昭和小学校	364	8708	0.003	0.117	0.012	364	8708	0.008	0.053	0.017

④ 窒素酸化物（合計値）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間の最高値	日平均値の98%値	年平均値NO2/(NO+NO2)
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)
釧路高専	362	8684	0.007	0.078	0.015	79.6
昭和小学校	364	8708	0.012	0.167	0.027	71.4

⑤ 浮遊粒子状物質

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間の最高値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(ppm)	(有×無○)	(日)
釧路高専	365	8766	0.023	0.137	0	0	0	0	0.054	○	0
昭和小学校	359	8637	0.021	0.077	0	0	0	0	0.035	○	0

(2) 風向風速測定結果

年間風向別平均風速表（平成23年度）

風向 測定局	釧路高専		昭和小学校		気象台	
	頻度 (%)	平均風速 (m/s)	頻度 (%)	平均風速 (m/s)	頻度 (%)	平均風速 (m/s)
N	18.6	2.3	9.8	1.6	5.2	4.6
NNE	11.1	2.7	9.0	1.2	14.1	4.9
NE	5.2	2.4	9.0	1.3	12.0	4.3
ENE	3.1	1.8	5.0	1.4	4.0	3.4
E	1.6	1.6	2.4	1.3	1.8	3.1
ESE	1.2	2.4	2.0	1.1	1.8	3.9
SE	2.9	2.1	2.2	1.5	2.8	3.6
SSE	4.9	2.3	4.9	1.7	7.0	4.4
S	9.6	2.4	8.9	2.3	9.7	4.5
SSW	10.0	2.5	11.4	2.9	7.9	5.4
SW	7.0	2.3	7.2	2.5	8.1	5.7
WSW	4.0	2.6	5.3	2.5	6.0	5.3
W	6.4	3.6	6.6	2.8	9.5	7.8
WNW	4.1	3.3	4.5	1.6	4.1	4.5
NW	3.0	2.0	3.9	1.7	3.1	4.5
NNW	6.3	2.1	5.7	2.1	2.7	4.0
C	0.9		2.1		0.1	

(注) C(静穏)は風速 0.2m/s 以下である。

(3) 公共用水域水質測定結果

①公共用水域水質測定結果（健康項目）

（平成23年度）

区 分		河 川							湖 沼		海 域		
水 域		釧路川	新釧路川		別途前川		仁々志別川	武佐川	春採湖	阿寒湖	釧路海域		
測 定 点		幣舞橋	新川橋	愛国浄水場 取水口	星が浦川 河口	星が浦川 野嵐橋	不二橋	JR 武佐川 橋梁	ST-1	ST-2	ST-3	ST-10	ST-11
項 目	環境基準												
カドミウム	0.01mg/l 以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	—
全シアン	検出されないこと	—	<0.1	<0.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉛	0.01mg/l 以下	<0.005	0.007	<0.005	—	—	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.006	<0.005	—
六価クロム	0.05mg/l 以下	—	<0.02	<0.02	—	—	<0.02	<0.02	—	—	—	—	—
ヒ素	0.01mg/l 以下	<0.005	<0.005	<0.005	—	—	<0.005	<0.005	<0.005	0.008	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	0.0005mg/l 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—
アルキル水銀	検出されないこと	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
PCB	検出されないこと	—	<0.0005	<0.0005	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	—
四塩化炭素	0.002mg/l 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1,2-ジクロロエチン	0.004mg/l 以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l 以下	<0.01	<0.01	<0.01	—	—	—	—	—	—	—	—	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	<0.004	<0.004	<0.004	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	—	—	—	—	—	—	—	—
トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—	—	—	—	—
テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	—	—	—	—	—	—
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下	—	<0.0002	<0.0002	—	—	—	—	—	—	—	—	—
チウラム	0.006mg/l 以下	—	<0.0006	<0.0006	—	—	<0.0006	—	—	—	—	—	—
シマジン	0.003mg/l 以下	—	<0.0003	<0.0003	—	—	<0.0003	—	—	—	—	—	—
チオベンカルブ	0.02mg/l 以下	—	<0.002	<0.002	—	—	<0.002	—	—	—	—	—	—
ベンゼン	0.01mg/l 以下	—	<0.001	<0.001	—	—	—	—	<0.001	—	—	—	—
セレン	0.01mg/l 以下	—	<0.002	<0.002	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ホウ素	1mg/l 以下	—	—	0.12	—	—	0.02	—	—	0.19	—	—	—
フッ素	0.8mg/l 以下	—	—	0.2	—	—	<0.1	—	—	0.1	—	—	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下	—	0.52	0.57	—	—	0.47	6.9	ST-1 0.18 ST-2 0.34 ST-3 <0.05 ST-4 0.10	ST-1 <0.055 ST-2 <0.055	—	—	—
1,4-ジオキサン	0.05mg/l 以下	<0.005	<0.005	<0.005	—	—	—	—	—	—	—	—	—
測定機関		北海道	北海道開発局		北海道		釧路市		北海道				

- (注) 1 表内の数値は、測定結果のうち最大の値である。
- 2 平成13年4月の河川名変更にともない関連する標記は修正している。
- 3 春採湖の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の数値は、ステーションごとの最大の値を記載している。

②公共用水域水質結果（河川、生活環境項目）

（平成23年度）

水系		釧路川水系							
水域		釧路川	別保川	武佐川	新釧路川			仁々志別川	
類型		E	—	—	B	B	B	—	
測定点名		幣舞橋	別保橋	JR 武佐川 橋梁	新川橋	鶴見橋	愛国浄水 場取水口	不二橋	
PH	範囲	7.3～7.8	7.4～7.6	7.8～8.0	7.0～7.7	7.2～7.5	7.1～7.7	6.9～7.1	
DO(mg/l)	最小値～最大値 (平均値)	7.7～10 (9.4)	7.3～10 (9.3)	9.0～13 (11)	8.6～13 (11)	8.4～13 (10)	8.4～13 (11)	9.1～13 (10)	
BOD(mg/l)	最小値～最大値	1.1～3.0	0.6～1.1	0.6～1.1	0.5～1.3	0.6～1.3	0.6～1.6	<0.5～1.1	
	日間 平均値	75%値	1.9	1.1	1.0	1.1	0.7	1.2	0.7
		最小値～最大値 (平均値)	1.1～3.0 (1.8)	0.6～1.1 (0.9)	0.6～1.1 (0.9)	0.5～1.3 (1.0)	0.6～1.3 (0.8)	0.6～1.6 (1.1)	<0.5～1.1 (0.7)
SS(mg/l)	最小値～最大値 (平均値)	12～27 (20)	4～12 (7)	3～23 (11)	<1～25 (12)	11～23 (17)	2～20 (11)	3～8 (6)	
大 腸 菌 数 (MPN/100ml)	最小値	—	3.3×10 ²	1.4×10 ²	4.9×10 ¹	4.9×10 ¹	4.9×10 ¹	7.9×10 ¹	
	最大値	—	7.9×10 ³	1.3×10 ³	1.1×10 ⁴	1.7×10 ³	2.4×10 ⁴	1.1×10 ³	
	(平均値)	—	2.4×10 ³	5.8×10 ²	1.4×10 ³	6.0×10 ²	2.8×10 ³	5.0×10 ²	
全亜鉛(mg/l)	最小値～最大値	—	—	—	0.002～ 0.007	—	<0.001～ 0.004	—	
	平均値	0.011	—	—	0.004	—	0.002	—	
測定機関		北海道	釧路市	釧路市	開発局	釧路市	開発局	釧路市	

水系		別途前川水系			阿寒川水系					
水域		別途前川			阿寒川			大楽毛川	大楽毛布川	
類型		—	—	—	B	A	AA	—	—	
測定点名		星が浦川 河口	竜神川 河口	星が浦川 野嵐橋	大楽毛橋	丹頂橋	阿寒川橋	境橋	阿寒川 合流前	
PH	範囲	6.8～7.0	6.9～7.3	6.3～6.7	7.4～7.6	7.6～7.9	7.6～7.8	7.1～7.2	6.9～7.5	
DO(mg/l)	最小値～最大値 (平均値)	2.7～5.9 (4.6)	3.6～8.0 (5.9)	<0.5～2.0 (1.3)	8.3～13 (11)	8.5～14 (12)	8.3～13 (11)	6.2～8.8 (6.9)	<0.5～2.7 (1.2)	
BOD(mg/l)	最小値～最大値	18～41	53～96	3.6～29	0.5～0.8	<0.5～0.7	<0.5～0.5	1.9～3.5	100～230	
	日間 平均値	75%値	28	60	28	0.6	0.6	<0.5	2.4	200
		最小値～最大値 (平均値)	18～41 (28)	53～96 (68)	3.6～29 (17)	0.5～0.8 (0.6)	<0.5～0.7 (0.5)	<0.5～0.5 (0.5)	1.9～3.5 (2.5)	100～230 (180)
SS(mg/l)	最小値～最大値 (平均値)	20～45 (30)	26～38 (30)	13～38 (28)	3～11 (8)	1～8 (5)	<1～5 (2)	7～15 (12)	33～90 (55)	
大腸菌数 (MPN/100ml)	最小値	—	—	—	1.3×10 ³	1.1×10 ¹	2.2×10 ¹	1.7×10 ³	4.9×10 ⁵	
	最大値	—	—	—	4.9×10 ³	7.9×10 ²	9.4×10 ²	7.9×10 ³	1.7×10 ⁶	
	(平均値)	—	—	—	2.7×10 ³	4.2×10 ²	4.7×10 ²	4.6×10 ³	9.4×10 ⁵	
全亜鉛(mg/l)	最小値～最大値	—	—	—	—	—	—	—	—	
	平均値	—	—	—	0.002	0.002	0.001	—	—	
測定機関		北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	釧路市	釧路市	

(注) 1 類型の網掛けしている所は環境基準点を表す。

2 75%値とは、年間の日間平均値(y個)を値の小さい順に並べたとき、 $0.75 \times y$ (整数でない場合は端数切り上げ) 番目の値である。

3 測定機関の欄は次の例による：開発局…北海道開発局

③公共用水域水質測定結果（湖沼）

ア 生活環境項目

（平成23年度）

水系名	測定点名	類型	pH	DO(mg/l)	COD(mg/l)		SS(mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	測定 機関
			範囲	最小値～ 最大値 (平均値)	最小値～ 最大値 (平均値)	75% 値	最小値～ 最大値 (平均値)	最小値～最大値 (平均値)	
春採湖	ST-1 (東中学校下側)	B	7.7～8.9	8.5～12 (11)	6.3～8.9 (7.6)	7.9	5～14 (10)	$4.6 \times 10^1 \sim 2.2 \times 10^2$ (9.9×10^1)	釧路市 北海道
	ST-2 (チャランケチャシ横側)	B	7.6～8.8	8.1～11 (10)	7.4～9.1 (8.3)	8.8	14～30 (23)	$7.9 \times 10^1 \sim 4.9 \times 10^2$ (2.8×10^2)	
	ST-3 (柏木小学校側)	B	7.9～8.9	8.5～12 (10)	6.0～8.8 (7.8)	8.4	8～14 (11)	$3.3 \times 10^1 \sim 4.9 \times 10^2$ (2.5×10^2)	
	ST-4 (科学館下側)	B	7.7～8.8	8.3～12 (10)	6.6～9.6 (8.2)	8.4	13～31 (14)	$2.3 \times 10^1 \sim 1.3 \times 10^2$ (9.8×10^1)	
阿寒湖	ST-1（表層）	B	7.4～8.2	8.6～13 (10)	2.3～2.9 (2.7)	2.7	<1 (<1)	$4.0 \times 10^0 \sim 3.3 \times 10^1$ (1.9×10^1)	北海道
	ST-1（水深5m）	B	7.4～8.2	9.0～13 (10)	1.3～2.0 (1.8)	1.9	<1～1 (1)	—	
	ST-2（表層）	B	7.5～8.1	8.4～13 (10)	1.6～2.5 (2.0)	2.1	<1～2 (1)	$6.0 \times 10^0 \sim 2.3 \times 10^1$ (1.4×10^1)	
	ST-2（水深5m）	B	7.5～8.1	8.8～13 (10)	1.3～2.0 (1.8)	2.0	<1～1 (<1)	—	
	ST-3（表層）	B	7.5～8.1	8.5～13 (10)	1.9～2.3 (2.1)	2.3	<1～1 (<1)	$7.0 \times 10^0 \sim 2.3 \times 10^1$ (1.8×10^1)	
	ST-3（水深5m）	B	7.5～8.1	8.3～13 (10)	1.5～2.0 (1.8)	1.9	<1～1 (<1)	—	

- （注） 1 類型の網掛けしている所は環境基準点を表す。
 2 春採湖の数値は表層部のものである。
 3 75%値とは、年間の日間平均値（y個）を値の小さい順に並べたとき、 $0.75 \times y$ （整数でない場合は端数切り上げ）番目の値である。

イ 窒素・りん

（平成23年度）

水系名	測定点名	類型	全窒素 (mg/l)			全りん (mg/l)		
			最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値
春採湖	ST-1 (東中学校下側)	V	0.51	1.1	0.71	0.034	0.076	0.049
	ST-2 (チャランケチャシ横側)	V	0.61	1.3	0.95	0.036	0.10	0.070
	ST-3 (柏木小学校側)	V	0.47	1.0	0.74	0.036	0.058	0.050
	ST-4 (科学館下側)	V	0.48	1.0	0.83	0.040	0.080	0.059
阿寒湖	ST-1	III	0.13	0.18	0.16	0.009	0.037	0.025
	ST-2	III	0.10	0.21	0.15	0.009	0.037	0.024
	ST-3	III	0.12	0.21	0.17	0.009	0.037	0.025

- （注） 1 類型の網掛けしている所は環境基準点を表す。
 2 春採湖の数値は表層部のものである。

④公共用水域水質測定結果（海域、生活環境項目）

ア 生活環境項目

（平成23年度）

水系名	測定 点名	類型	pH	DO (mg/l)	COD (mg/l)			油分 (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	測定 機関
			範囲	最小値～ 最大値 (平均値)	最小値～ 最大値	日間平均値		最小値～ 最大値 (平均値)	最小値～最大値 (平均値)	
						75% 値	最小値～ 最大値 (平均値)			
釧路 海域	ST-1	A	7.8～8.1	10～12 (11)	1.5～2.8	2.5	1.5～2.8 (2.3)	<0.5	3.3×10 ¹ ～3.3×10 ² (1.1×10 ²)	北海道
	ST-2	A	7.9～8.1	9.8～13 (11)	1.7～2.7	2.2	1.7～2.7 (2.1)	<0.5	0.0×10 ⁰ ～1.1×10 ² (4.0×10 ¹)	
	ST-3	A	7.8～8.1	9.4～12 (11)	2.1～3.6	3.1	2.1～3.6 (2.9)	<0.5	2.3×10 ¹ ～1.3×10 ³ (3.6×10 ²)	
	ST-4	B	7.8～8.0	9.8～12 (10)	2.1～3.0	2.3	2.1～3.0 (2.4)	<0.5	－	
	ST-5	B	7.9～8.1	9.9～13 (11)	1.6～2.8	2.3	1.6～2.8 (2.2)	<0.5	－	
	ST-6	B	7.9～8.1	9.7～13 (11)	1.6～3.5	2.8	1.6～3.5 (2.4)	<0.5	－	
	ST-7	B	7.9～8.1	10～13 (11)	1.5～2.7	2.6	1.5～2.7 (2.3)	<0.5	－	
	ST-8	B	7.9～8.1	9.5～13 (11)	1.7～4.0	2.6	1.7～4.0 (2.5)	<0.5	－	
	ST-9	B	7.9～8.0	9.5～13 (11)	1.8～3.9	3.2	1.8～3.9 (2.9)	<0.5	－	
	ST-10	C	7.7～8.0	8.6～13 (10)	3.5～4.9	4.7	3.5～4.9 (4.3)	－	－	
	ST-11	C	7.8～8.3	8.8～14 (11)	3.3～5.0	4.0	3.3～5.0 (4.0)	－	－	

（注） 1 類型の網掛けしている所は環境基準点を表す。

2 75%値とは、年間の日間平均値（y個）を値の小さい順に並べたとき、 $0.75 \times y$ （整数でない場合は端数切り上げ）番目の値である。

⑤河川水質経年変化（年間平均値）

ア 釧路川（幣舞橋地点）

項目 \ 年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
pH	7.5～7.7	7.5～8.0	7.2～7.7	7.3～8.7	7.3～7.8
DO (mg/l)	9.7	9.3	9.1	10	9.4
BOD (mg/l)	1.1	1.5	1.4	2.5	1.8
SS (mg/l)	9	11	7	12	20
大腸菌群数(MPN/100ml)	1.8×10^3	—	—	—	—

イ 別保川（別保橋地点）

項目 \ 年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
pH	7.4～7.7	7.3～7.7	7.5～7.7	7.3～7.5	7.4～7.6
DO (mg/l)	9.6	8.7	11	9.7	9.3
BOD (mg/l)	1.7	0.9	0.7	0.9	0.9
SS (mg/l)	11	5	4	6	7
大腸菌群数(MPN/100ml)	5.2×10^2	5.0×10^2	1.0×10^3	2.4×10^3	2.4×10^3

ウ 武佐川（JR武佐川橋梁地点）

項目 \ 年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
pH	7.7～8.0	7.7～7.9	7.6～7.8	7.7～7.8	7.8～8.0
DO (mg/l)	10	11	9.9	10	11
BOD (mg/l)	4.8	0.8	4.3	1.3	0.9
SS (mg/l)	16	9	25	15	11
大腸菌群数(MPN/100ml)	2.1×10^3	3.4×10^2	4.5×10^2	6.0×10^2	5.8×10^2

エ 新釧路川（新川橋地点）

項目 \ 年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
pH	7.0～7.6	7.0～7.5	6.9～7.3	6.9～7.7	7.0～7.7
DO (mg/l)	11	10	9.7	10	11
BOD (mg/l)	1.0	0.9	0.7	1.1	1.0
SS (mg/l)	9	9	13	13	12
大腸菌群数(MPN/100ml)	1.0×10^3	4.1×10^3	1.8×10^3	4.5×10^3	1.4×10^3

オ 新釧路川（鶴見橋地点）

項目 \ 年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
pH	7.2～7.5	7.4～7.6	7.1～7.5	7.3～7.5	7.2～7.5
DO (mg/l)	9.9	10	9.1	9.6	10
BOD (mg/l)	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8
SS (mg/l)	12	11	16	14	17
大腸菌群数(MPN/100ml)	5.7×10^2	9.1×10^2	7.8×10^2	9.6×10^2	6.0×10^2

カ 新釧路川（愛国浄水場取水口）

項目 \ 年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
pH	7.1～7.5	7.1～7.5	6.9～7.3	6.9～7.6	7.1～7.7
DO (mg/l)	11	10	9.9	10	11
BOD (mg/l)	1.0	0.9	1.0	1.1	1.1
SS (mg/l)	12	10	15	15	11
大腸菌群数(MPN/100ml)	1.3×10^3	4.5×10^3	1.9×10^3	3.2×10^3	2.8×10^3

キ 仁々志別川（不二橋地点）

項目 \ 年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
pH	7.0～7.1	7.1～7.4	7.0～7.3	7.1～7.5	6.9～7.1
DO (mg/l)	10	10	10	10	10
BOD (mg/l)	0.7	0.5	<0.5	0.7	0.7
SS (mg/l)	4	4	8	6	6
大腸菌群数(MPN/100ml)	4.7×10^2	1.1×10^3	2.3×10^2	4.7×10^2	5.0×10^2

ク 阿寒川（大楽毛橋地点）

項目 \ 年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
p H	7.3～7.6	7.6～7.8	7.4～7.6	7.3～7.5	7.4～7.6
D O (mg / l)	11	11	11	11	11
B O D (mg / l)	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.6
S S (mg / l)	9	9	23	15	8
大腸菌群数(MPN / 100ml)	2.3×10^3	6.7×10^3	3.4×10^3	4.0×10^3	2.7×10^3

ケ 阿寒川（丹頂橋地点）

項目 \ 年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
p H	7.8～8.0	7.6～8.0	7.5～7.7	7.7～7.9	7.6～7.9
D O (mg / l)	12	11	12	11	12
B O D (mg / l)	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5
S S (mg / l)	7	6	12	4	5
大腸菌群数(MPN / 100ml)	5.7×10^2	1.2×10^3	1.2×10^3	3.8×10^3	4.2×10^2

コ 阿寒川（阿寒川橋地点）

項目 \ 年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
p H	7.8～8.3	7.7～8.0	7.6	7.6～7.8	7.6～7.8
D O (mg / l)	11	11	12	11	11
B O D (mg / l)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
S S (mg / l)	2	3	4	1	2
大腸菌群数(MPN / 100ml)	1.0×10^3	1.1×10^3	1.6×10^3	2.7×10^3	4.7×10^2

サ 大楽毛川（境橋地点）

項目 \ 年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
p H	7.0～7.1	6.8～7.2	6.8～7.1	7.0	7.1～7.2
D O (mg / l)	6.8	5.4	7.0	5.5	6.9
B O D (mg / l)	3.1	5.0	3.6	5.4	2.5
S S (mg / l)	10	13	13	13	12
大腸菌群数(MPN / 100ml)	3.7×10^4	1.1×10^4	3.4×10^4	1.8×10^4	4.6×10^3

シ 大楽毛布川（阿寒川合流前地点）

項目 \ 年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
p H	6.9～8.7	7.0～8.2	6.9～7.5	—	6.9～7.5
D O (mg / l)	1.7	2.7	5.0	—	1.2
B O D (mg / l)	55	131	39	—	180
S S (mg / l)	32	81	38	—	55
大腸菌群数(MPN / 100ml)	3.4×10^5	1.2×10^6	2.6×10^5	—	9.4×10^5

ス 星が浦川（河口地点）

地点 \ 年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
B O D (mg / l)	33	28	20	15	28

セ 竜神川（河口地点）

地点 \ 年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
B O D (mg / l)	78	88	62	43	68

ソ 星が浦川（野嵐橋地点）

地点 \ 年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
B O D (mg / l)	8.8	8.9	8.9	13	17

5 公害防止協定に基づく立入調査結果

(1) 日本製紙株式会社釧路工場

(平成23年度)

項 目			公害防止協定値	立入調査結果	法規制値				
(1) 大気関係 (煙道測定) 23年4～5月、7月～11月、 24年1月、3月測定	①硫黄酸化物	総量規制（1時間当たり年間最大値）	最大 427m³/h以下	最大 55.7m³/h	K値 10.0				
		総量規制（1時間当たり年間平均値）	年間平均 344m³/h以下	年間平均 23.4m³/h					
		ボイラー別排出基準値							
		・4号石炭ボイラー	54.6m³/h 以下	最大 31.6m³/h		59.4m³/h以下			
		・8号石炭ボイラー	135.8m³/h 以下	最大 21.0m³/h		156.2m³/h以下			
		・9号石炭ボイラー	43.7m³/h 以下	最大 14.0m³/h		55.4m³/h以下			
			・11号回収ボイラー	61.8m³/h 以下	最大 2.7m³/h	228.0m³/h以下			
			・N-1号石炭ボイラー	99.2m³/h 以下	最大 14.0m³/h	100.6m³/h以下			
			②ばいじん	ボイラー別排出基準値 ・4号石炭ボイラー	最大 0.25g/m³以下	最大 0.1635g/m³	0.25g/m³以下		
					年間平均 0.20g/m³以下	年間平均 0.1635g/m³			
					・8号石炭ボイラー	0.08g/m³以下		最大 0.0157g/m³	0.10g/m³以下
					・9号石炭ボイラー	0.18g/m³以下		最大 0.0397g/m³	0.30g/m³以下
	・11号回収ボイラー	0.20g/m³以下			最大 0.0038g/m³	0.35g/m³以下			
	・N-1号石炭ボイラー	0.08g/m³以下			最大 0.0520g/m³	0.10g/m³以下			
③窒素酸化物	ボイラー別排出基準値 ・4号石炭ボイラー ・8号石炭ボイラー ・9号石炭ボイラー ・11号回収ボイラー ・N-1号石炭ボイラー	400ppm以下	最大 157ppm	450ppm以下 300ppm以下 250ppm以下 180ppm以下 250ppm以下					
		300ppm以下	最大 198ppm						
		250ppm以下	最大 218ppm						
		150ppm以下	最大 87ppm						
		250ppm以下	最大 73ppm						
(2) 排水関係 23年4月～24年3月測定	①排水量		199,920m³／日	194,400 ～196,800m³／日	無規制				
	②水質	・ pH ・ SS ・ COD	5.8～8.5	7.3～7.7	5.0～9.0				
			最大 90mg/L以下	最大 32mg/L	最大 90mg/L以下				
			日間平均 70mg/L以下	日間平均 (年間平均) 16mg/L	日間平均 70mg/L以下				
			最大 160mg/L以下	最大 110mg/L	最大 160mg/L以下				
			日間平均 120mg/L以下	日間平均 (年間平均) 87mg/L	日間平均 120mg/L以下				
(3) 悪臭関係 23年6月、10月、 24年2月測定	・ 硫化水素 ・ メチルメルカプタン ・ 硫化メチル ・ 二硫化メチル		0.02ppm以下	0.001ppm	0.02ppm以下				
			0.002ppm以下	<0.0001ppm	0.002ppm以下				
			0.01ppm以下	<0.001ppm	0.01ppm以下				
			0.009ppm以下	<0.0001ppm	0.009ppm以下				
(4) 騒音関係 23年7月、10月測定	・ 昼間 ・ 朝、夕 ・ 夜間		65dB (A) 以下	51～52dB (A)	70dB (A) 以下				
			55dB (A) 以下	41～53dB (A)	65dB (A) 以下				
			55dB (A) 以下	46～51dB (A)	60dB (A) 以下				
			騒音規制法第4種区域						

(2) 王子マテリア株式会社釧路工場 (旧 王子製紙株式会社釧路工場)

(平成23年度)

項 目			公害防止協定値	立入調査結果	法規制値
(1) 大気関係 (煙道測定) 23年4月 ～24年3月測定	①硫黄 酸化物	総量規制 (1時間当たり 年間最大値) 総量規制 (1時間当たり 年間平均値)	最大 399m ³ /h以下 年間平均 245m ³ /h以下	最大 (工場推計計算値) 67.3m ³ /h 年間平均 34.1m ³ /h	K値 10.0
		ボイラー別排出基準値 ・4号石炭ボイラー ・6号石炭ボイラー ・7号石炭ボイラー ・9号石炭ボイラー	75.7m ³ /h 以下 71.8m ³ /h 以下 71.8m ³ /h 以下 19.0m ³ /h 以下	最大 23m ³ /h 最大 24m ³ /h 最大 17m ³ /h 最大 0.37m ³ /h	252.8m ³ /h 以下 154.75m ³ /h 以下 155.0m ³ /h 以下 166.41m ³ /h 以下
	②ばいじん	ボイラー別排出基準値 ・4号石炭ボイラー ・6号石炭ボイラー ・7号石炭ボイラー ・9号石炭ボイラー	0.09g/m ³ 以下 0.18g/m ³ 以下 0.18g/m ³ 以下 0.07g/m ³ 以下	最大 0.005g/m ³ 最大 0.088g/m ³ 最大 0.006g/m ³ 最大 0.054g/m ³	0.15g/m ³ 以下 0.25g/m ³ 以下 0.25g/m ³ 以下 0.07g/m ³ 以下
		③窒素 酸化物	ボイラー別排出基準値 ・4号石炭ボイラー ・6号石炭ボイラー ・7号石炭ボイラー ・9号石炭ボイラー	最大 120ppm 最大 320ppm 最大 270ppm 最大 140ppm	250ppm以下 400ppm以下 400ppm以下 180ppm以下
(2) 排水関係 23年4月 ～24年3月測定	①排水量		241,450m ³ /日	96,000 ～134,400m ³ /日	無規制
	②水質	・pH ・SS	5.8～8.5 最大 90mg/L以下 日間平均 70mg/L以下	7.4～7.7 最大 42mg/L 日間平均 (年間平均) 27mg/L	5.8～8.6 最大 90mg/L以下 日間平均 70mg/L以下
		・COD	最大 160mg/L以下 日間平均 120mg/L以下	最大 94mg/L 日間平均 (年間平均) 72mg/L	最大 160mg/L以下 日間平均 120mg/L以下
(3) 悪臭関係 23年6月、10月、 24年2月測定	・硫化水素 ・メチルメルカプタン ・硫化メチル ・二硫化メチル		0.02ppm以下 0.002ppm以下 0.01ppm以下 0.009ppm以下	0.001ppm <0.0001ppm <0.001ppm <0.0001ppm	0.02ppm以下 0.002ppm以下 0.01ppm以下 0.009ppm以下
(4) 騒音関係 23年7月、10月 測定	・昼間 ・朝、夕 ・夜間		70dB(A) 以下 65dB(A) 以下 60dB(A) 以下	43～53dB(A) 40～54dB(A) 35～55dB(A)	工業専用地域に つき無規制

(3) 釧路コールマイン株式会社

(平成23年度)

項 目			公害防止協定値	立入調査結果	法規制値
(2) 排水関係 23年4月 ～24年3月測定	①排水量		月間平均 7,500m ³ /日	3,283.2～3,686.4m ³ /日	無規制
	②水質	・pH ・SS	5.8～8.6 最大 200mg/L以下 日間平均 150mg/L以下	7.1～8.5 最大 23mg/L 年間平均 5mg/L	5.8～8.6 最大 200mg/L以下 日間平均 150mg/L以下
		・BOD	最大 160mg/L以下 日間平均 120mg/L以下	最大 1.7mg/L 年間平均 0.7mg/L	最大 160mg/L以下 日間平均 120mg/L以下

6 用語解説

(あ行)

アイドリング・ストップ

自動車の駐停車時にエンジンを止めること。北海道地球温暖化防止対策条例により信号待ちや交通混雑により停止する場合等を除き、運転者に義務付けられている。

悪臭除去方法

燃焼脱臭法、接触酸化触媒法、オゾンによる酸化法、酸アルカリ洗浄法、イオン交換樹脂法、電極法、水洗法、吸着法などがある。これらは魚腸骨、鶏糞、獣脂、肥料などの悪臭を除去するのに多くの企業で実用されているが、脱臭効果は90%前後のものが多く、99.0～99.99%の効果を発揮させるにはこれらの除去方法をいくつか組み合わせるのが望ましい。

アスベスト（石綿）

アモサイト、クリソタイル、クロシドライト等の種類があり、断熱材等に用いられている。主成分はケイ酸マグネシウム塩。アスベストの粉塵（じん）を吸い込むと、肺ガン、悪性中皮腫等の原因となるおそれがある。

硫黄酸化物（SO_x）

石油や石炭等の燃料に含まれる硫黄分が燃焼して発生するガスで、主として工場やビルなどの固定発生源から排出される。大気汚染では、特に二酸化硫黄（SO₂）に注目して測定が行われている。呼吸器を刺激し、ぜんそく、気管支炎を引き起こすほか植物を枯らせる原因となる。

一酸化炭素（CO）

不完全燃焼に伴って発生する無色、無臭の気体で、血液中のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害するため、頭痛、めまいなどの中毒症状を起こす。自動車排出ガス中に多量に含まれている。

エコマーク商品

（財）日本環境協会により環境保全に役立つと認められ、シンボルマークが付けられた商品。これにより、商品の環境的側面に関する情報を広く社会に提供し、消費者による商品の選択を促すことを目的とする。

LED（発光ダイオード）照明

LEDを使用した照明器具であり、蛍光灯や白熱電球といった従来型の照明器具と比較すると、高輝

度・長寿命・低消費電力・低発熱性などの特長を持つ。高価格という問題があるが、価格は経年とともに下がり続けており、一般家庭への普及進展が期待されている。

オゾン

かすかに青色をおびた気体で、大気中では放電で、成層圏では太陽の輻射により生成される。不安定なため分解しやすく、その際発生する酸素は強力な酸化力を呈する。この酸化力を利用し、空気の浄化、脱臭、脱色、漂白などが行われる。微量は無害であるが、一定濃度（0.1～0.3ppm）以上は有害である。光化学オキシダントの主成分の一つである。

(か行)

外来種

野生生物が、本来の移動能力を超えて国内外の他の地域から人為によって意図的あるいは非意図的に導入された生物種。近年、国内外において外来種が地域固有の生態系などに大きな脅威となる事例がクローズアップされている。北海道においては、ペットとして導入されたアライグマ、釣りの対象として放流されたブラックバスなどによる生態系への影響などが懸念される。

化学的酸素要求量（COD）

水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した時に必要な酸素の量。湖沼・海域の汚濁を測る指標で、COD値が高いほど汚濁度が高い。

加重等価平均感覚レベル（WECPNL）

Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Levelの略で 航空機による騒音を評価するために採用された評価単位。1日に観測されたすべての航空機について、1機ずつの騒音量をすべて加算し、1日の時間で平均することで求められた量に、さらに時間帯による補正を行った値をいう。

環境家計簿

消費者が楽しみながら、また家計費の節約を励みとしながら、自然に環境に配慮したライフスタイルに変えていくことができるように工夫された家計簿。具体的には、電気・ガスなどのエネルギー使用量を記入しチェックすることにより、家庭生活に伴う二酸化炭素の排出量が計算でき、同時に家計のチェックにも役立つようになっている。また、環境に配慮した行動に役立つ情報を多数盛り込んでおり、いろいろな場面で参考にできるようになっている。

環境基準

環境基本法第16条において「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」と定義されている。

環境騒音

ある地域で、通常そこに存在する不特定多数の音源から発生する総合された騒音をいう。

環境マネジメントシステム

環境負荷を継続的に減らしていくために、企業などの組織において、環境保全に向けた目標・方針に基づき、取り組みを計画的に実行・管理するシステム。ISO14001は、環境マネジメントシステムの国際規格。

官能試験法

視覚、嗅覚、味覚など人の感覚によって、物性を判定する方法。悪臭の判定では、食塩水平衡法、注射器法、無臭室法、三点比較式臭袋法などがある。

環境ホルモン

環境ホルモンは、正式には「外因性内分泌攪乱化学物質」といわれるホルモン類似化学物質のことで、体内に取り込まれた場合、生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与えることが懸念されている。

グリーン購入

グリーン購入とは、エコマーク商品など環境に与える負荷ができるだけ小さい製品を優先的に購入すること。国では「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」を制定し、国や地方自治体等でのグリーン購入の推進を図っている。

グリーンマーク商品

古紙再生利用製品の利用拡大と自然環境の保護や森林資源の愛護などの意識向上を目的として、(財)古紙再生促進センターが認定したマークが付けられた商品。

光化学オキシダント (O_x)

大気中に窒素酸化物、炭化水素などの汚染物質が紫外線の作用で、光化学反応を起こすことによって生成されるオゾン (O₃) などの酸化性物質の総称で、目や鼻などの粘膜に刺激を与えたり植物に被害

を与えたりする光化学スモッグの主な原因とされている。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠かんがい用水路その他公共の用に供される水路のこと。（水質汚濁防止法による定義）

こどもエコクラブ

平成7年度から環境省が幼児から高校生を対象に推進している事業で、子どもたちが地域の中で楽しみながら自主的に環境活動・学習を行うことを支援するものである。こどもエコクラブに参加し、様々な環境学習・活動を通して、環境を大切にすることと行動力を育むことを目的としている。会員になると、活動のヒントになる会員手帳やわかりやすい環境情報などを掲載した「JECニュース」などが送られる。

(さ行)

酸性雨

大気中の硫黄酸化物、窒素酸化物などが雨水に取り込まれた結果、酸性化したものを酸性雨 (pH ≤ 5.6) といい、河川や湖沼の酸性化、魚類、樹木、土壌などに影響を与える。

三点比較式臭袋法

官能試験法の一つで、東京都で研究開発され、本市でも昭和53年度より採用している。

無臭空気を満たした3個1組のプラスチック製の袋の1個に原臭気を注入し、数人の判定員が嗅ぎわけ、他の2個の袋と区別できなくなるまで希釈して、その希釈倍数を求める方法。

自然再生事業

過去に損なわれた自然を積極的に取り戻そうとする事業で、具体的には、湿原の回復、干潟の再生や森づくりなどを行う。単に、景観の改善や特定の植物群落を植栽するというのではなく、残された自然の維持管理から良好な自然を作り出すことまで、様々な取り組みを効果的に組み合わせることで、その地域の生態系の質を高め、地域の生物多様性を回復していくことを目指している。

臭気強度表示法

においの強さを6段階に分けて表示する方法。

0 無臭

1 やつと感知できるにおい

- 2 何のにおいであるか判る弱いにおい
- 3 楽に感知できるにおい
- 4 強いにおい
- 5 強烈なにおい

本市の悪臭物質の規制基準は、臭気強度2.5となっている。

振動レベル

振動レベル計を用いて、感覚補正を通して測定した加速度レベル。単位「dB」が用いられる。気象庁震度階の無震は40～60dB、微震は60～70dB、軽震は70～80dB、弱震は80～90dB、中震は90～100dBに相当する。

水素イオン濃度 (pH)

酸性、アルカリ性を示す指標。7.0が中性、これより数値が大きければアルカリ性、小さければ酸性である。特殊な場合を除き、河川水の表流水はpH7付近にあり、海水はpH7.8～8.3付近とややアルカリ性になっているのが普通である。

生物化学的酸素要求量 (BOD)

水中の有機物がバクテリアによって分解される時に必要な酸素の量。河川の汚濁を測る指標で、BOD値が高いほど汚濁度が高い。

生物多様性

地球上には様々な環境に適応し進化した、3,000万種ともいわれる多様な生き物が生まれた。これらの生き物の生態系、種、遺伝子的な多様性がもたらす恵みにより、すべての生き物の命と暮らしが支えられている。

絶滅危惧種

乱獲や過剰採取、開発による環境悪化、外来種による生態系のかく乱など、人間の活動による影響や気候変動による急速な生息環境の変化などが原因となって、絶滅寸前に追いやられている野生動植物の種をいう。

野生動植物は生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠かすことのできないものであることから、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることは重要な課題となっている。

騒音レベル

人間の耳は同じ強さの音でも、周波数によって大きく感じたり小さく感じたりする。その感覚にあうような補正をした騒音計で測定した値のこと。

(た行)

ダイオキシン類

外因性内分泌かく乱物質の一つで、動物や人体に対して強い毒性が確認されているものを含む化学物質。ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)、コプラナーPCB (Co-PCB) をまとめてダイオキシン類と呼ぶ。

物質として安定しているので分解しにくく、ごく微量でも、生物のからだに影響を与える。

大腸菌群

大腸菌群は、人畜の腸内に存在するものと、土壌中など環境中に分布するものがあり、病原性のものと非病原性のものがある。大腸菌群が検出されるということは、人畜のし尿が混入している疑いを示す。

窒素酸化物 (NOx)

窒素酸化物は一般に、一酸化窒素 (NO) と、二酸化窒素 (NO₂) 両者の総称として用いられる。燃料中や空気中の窒素が高温燃焼過程で酸化され、NOが生成する。これが大気中に放出されたあと酸素と結びついてNO₂となる。ボイラー、焼却炉、自動車エンジンなどが発生源で、酸性雨の原因物質の一つである。

中央値 (L₅₀)

騒音計の指示値で、そのレベルより高いレベルの時間と低いレベルの時間が半分ずつあるようにとった値。「自動車騒音の要請限度」は中央値で評価する。

等価騒音レベル (LA_{eq})

時間とともに変化する騒音のエネルギーを平均した騒音レベル。日本でも平成11年4月1日より「騒音に係る環境基準」は等価騒音レベルが用いられている。

特定建設作業

指定地域内において、著しい騒音・振動を発生させる建設作業であって、政令で定められたものをいい、例えば、くい打ち機を使用する作業、さく岩機を使用する作業、ブレーカーを使用する作業がある。

(な行)

日平均値の2%除外値

1年間に得られた1日平均値を整理し、高い方から2%の範囲にあるものを除外した1日平均値の最高値

をいう。

日平均値の年間98%値

1年間に得られた1日平均値を整理し、低い方から98%に相当するものをいう。

(は行)

富栄養化

工場排水、家庭排水、農業排水などにより、窒素、リンが増えると、藻類やプランクトンが太陽光線を受けて爆発的に増殖し、腐敗過程でさらに水中に窒素やリンが放出され、次第に栄養塩が蓄積される。この現象を富栄養化という。この状態になると、海では赤潮、湖沼ではアオコの発生がおこる。

ブルーリスト

外来種の移入・拡散を防ぐための基礎資料となることを目標として、北海道が国に先駆けて作成した外来種のリストであり、「北海道外来種データベース」として、2004年5月にインターネットで広く情報を公開した。

希少野生生物のリストが「レッドリスト」であるのに対し、外来種のリストは「ブルーリスト」と呼んでいる。

フロン

フッ素を含むメタン又はエタン系の化合物。冷媒、エアゾールなどに使う。1974年ローランド教授が「このガスが大気上層にまで拡散すると成層圏のオゾンが破壊され、そのため強い紫外線が地表に達し人間の皮膚ガンが増すだろう」と発表してから注目され始めた。

浮遊物質 (SS)

粒径2mm～1マイクロメートル（100万分の1メートル）の間にある水に溶けない混濁物の総称。SS値が高くなると、水は濁り、光の透過を妨げ、水域の自浄作用を阻害し、魚類の呼吸に悪影響を及ぼすこともある。

浮遊粒子状物質、降下ばいじん

大気中に長時間浮遊している粒子状の物質のうち、粒径が10マイクロメートル以下のものを浮遊粒子状物質といい、主に土ぼこりや石炭、石油系燃料等の燃焼で発生するばいじん、スパイクタイヤによる道路粉じん等を指す。浮遊粒子状物質は、視程障害や、呼吸機能に影響を及ぼす。浮遊粒子状物質のうち比較的粒径の大きいものは、重力や雨、雪に吸収され

降下するため降下ばいじんという。

(や行)

有機塩素系化合物

トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン等の物質のことで、主に金属・機械部品等の脱脂洗浄剤やドライクリーニング用の洗浄剤として使われている。有機塩素化合物は炭素と塩素が直接結合した有機化合物のことをいい、一般的には生物分解が困難であり、水にあまり溶けず、油に溶けやすいため、動植物の体内に蓄積されやすく、発ガン性の疑いが指摘されている。

要請限度

自動車等から発生する騒音や振動が、この限度を超えて発生し、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認められるときは、騒音規制法及び振動規制法の規定により、市町村長は公安委員会に道路交通法の規定による車両の通行の制限などの措置を要請できるほか、道路管理者に対しても道路の改善などの騒音・振動防止の措置を要請できる。

溶存酸素 (DO)

水中に溶け込んでいる酸素の量。一般的に汚濁度が高くなるとDO値が低くなる。DO値が4～5mg/l以下になると普通の魚では永続して生息できない。

4 R

循環型社会を構築していくためのキーワード。

リフューズ（ごみになるものを断る）、リデュース（ごみを減らす）、リユース（使用を終えた製品を基本的な形を変えずに使用する）、リサイクル（不用品や廃棄物を再生して利用する）の4つからなる。

(ら行)

ラムサール条約

正式には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、1975年に発効。イランのラムサールで採択されたことからこう呼ばれている。国際的に重要な湿地を国際協力して保全することを目的とし、水鳥の生息地としてだけではなく、湿地そのものが持つ機能・資源・価値を将来にわたり維持していこうとする条約。

日本は1980年の条約加入の際に釧路湿原を登録して以降、登録湿地を増やし、2005年11月には阿寒湖、雨竜沼湿原など20ヶ所が新たに登録され、国内の登

録地は33ヶ所となった。

その後、2008年10月に4ヶ所が新たに登録され、2012年7月には大沼など9ヶ所が新たに登録され、国内の登録湿地は46ヶ所になった。

釧路地域では釧路湿原、霧多布湿原、厚岸湖・別寒辺牛湿原、阿寒湖が登録。

レッドリスト

国際的な自然保護機関である国際自然保護連合（IUCN）により、絶滅のおそれのある動植物種をまとめた「レッドリスト」が作成され、わが国の環境省でも、IUCNのレッドリストにならったリストを作成して「レッドデータブック」を編纂し、絶滅危惧種の保存に取り組んでいる。

絶滅危惧種が増加している原因のほとんどは人間活動によるものであり、その保存は、生物多様性の保全の上でも重要な課題となっている。

7 環境行政のあゆみ（年表）

年	事 項	備 考
大正10年	3月)マリモが天然記念物に指定【阿寒町】	
大正11年	4月)尺別村から音別村に村名改称【音別町】、8月)市制施行	
昭和 4年	3月)汚物掃除法が釧路市に適用される	
昭和 9年	4月)阿寒国立公園指定【阿寒町】	
昭和10年	8月)釧路湿原のうち2,700haが「釧路丹頂鶴繁殖地」として国の天然記念物に指定	
昭和12年	12月)春採湖全体が「春採湖の緋鮒生息地」として国の天然記念物に指定	
昭和23年	し尿処理手数料条例制定	
昭和24年	10月)旧鳥取町と合併	
昭和27年	3月)「阿寒湖のマリモ」が国の特別天然記念物に指定される【阿寒町】、国の天然記念物「釧路丹頂鶴繁殖地」(2,700ha)が「釧路のタンチョウ及びその繁殖地」(2,750ha)に変更され、国の特別天然記念物に指定される	
昭和29年	釧路市ふん尿取締条例施行	
昭和30年	4月)釧路市清掃条例制定	
昭和32年	1月)阿寒村に町制が施行される【阿寒町】	
昭和34年	1月)音別村に町制が施行される【音別町】	
昭和39年	4月)阿寒町塵芥焼却炉条例制定（阿寒湖温泉地区、雄別地区の2基稼動）【阿寒町】	
昭和42年	6月)「タンチョウ」が地域を定めない国の特別天然記念物に指定される、7月)国の特別天然記念物「釧路のタンチョウ及びその繁殖地」(2,750ha)が「釧路湿原」(5,012ha)に変更され、天然記念物に指定される	
昭和44年	5月)釧路市公害対策審議会設置	
昭和46年	4月)阿寒町廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定【阿寒町】、釧路市公害防止条例制定	
昭和47年	3月)釧路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定	
昭和48年	12月)本州製紙㈱と公害防止協定締結	
昭和49年	音別町ごみの処理及び清掃に関する条例制定【音別町】、7月)十條製紙㈱と公害防止協定締結	
昭和50年	7月)太平洋炭礦㈱と公害防止協定締結	
昭和51年	3月)釧路地域公害防止推進計画策定	釧路市、白糠町、釧路町
昭和54年	3月)釧路湿原(5,012ha)が「国設クッチャロ太鳥獣保護区」に設定され、うち3,833haが特別保護地区に指定される	
昭和55年	釧路湿原(5,012ha)が日本で最初のラムサール条約湿地に登録される	
昭和60年	5月)春採湖審議会が発足	
昭和62年	7月)釧路湿原が国立公園に指定される	
昭和63年	10月)㈱本州コーポレーションと公害防止協定締結	本州製紙㈱との公害防止協定失効
平成元年	4月)「国設クッチャロ太鳥獣保護区」(5,012ha)が「国設釧路湿原鳥獣保護区」(10,940ha、うち特別保護地区6,490ha)に変更 7月)釧路湿原のラムサール条約湿地の登録区域が7,726haに拡大	
平成 2年	12月)釧路湿原国立公園の特別地域のうち9,714haが動力船等利用規制区域として指定	
平成 4年	2月)春採湖環境保全対策協議会が発足し、春採湖環境保全計画を策定	
平成 5年	6月)ラムサール条約第5回締約国会議が釧路市で開催、12月)日	4月)十條製紙㈱と山陽国

	本製紙㈱との公害防止協定改正	策パルプ㈱が合併し、日本製紙㈱に名称変更
平成 6年	9月) 釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例制定	
平成 7年	1月) 釧路国際ウェットランドセンター設立、7月) 釧路市廃棄物減量等推進審議会を設置（委員に公募委員5名参入）	
平成 8年	7月) ㈱本州コーポレーションとの公害防止協定を本州製紙㈱が承継、8月) 国際湿原保全釧路会議が釧路市で開催、10月) 王子製紙㈱と公害防止協定締結	本州製紙㈱と新王子製紙㈱が合併し、王子製紙㈱に名称変更
平成10年	12月) 釧路市環境基本条例制定	
平成11年	1月) 釧路湿原のラムサール条約湿地の登録区域が7,863haに拡大、4月) 釧路市環境審議会設置	
平成12年	1月) 釧路市環境基本審議会委員に市民公募導入、9月) 釧路市みんなできれいな街にする条例制定、10月) 道設「春採湖鳥獣保護区」設定	
平成13年	3月) 釧路市環境基本計画策定、11月) 釧路市環境マネジメントシステム運用開始	
平成14年	1月) 釧路コールマインと公害防止協定締結、3月) 釧路市役所がISO14001取得 8月) 広域ごみ処理を目的とした特別地方公共団体である釧路広域連合設立	太平洋炭鉱㈱との公害防止協定失効 釧路市、音別町、白糖町、阿寒町、釧路町、鶴居村
平成15年	11月) 自然再生推進法に基づく「釧路湿原自然再生協議会」設立	
平成16年	3月) 釧路市地球温暖化防止実行計画策定	
平成17年	3月) 釧路市自動車放置防止条例制定、釧路湿原自然再生協議会が「釧路湿原自然再生全体構想」を策定、4月) 家庭ごみの有料化実施	
	10月) 釧路市、阿寒町、音別町が合併。（新）釧路市制施行。 11月) 阿寒湖がラムサール条約に登録される	
平成18年	4月) 釧路広域連合清掃工場が供用開始、6月) 春採湖ウチダザリガニ生息状況調査開始、8月) 生物多様性に係わる多国間協定の履行に関するアジア・太平洋地域研修ワークショップ	
平成19年	3月) ISO14001規格に基づく環境マネジメントシステム終了、釧路市景観条例制定、4月) 市独自の環境マネジメントシステム「釧路市エコオフィス活動」運用開始、道道釧路空港線周辺地域を「景観形成推進地区」に指定	ISO14001認証登録は平成19年6月30日付辞退
平成20年	4月) プラスチック製容器包装の資源化（中間処理）を開始、6月) 「阿寒、音別地域における環境に関する特性と課題についてー環境配慮行動のあり方（指針）ー」策定、7月) 釧路地域レジ袋削減推進連絡会発足、10月) 釧路市が景観法に基づく景観行政団体となる	
平成21年	4月) 釧路広域連合に弟子屈町が加入、11月) 釧路市景観計画策定	
平成22年	2月) 釧路市地域エネルギービジョン策定、5月) バッカー車でのBDF（廃食用油）本格運行実施	
平成23年	3月) 釧路市環境基本計画改訂、釧路市地球温暖化対策地域推進計画策定、9月) 釧路湿原国立公園の指定区域が28,788haに拡大	
平成24年	10月) 王子製紙㈱との公害防止協定を王子マテリア㈱が承継	王子板紙㈱が王子製紙㈱を承継し、王子マテリア㈱に名称変更

釧路市環境白書 平成24年度版

平成25年1月発行

発行 釧 路 市

編集 市民環境部環境保全課

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

TEL 0154-31-4535

FAX 0154-23-4651

E-mail ka-kankyokanri@city.kushiro.lg.jp
